

372-558



1200501449172

372

558



始





正6D74

藩國官職通考



石川縣圖書館協會





潘國官職通考





372-558

372-558

### 藩國官職通考目次

#### 卷之一

御年寄衆諸御役	一
諸大夫	一
御年寄衆	一
人持組頭 附人持組 人持末席	四
公儀御用	七
金澤御城代	八
御勝手方御用御主附	九
學校方御用御主附	九
勝千代様御用御主附	九
御 大老 以下闕職	九
小松御城代	〇
産物方御用御主附	一
御部屋之内御附	一

人持組諸御役	一三
御家老役	一三
若年寄	一四
寺社奉行 附御儒者 御醫者 御醫者並	一五
與力裁許 附與力	一七
公事場奉行	二二
御算用場奉行 附御算用者小頭 同小頭並	二二
御算用者 同並	二二
御奏者番	二五
小松御城番	二五
御預地奉行	二五
出銀奉行	二五
定火消役	二六
御宮請取火消	二六
御佛殿並別當屋敷請取火消	二六
三箇寺請取火消	二七
聖堂並學校請取火消	二七
江戸御留守居 以下闕職	二七

藩國官職通考

一、裝幀は玉井敬泉氏の手に成るもの、圖案は國幣中社白山比咩神社藏の國寶螺鈿鞍文様を資料として作圖せられた。

一、校訂は末尾の解説と共に石川縣史編纂係のH置謙氏を煩はした。

一、校正は太田南圃氏が主としてその勞をこられた。



御部屋之内御附	二七	魚津在住	四一
大横目	二八	今石動水見城端支配	四二
奥御奏者番	二八	卷之四	
諸頭一	三〇	諸頭二	四四
定番頭	三〇	新番頭	四四
附定番御馬廻御番頭	三〇	附新番組御歩小頭	四四
定番御馬廻	三〇	同御歩並	四四
定番御歩小頭	三〇	御歩頭	四六
同小頭並	三〇	附御歩小頭	四六
定番御	三〇	御歩小頭並	四六
御馬廻組並	三三	御先頭	四九
附御馬廻御番頭	三三	御持頭	五〇
同御使役	三三	金澤御留守居番	五一
御馬廻組	三三	江戶御留守居番	五一
御小將頭	三六	御先頭	五二
附御大小將御番頭	三六	物頭並	五三
同横目	三六	附間番	五三
御大小將組	三八	問番見習	五三
組頭並	三八	江戶御廣式	五三
御槍奉行	三九	御用	五三
附町同心	三九	法梁院櫻附物頭並	五三
町同心並	三九	貞琳	五三
町奉行	三九	院櫻附物頭並	五三
火矢方御用	三九	諸頭三	五六
町下代	三九	卷之五	

御奧小將御番頭	五六	御用人	七三
附御奧小將横目	五六	宗門奉行	七四
御表小將御番頭	五八	御判物方御用	七四
附御表小將横目	五八	御省略方御用	七四
御表小將	五八	兩學校方御用	七四
組外御番頭	五九	御射手裁許	七五
附組外	五九	附御射手小頭	七五
同並	五九	御射手	七五
小松御馬廻御番頭	六一	御異風裁許	七七
附小松御馬廻	六一	附御異風小頭	七七
御横目	六二	御異風	七七
御使番	六三	御領國鐵炮改奉行	七八
附御料理頭	六三	三州盜賊改役	七八
御料理棟取	六三	能州越中改方闕職	七八
御料理人	六四	二御丸御廣式御用	七八
御料理人並	六四	金谷御廣式御用	七九
御細工奉行	六五	喧嘩追掛物役	八〇
附御細工者小頭	六五	諸向御入用方取調理方御用	八〇
御細工者小頭	六五	御仕法御調達方御用	八〇
並	六五	御旗奉行	八〇
頭	六七	以下闕職	八〇
前田左衛門等並	六八	御儉約奉行	八一
御中小將組頭	六八	銀貸銀奉行	八一
以下闕職	六八	銀札方御用主附	八二
附御中小將御番頭	六八		
御中小將	六八		
諸頭兼役	七〇		
伊藤平右衛門等席御用	七〇		
御近習御用	七一		
附奥御取次	七一		



卷之七

平士五奉行	八三
御馬奉行 附御馬役 御馬醫 御厩方 御歩	八三
並 歩與力	八三
御普請奉行 附穴生 下裁許	八四
御作事奉行 附御大工頭 同棟取役 御大工	八四
御大工並 御壁塗 御疊刺	八四
割場奉行 附御小人頭 足輕	八六
會所奉行	八七
御近習役	八七
御膳奉行	八七
奧御納戸奉行	八八
御近習番	八八
泰雲院様御近習番	八八
御書物奉行	八八
書寫奉行 附御書物役	八九
南御土藏奉行	八九

諸士諸奉行	九一
御預地方御用	九一
改作奉行	九一
定檢地奉行	九一
表御納戸奉行	九二
御武器奉行	九二
御弓矢奉行	九二
御鐵炮奉行	九二
玉藥奉行	九二
内作事奉行	九二
江戸御作事奉行	九三
御造營方内作事奉行	九三
外作事奉行	九三
小作事奉行	九三
板批奉行	九四
吳服奉行	九四
料紙奉行	九四
大銀奉行	九四

諸方御土藏奉行	九四
金銀入立奉行	九四
役銀奉行	九五
出銀請拂奉行	九五
小拂奉行	九五
堂形奉行	九五
御普請會所道具調奉行	九五
御普請會所道具渡奉行	九五
割場道具渡奉行	九五
卷之九	
遠所諸奉行、諸役附	九六
宮腰町奉行 附御船手足輕	九六
小松町奉行 附町下代	九六
所口町奉行	九六
魚津町奉行 附魚津御馬廻 同下裁許	九七
高岡町奉行	九七
境奉行	九八
別宮口留御用	九八

加州御郡奉行	九八
礪波射水御郡奉行	九八
新川御郡奉行	九九
能州御郡奉行	九九
宮腰御詰米奉行	九九
本吉湊裁許	九九
宇出津山奉行	九九
吉久御詰米奉行	九九
新庄金山裁許	九九
能美郡御代官	一〇〇
所口御代官	一〇〇
東岩瀬御代官	一〇〇
新川郡之内御代官	一〇〇
木滑口留御用	一〇〇
河原山口留御用	一〇一
卷之十	
諸場御横目	一〇二
公事場御横目	一〇二

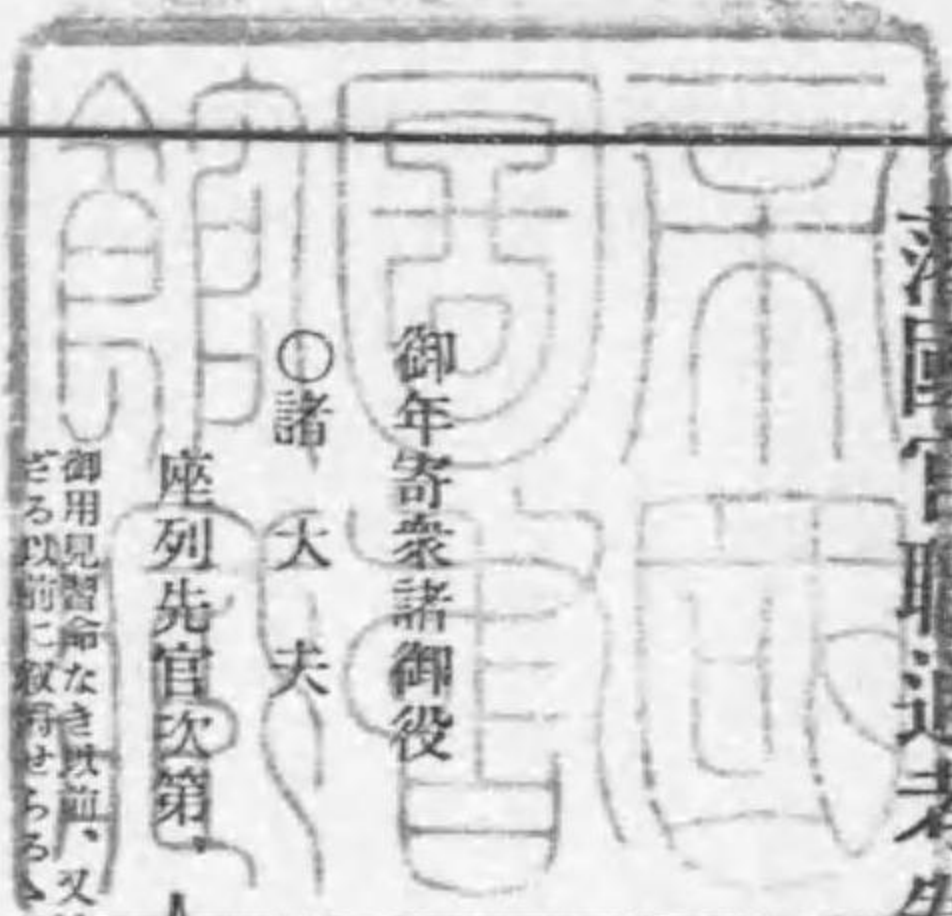


- 御算用場横目 一〇二
- 御普請會所横目 一〇二
- 御作事所横目 一〇二
- 會所御横目 一〇二
- 割場御横目 一〇二
- 學校御横目 一〇三
- 平士諸役 一〇三
- 御勝手方御用 一〇三
- 二御丸御廣式御用達 一〇三
- 金谷御廣式御用達 一〇三
- 江戸御廣式御用人 一〇四
- 江戸御廣式番 一〇四
- 法梁院様附御用人 一〇五
- 法梁院様附御廣式番 一〇五
- 貞琳院附御用人 一〇五
- 御年寄中席執筆 一〇五
- 京都御屋敷詰人 一〇六
- 大坂御屋敷詰人 一〇六

- 三十人組頭 附小頭 御手木之者 一〇六
  - 御茶堂頭 附同小頭 御茶堂坊主 一〇六
  - 坊主頭 附同小頭 坊主 一〇七
- 文政五年十二月十六日竹澤御殿御移徙に付、十二月朔日竹澤附御役人新命あり。委曲觸留に名目備る故略之。沿革は追々可書之。

藩國官職通考卷之一

弦齋湯淺祇庸編輯



御年寄衆諸御役 諸大夫 四人

座列先官次第 持組頭先名より任之。 本多家前

高徳公天正十九年三月十九日參議に被任時、藤原家傳來の口宣の日附 六月十四日とあり。按るに三月叙爵し、六月に至り宣命下る、其時の日附なるか。若叙爵の時の日附ならば諸本三月とあるは非也。當考。 村井又兵衛長頼拜禮後守 又兵衛元祖 篠原勘六一孝拜禮前守、後改出羽守 〇嫡孫若松幼少に 〇死に去る。今の頼母は次男家なり。 兩人始て叙爵を被命、文祿三年四月八日太閤家公邸へ御成の時、高昌織部定吉拜石見守 〇右門祖 中川清六郎光重拜武藏守 〇家系今の系女 兩人叙爵、同四年三月廿七日奥村助右衛門永福拜伊豫守 〇助右衛門元祖 神谷左近守孝拜信濃守 〇家系今の治部 兩人叙爵、於是六大夫也。慶長元年九月二日四人命ぜらる。奥村織部榮明拜河内守 〇永福の嫡子・富田大炊重政拜下野守 後越後守 〇横佐祖・木村三郎兵衛景行拜土佐守、無子斷絶。加藤新九郎子助兵衛は土佐守の

稱なる故、氏を改め木村と稱す。是守兵衛兵衛孫也。於是十大夫備れり。是沈惟敬我公邸へ館伴、太閤家謁見の時右四臣を叙爵せらる。其後微妙公御代元和元年閏六月廿八日、或寛永三年八月とあれ其諸本今茲に保く。故に今取らず。本多安房政重拜安房守 〇安房守元祖・横山山城長知拜山城守 〇山城守元祖 兩人叙せらる。是より後中絶の處、松雲公御代元祿四年十二月廿六日、本多安房政長拜安房守 〇二代目・前田佐渡孝貞拜越前守 〇伊勢守祖 兩人叙爵す。同八年十二月十二日長九郎左衛門尚連拜大隅守 〇甲斐守高祖文 叙せらる。此時三大夫たり。同十五年四月朔日本多主殿政敏拜安房守 〇三代目 是より前に本多政長前田孝貞隠居す。故に此時に至て長尚連と共に兩大夫也。同月廿五日兼々御願ありしにより、前田主税直堅拜近江守 〇主税家四代・横山左衛門英盛拜山城守 〇山城守高祖文 兩人叙せらる。自是以來四大夫常例となり今に至れり。

〇御年寄衆 八 家

座列知行高次第。前田主税家は、前々より組頭たるが、諸大夫次第より。〇通例被召出或跡目相續追て御用見習、其後加判月番被仰付、夫より組頭を命ぜらる。〇嫡子被召出は新知二千五百石を賜ふ。内五百石は



奥力知也。最前は三石下さる。

夫年寄馬廻馬廻のこと御馬廻の稱、永正六年將軍義種君細川右京大夫へ賜る御教書中に見ゆ、下學老談に見えたり。

按るに、假令大身たりとも小身たりとも、其家臣の中に才器人に超越し年寄なるもの其上に立、一家の事を司らしむるゆゑ、家司、家老など、云々も出来り、則ち家のつかさずり上座とし一階を立るに至る。それを大老、中老、大年寄など、名づけ、終に武家をしてなべて執政大臣の官名。於御家其起元知る處なし。然れども高德公未だ尾州に在せし時よりも、其職なくて叶はざる義なり。

其名目見ゆる處は、高德公御遺誡中を初めすれども、全く役名のこゝも定めがたし。其御文中曰、村井豊後、奥村伊豫守、子共侯。申渡、親儀などの時分は、此兩人の家年寄候間と云云。予謹考するに、此兩人は此方の家にては年寄の者と仰らるゝ事にて、役名の的當すると思はれず。猶思ふべし。

又慶長十六年瑞龍公、老中・人持等へ御書出に見ゆる處は全く役名の事なり。其御文中曰、年寄共令相談、眞是等に因りて見れば、執政の面々を指て年寄中ニ稱呼し來るも舊き事なり。

又其始め今の如く家柄極りたるこゝもなければ、人持より進登せられし歟。下學老談曰、今の年寄中老の昔は人持なり。則慶長三年伏見奥村河内、如レ此、名目は往々見ゆれども姓名顯はるゝ事なし。

按するに高德公御代村井豊後守長頼・奥村伊豫守永福、篠原出羽守一孝等の如き、柱石の臣として國政を預り司る事

儘かなれば、當職に當せり。瑞龍公御代に至りては、奥村河内守榮明・横山山城守長知、太田但馬長知等の如き皆執政

たり。御年表には横山長知、太田長知、山崎宗康などを御家老とあり。○前田對馬長知の後と雖も參政する。微妙公御代に至ては、既に今の模様に見えたり。

則元和三年五月十三日、台徳大君秀忠我龍口邸へ渡御ありしとき、拜謁の臣九人、本多安房守政重・横山山城守長知・奥村河内守榮明・松平伯耆康定治部・横山大膳康

立長知・横山式部長治實長知三男、中頃神合の苗字を繼ぎ、後因幡長秀の嗣と成、再横山と稱す。家系は今の大伴なり。・神谷信濃守近孝・富田下野守宗高・今枝民部直恒民部也。按るに、本多・横山・奥村は年寄衆たるべし。大膳・式部、今枝は御家老役と書譜に見ゆ。伯耆守、御家老と前録等に見えたり。其他は知れずと雖も、御家老役たる歟。當時を以て云は年寄衆、御家老打交り出らるゝに同し。同六月廿九日再び台徳

大君我神田邸神田の邸跡詳かならず。猶へ被爲成の時、拜謁の臣十四人、本多安房守政重、横山山城守長知、前田對馬直正

伊勢守五伊勢守五、世の祖。・長九郎左衛門連頼甲斐守五、世の祖。・奥村河内榮政榮明、横山大膳康立、小幡宮内長次、主計、奥村因幡易英、則左京朝、富田下總直吉、富山侯臣、神谷丹波某、跡を繼、津田勘兵衛重次

子孫油三郎に至て、慶長十三年三の一にて死去。今枝民部直恒、生駒内膳直義、内膳、脇田帶刀重俊、無子斷絶、今の也。此時大膳・勘兵衛の物各差あり、異之。○本文今

善止忠を加ふ。改作地村々へ下代等遺申問敷との御願の表に據る。此時今枝の此時稱號の事考ふべからず。其後延寶年中に至て、年寄中の號歴然たり。御定其附録に、延寶二年七月八日向後白帷子可致着用御

所こいふ名も失たり。然れば寄合は寛文年間全く稱したるべし。貞享三年十一月十三日年寄中等御前私に唱様被仰

出、大年寄今の諸大夫には本多安房政長前田佐渡孝貞奥

村堂岐唐禮奥村伊豫時成、人持組頭は前田備後直佐・長九郎左衛門尙連・横山左衛門英盛此日年寄役には横山筑後、津田玄蕃、奥村

留新左衛門を命ぜらる。大年寄を御大老と稱し、人持組頭を七手頭と云ひ、年寄役を御家老と稱す也。此時安房は既に御大老と成來りたり。又安房並備後並同くし

論に收む、故に附録せず。右の如く昔は御家老を年寄中と云、今は人持組頭を年寄中と唱ふ。是此時の御出されには違ひたり。前に述ること大老の號ありしが、其後諸大夫たりし面々を御大老と云、今は特命の事なし。猶御大老の條に記す。當時は諸大夫、年寄中、御家老役、若年寄と御格品差等あり。惟火事、御定の如きに

至りて、大年寄中の號、備まはせあり。或御書箱などには御大老又人持組頭を御大老と稱し、其餘を七手頭と稱する也。依て其名目を擧げて云ふ時は、諸大夫、御大老、大年寄、大家老、人持組頭、准大老、七手頭、御用納を七手頭と云、又古へ舊様を寄合と云、

は皆通じて年寄衆なり。世俗八家を七手と云、を命ぜらる。是當時へ連綿たるの始なり。此後元祿三年九月廿九日村井出雲親長人持組頭に仰付られ年寄衆列ミなる。於是八家世官の大臣ミ

の御年寄衆の先祖多ければ、必年寄衆職なるべし。又小幡以下御家老役なり。但し富田、生駒の事未考。按るに此時生駒は米地四千五百石にて、淡路守利次君の傳たり。富田は寛永三年の頃人持組頭の如き職分なれば、兩人、寛文元年の頃本多安房政

長・前田三左衛門直之主稅・長九郎左衛門連頼・横山左衛門忠次・前田對馬孝貞・奥村河内榮政・奥村因幡唐禮易英・小幡宮内長次・今枝民部近義直恒、九人を寄合ミ稱す。元祿十四年

御文中、本文九人の名前の末に、寛文元年の頃寄合の稱候者此分と御現稱の旨あり。故に是を證として本文を立つ。○小幡、入枝、津田、御家老役とあり。今の如く參政たる歟。然れども本文を以て見れば、其差ひなし。下學老談などに、年寄中と御家老と格別の違ひ昔は無之と云とあり。前文と酌當せり。然れば寄合は

此頃年寄衆の職號なり。按るに、萬治元年十月御印書出に、一ヶ月兩度日の序主用儀をしらべ、上下界とあり。是寄合の號の出處なるべし。此年間に以前其號題はるゝ處なし。○又本文等を以て按るに、御年寄衆、御家老衆寄合て御政事を取捌、又諸役人も出て其命合を聞により、其會集する處を寄合所と云ひ、其會して取捌く面々を寄合と稱し、直に呼喚と成たり。則寛文三年御城中御定に、寄合八人前田三左衛門、前田對馬後供の首五人とあり。同六年御定に、向後寄合の面々火消當番人赤馬三左衛門、前田對馬後供の首五人とあり。右寛文三年前にも寄合の號御定中に見ゆれども、年月詳ら

かならざれば顯し之。○萬治の頃御印書に、今枝民部、津田玄蕃、奥村因幡、前田對馬四人を以て仰出さるゝ御定多あり。又附録には、此四人は本多、長、横山、小幡とは品違御用取捌たるとも見えたり。予其動向の差ひを分辯せんと思ふ。御定書の御文意解

釋することを得ず。故に普通して其説を定め難し。猶本書に就て見るべし。右の如くなれ共、八人一列たる事は本文を以て知るべし。一概に定むること能はず。只其初年寄衆と御家老衆と差別なき様子、前文に段々述る如し。殊に初は御家老の名あり。延寶天和の間に申越す。故に其頃の書記には、年寄中、若年寄中於御前被仰渡などあり。案を以て知るべし。此等の事予當て諸者に尋問すれ共、諸説紛然として適從し難し。他日正

き書を得て研究せん。又其會する處を寄合所ミ曰ふ。御定書附録寛文二年十二月御書御免の儀に付て被仰渡文中に、寄合所迄書付可有御上候とあり。又御定書に寛文十二年上京の者詰番へ届方御定中に、寄合所へ斷可御指圖事と兩所あり。右寛文年間前承應三年の頃執政姓名も前文の如くにして津田立



成來り今に至れり。世に所謂御年寄衆は松雲公御代家柄御定被遊云傳ふるは、右貞享三年の仰出されの時の事を以て云ふなるべし。然れ共一旦の尊慮を以て定められたるに非ず。又家柄定まりたるも自然の形勢なる事、前文より段々述るが如く因て來ること久し。

○人持組頭 七人

一人に人持一組・御先手物頭三組二組充屬せらる。

其初考る處なし。文祿二年人持の稱見ゆれば組頭も其初なくて叶はざる儀なり。然れ共其姓名見えす。慶長の頃前田源峯對馬長種守其職たること見ゆ。慶長五年小松政時、長九郎左衛門・高山南坊・富田下總・山崎闇齋・太田但馬一手々々の大將たり。尤足輕頭も添之とあり。長・山崎の如き、系譜に人持組頭とあれば、必此時皆組頭職なるべし。又大坂の役御先手の大將本多安房・山崎闇齋・長九郎左衛門・高山山城・奥村河内・富田越後守等皆人持組頭に、又右年間横山山城守長知・岡島備中一吉本家は子孫圓次郎享保九年天死斷絶。今の市正は嫡家なれ共配分知也。成瀬内藏助吉政内藏勤之。元和六年未考奥村河内榮清榮清、同七年神尾主殿助秀直、秀直の嫡子主殿助早世斷絶、次男昌左衛門、同七年神尾主殿助秀直、兼馬家は孫九郎、三男伊兵衛家は昌左衛門寛永八年富田越後重康重康、正保年中横山左衛門忠次、長知の子等各當職に成りあり。以上本村氏前録○諸家譜を按るに、奥村永福入道快心村井豐後守、經原出羽守、

前田美作等の如き、皆前より組頭たることあり。然れ共其年月を詳かにせず。前録にも不し故に、前録に從ひて本文を記す。前録も又全きを傳ず。年月も諸本と異同あり。他日正本を得て、又下學老談に曰、寛永四年の士帳今の七手の様なる六手あり。一番本多安房守政重・神谷信濃守近孝組共、二番横山山城守長知・富田越後守組共十、三番奥村河内榮清組共二十二人○按るに神尾主殿助、元和七年の頃神尾主殿助、奥村河内相役に河内一人役と、四番村井飛騨長光長光、山崎長門光式、四番の子則ち見えたり。五番長九郎左衛門連頼・富田下總直吉組共十、六番前田左兵衛直正後對馬、共十七人○、尤組々物頭二、三人又四・五人も加る。皆今の人持の先祖多し。然れ共人持はなし。其上又同八年富田越後へ下さるゝ御書中に、其方組人持共ありと載す。按るに同時代の御書に組頭の趣顯はれ、組頭も今の年寄衆の先祖多く、又系譜等にも往々組頭とあれば、必人持組頭たる事疑を容べからず。按るに一組に頭二人充て、一人は執政の面々より勤し之、一人は人持より遊登して組頭まで勤むる。一番より六番まで、今の御年寄衆の先祖一人充配り合せて有るが故に、今考むを定む。右の如くたれば、六組にして一組に頭二人充なり。此砌は人持よりも進登せられし見ゆ。寛文元年松雲公御入國の時分は、組頭本多安房政長・長九郎左衛門連頼・横山左衛門忠次・前田對馬孝貞・奥村伊豫榮清・奥村因幡庸禮御年表等には

、前田三左衛門萬治二年小松御城代となり。組の衆は奥村因幡へ屬すとあり。三左衛門は、陽廣公の御時、御一家衆を組として、御後備の組頭たりしむと家譜及び御系譜等に見えたり。前田氏を組とせしなるべし。但寛文年間に至ては其類なし。前田氏も六組に分れ居たり。因により爰に註釋す。六人也。御入國の日、大願より津幡まで本文組々人持段々に御迎に出づ。則六組也。此時一組一人充なり。一組に頭一人と考ふべし。其後貞享二年十一月十三日、年寄衆等唱方被仰出、

を、今悉く御改め、物頭附御人高等も定りたるが故に、本文の如くたるべし。猶諸者の考を俟而已。

附人持組 七組

組頭も御改有之。則ち本多安房政長・前田佐渡孝貞・奥村壹岐庸禮・奥村伊豫時成以上大年寄を兼ねる。前田備後直佐、長九郎左衛門向連、横山左衛門英盛、頭には、本文七人を當時へ係るの組延寶七年當職に命じ置かること。其他は貞享三年此日命すと載すれ共、本多は正保三年に既に組頭たる系譜にあり。佐渡も寛文元年既に組頭たれば、前録の當る共思はれず。長・横山の二氏は此時若年なれば、此日組頭被命すること。獨備後は不慮の職を過たり。此時まで組頭たる者不審なれ共、御年表・家譜等今年に係り、備後・長・横山三人組頭に任ぜらるに付御禮、太刀馬代献上すべきの御親筋あり。是本文の年月と同じ、故に從之。按るに右の如く組頭被命年月各々不同なれば、貞享三年精敏の事被仰出、六組たるを七組に御改りたるゆゑ、前録も其時七人也。於茲七組に御改ありたるなり。是當時へ來るの初也。其後元祿十四年七月九日組分仰出さる。長甲斐守尚連・本多主殿政敏・横山左衛門英盛・前田對馬孝行・奥村壹岐庸禮・村井出雲親長・奥村伊豫有輝本多政敏、奥村有輝二人は、此日對馬・伊豫組九人充、其他は七人充有し之。組衆の姓名は爰に列す。物頭一組に三人充弓一組、屬せらる。是より以來連續して今に至れり。按るに貞享三年七組に御改に改て茲に記す。又考るに貞享三年改りたれ共、御人改等の事、儘かに極らずありし

座列知行本高次第五千石以上の前田氏は萬石に准じ、四千石以下は五千石の上列す。人持の名目は、織田家より始りたる名目にてもある哉。天正二十年豊臣秀次君軍法出令第一の條に見ゆ。下學老談に見えたり。於御家の起元未だ考へず。文祿三年其名目顯はれたり。三傳記云、文祿三年十一月高橋公金澤へ御下り、翌正月御家中年頭の賀儀を請ふに給ふ。御一門の内五郎兵衛殿云々。(中略)三千石より下人持五十二匹充の御禮。座列も昔は武功・年老・筋目等を以て定め給ふ也。され共先は知行の高下次第云。慶長年間に至りて人持の名目往々見ゆ。就中十六年瑞龍公御遺誡中に昭然たり。瑞龍公への御書中に、召仕候人持至小性共其以下迄とあり。又前田對馬・奥村伊豫二人への御書中に、知行高召置候而々共の義は不及中、人持並馬廻組頭と是あり。此頃組數の事知れず。寛永年間より天和年中までは六組有之しが、貞享三年七組に御定也。事組頭の條に詳記す。又無役人持勤番の事は、延寶七年より元祿八年まで柳之間に相詰、五番にて一組合六・七人充勤番、尤物頭も一兩人充加るなり。此時家來一人充勤番の間に詰るとなり。○世に言傳ふる、性古人持より三御丸御番所を守衛すと云共、予履古記中を探り求め共一切其事見ゆる事なし。又寛文元年御城中御定中に、人持番へ斷可得指圖罷歸とあるを見れば、三御丸勤番の事も有之たる歟。又其頃の柳の間詰ありて斷に及びたる歟、一圓其事知る處なし。追考すべし。



座列人持組に同じ。家立の外人持の面々跡目等下され、未だ座列の儀不被仰出内此並に列す。又人持幼少にして三の一被下、少知の面々も此列たり。○御家老の嫡子被召出は、新知千石を賜ひ此並に被命。

其始め詳らかならず。寛文十一年三月長竹之助連房或作竹房兵部と號す。九郎左衛門連兵部と號す。是作兵衛の祖。新知千石を賜ひ人持並なる。是起元なる歟。按るに小身なるが故に、末席に列せるゆゑ稱號成たるべし。乃總列に引離れたるゆゑ、後世引離も俗稱す。小身の末席たらば、是より以前寛永十三年堀七郎兵衛季通堀左衛門督秀治の孫にして、松平總後守忠俊の子也。七郎兵衛の孫主馬に至て享保九年流刑斷絶。今以小左近は七郎兵衛三男の末裔也。○富田景明曰、季通一作秀無役人持に召出され千石を賜ふ。按るに古へ無組附人持と云今小左近に就て正士處、前々より無役人持とありて、系圖にも千石無役にて并列、人持組とありて其稱は知れずと語れり。依て考るに、御普請會所御定役引の條に、無役の人々名前押の内に堀七郎兵衛あり。年號未詳と雖ども、寛文の初年なるべし。此七郎兵衛役儀を勤たる事も見え。右の如くなれば小身によりて御普請役を御免にて無役たり。故に無役人持と御傳來するなるべし。○一説、堀左衛門督の家老堀丹後の藤原深美を松雲公被召出、其時堀左衛門の上列たり。因て堀左衛門陪臣の深美の下列たるを堀丹後を離れ立直り、夫より七郎兵衛小身なれ共深美の上座らしむと云。此説に因れば末席にてはなし。然れ共深美奉仕は寛文元年なれば、此年を去る事二十七年前なり。若深美のゆゑを以て上列とせらる共、寛文以後なるべし。されば寛永初仕の時小身なるを以て、總列の末に必列するなる歟。又堀系圖に、子の右京は無役にて人持と有て七郎兵衛の由緒に其文義同じ。然して右京は末席たる事明かにして乃ち本文に記す如し。此二條を以て見れば、七郎兵衛も必此並たるべしと考を定むと雖ども、船転として感斷し難し。

是此並たるべし。然らば長氏を命ぜらるより三十七年前既に名目備はれり云べし。七郎兵衛子右京秀林に至ては、末席たること赫然たり。此右京延寶六年父の遺跡を繼たれば、其時より此並たるべし。末席と雖組入したる見え、元祿十四年組分の資料并出雲組長兵部堀右天和三年月日本多主殿政敏政長・前田與十郎孝行被召出、寶永四年本多木工政實政敏・前田大炊孝資被召出。是等皆堀右京上列とあれば、此頃年寄衆の息は則此並に列したる由なり。按るに、元祿・寶永の頃御禮の次第方帳に、前田三左衛門御禮所の儀、先年本多主殿等例月出仕の儀、堀右京上に列し候間、三左衛門儀津田兵衛上に列し申にて可有之儀と奥村丹後守伺の通書御禮ことあれば、本文の事述にして、右延寶の頃までも如此ありしと見えたり。然れ共被召出て後、若年寄或御家老役と成、及び月番加判被命てよりは、今の如く惣御年寄衆の下に列せらるると見えたり。猶可三追考、又按るに寶永・正徳の頃、諸頭の下に引離し右年寄衆の子息、其次堀右京・長兵部など、其次今の前田木工並の堀右京・加藤等の如き名一列たること見ゆ。身列は年寄衆の息、人持末席、寄合と、夫々階級有ても、都て組附と書するが故に、組附一列は年寄衆の息、御年寄、諸頭、寄合等に、前田木工並を無組附と書すあり。諸頭認支配名目

其初一切知れず。又其職名も往古には見る處なし。考るに以前は御大老の勤向にして、別に公儀御用の名目はなし見えたり。則寛文九年の頃、不受不施の儀に付公儀觸あり。其御觸渡には本多安房政・長九郎左衛門・横山左衛門忠の名なり。是御大老職なれば此御觸には西四月廿九日とありて年號なし。空所御馬其初一切知れず。又其職名も往古には見る處なし。考るに以前は御大老の勤向にして、別に公儀御用の名目はなし見えたり。則寛文九年の頃、不受不施の儀に付公儀觸あり。其御觸渡には本多安房政・長九郎左衛門・横山左衛門忠の名なり。是御大老職なれば此御觸には西四月廿九日とありて年號なし。空所御馬

多頼母政恒書・津田修理敬脩文書・前田大學知雄修理・成瀬伊織當廣内藏・中川八郎右衛門長裕式部等被召出、其年月其年月千石を賜ふ。皆御家老役の子息にて此並に列す。各召出年月不詳。○若年寄と成ても此列に在しと見ゆ。組人なく父の組頭當分支配たり。享保九年前田主税直躬内膳と列立分れたること今通なり。享保九年前田主税直躬直躬被召出、此時末席たる事なく、今の通列居たり。時此座列、村井主膳次、今枝民部上とあり。如此たれば前註前田三左衛門座列例のこと的當せず。不被召出以前の列のことにして前説理なる歟。以來御年寄衆の息は全く此並たる事なし。御家老衆の息は、以來今枝主水等の御格さ成、此並に召出さる。此後定番頭等より昇進し、此列に至れる多し。姓名畧之。是等は皆御用番支配たり。津田外記は格別の趣を以て先代より組入す。寛政七年十二月末席年頭並例月出仕御禮も人持次列に相成、各組入被仰付。此時時至て名は末席持中と引離立有之のみ其職なり。惣人此時までは年頭御禮も諸頭御禮濟て鳥目引之、御禮例月出仕も惣様引離座列たり。予屢考索して漸く前文を記し、其概見に備ふ。猶識者の後考を待而已。

○公儀御用 二人

諸大夫の内先官より任之

其初一切知れず。又其職名も往古には見る處なし。考るに以前は御大老の勤向にして、別に公儀御用の名目はなし見えたり。則寛文九年の頃、不受不施の儀に付公儀觸あり。其御觸渡には本多安房政・長九郎左衛門・横山左衛門忠の名なり。是御大老職なれば此御觸には西四月廿九日とありて年號なし。空所御馬其初一切知れず。又其職名も往古には見る處なし。考るに以前は御大老の勤向にして、別に公儀御用の名目はなし見えたり。則寛文九年の頃、不受不施の儀に付公儀觸あり。其御觸渡には本多安房政・長九郎左衛門・横山左衛門忠の名なり。是御大老職なれば此御觸には西四月廿九日とありて年號なし。空所御馬



文以後當職命じたる姓名見えず。是横山氏延享五年卒し、本多氏も又同年卒す、各卒去まで勤之なるべし。故に右年間被命たる面々なるべし。寶曆元年頃は前田對馬守孝資、按るに横山貴林の代成べし。二人にて勤之。以來兩人充連綿今に至る。當役の事其起元を知らんと欲せども、近き。諸記を詳覽すれども一切漏かざることを、又或るに就て履正せども紛然たり。故に考るに便なし。今御年表、諸家譜等を考へ定め、漸く本文を立つ。正本を得て補正すべし。

○金澤御城代 二人

當時は御城方御用主附三唱へ當分役なり。

高徳公天正十一年四月石川・河北兩郡太閤家より御加恩、金澤御入城以來、御留守毎に藏人利久君高徳公御孫御城代たらしむ。御系天正十八年より五郎兵衛安勝君是も高徳公御孫勤之。利久君卒年詳しかならず。見聞集には本船城地階の時、此城に在て右近將監秀藤君と共卒すとあり。是天正十三年なれば、十八年まで六ヶ年間御城代考ふべからず。又安勝君も七尾御城代たり。按るに公卿出動ごと、其後小塚淡路秀正家系八右衛門安勝君文祿三年御卒也。○按るに安勝君文祿三年御卒。勤之。此後勤むる者あり。各年月詳し。大坂二役には奥村永福入道快心御城代たり。按るに御治世に至ても直に勤め來ずべし。是後正保年中まで當職の事蹟考ふべきなし。慶安四年奥村河内榮政三代被命、承應元年卒す。是より明曆

年間まで勤之姓名見えず。萬治年中年月未詳前田丹後直時江編祖・小幡宮内長次命ぜらる。此時丹後は御本丸御城代となり、宮内は二られたれども、萬事小幡の取柄と見え、寛文元年御定に城中より注進之儀其番所より小幡宮内方へ早速可申進事とあり。此宮内も寛文四年隱居、同九年死去すと系圖等に見ゆ。隱居後はに代り、二御丸。此時兩御丸主附分れたり。寛文四年奥村伊豫榮清榮政の子被命、御本丸御城代なりと前録に見ゆ。是丹後の代なるべし。若くは小幡隱居に依て是に又諸本には單に御城代と有て、御本丸主附のことなし。此同九年まで勤之。今茲より十年まで勤むる姓名等の傳承なし。此

後には兩御丸主附止めらる。同十一年欠月日前田佐渡孝貞後被命、同十二年まで勤之。延寶元年月日奥村壹岐庸禮命あり。自是同八年まで孝貞三兩人にて兩年充替々勤之。天和元年より貞享四年まで奥村伊豫時成加はり、三人にて替々勤之。元祿元年より御用番より取捌、同五年より再び前田駿河守孝貞被命、同十年六月より再び御用番より勤之。同十四年七月十一日村井出雲親長被命、正徳元年二月十日より又御用番取捌、同二年七月十五日前田美作守孝行被命、享保六年十月十一日奥村伊豫守有輝前田孝行代り被命、前田孝貞勤るの後はまで一人役なり。有輝卒去後、同十五年十二月廿九日横山大和守貴林・本多安房守政昌被命、於茲二人なり。兩人共延享五年卒去後、奥村助

右衛門修古後發丹後守代之、又自是一人なり。寶曆七年正月村

井豐後守長堅卒する後、前田孝行以來暫時替り目録役の時同年十二月十六日本多安房守政行・前田駿河守孝昌、御城方御用向當分相勤候様仰出さる。是より以來兩人主附三成來、今に至りて例なる。一説奥村有輝卒後、横山貴林等勤むるよりは、御城方御用勤に本多氏等被命ときよりなれば、以前と本多氏等被命ときよりなれば、以前と御振合大ひに相違せりと知るべし。

○御勝手方御用主附 數不定

御家老役よりも加レ之勤む。

享保十七年正月十六日奥村内記温良左京家五代・玉井市正貞勤解由家四代、此時御家老也。兩人初て命ぜらる。元文元年十月内記死去後、市正一人にて勤之。寛延二年八月奥村丹後守修古被命。是より又二人充にて勤之。寶曆十年四月六日前田土佐守直躬寶曆六年十月十二日御檢約方御用被命、同七年十二月廿七日御勝手方御用たり。御免後は御家老の内より勤之。寶曆十二年より、三人にて勤之。明和八年七月十六日於江戶村井又兵衛長穹命ぜらる。此時御家老役より、勤來面々替御免。是より年寄衆より勤來る。此主附二人、三人或四人の事も有之、其事以下詳す。寛政二年二月十八日前田圖書貞一被命、以來復年寄衆・御家老衆打交り勤むる事に成たり。同六年二月廿九日年寄中・御家老中惣主附被仰付、一通品輕儀は

不破彦三章三一人にて相勤候様被仰付。此時彦三當職、同十二年四月廿四日横山藏人政寛享和元年死去、日成御用輕品彦三申談可相勤旨被仰出。享和二年十一月廿八日再び主附被仰付、本多安房守政成・長甲斐守連愛・前田大炊孝友此年駿河と改め、叙三人被仰付、外不破爲章加レ之。以來連綿今日に至れり。

○學校方御用主附 數不定

御家老役よりも加レ之先例あり。

太梁公御代文武兩學校を建らる。因て御用方主附を寛政三年十月十一日初て命ぜらる。奥村河内守尙寛・横山山城隆從・前田大炊孝友三人仰付らる。追て御家老にては大音主馬厚績後改帶刀○御當代に至ても本多勤解由政業御家老役の内務く勤之例あり。被命以來連綿たり。

○勝千代様御附御用

御家老役よりも勤之。

勝千代公文化八年七月十日聖誕、翌九年五月十五日長甲斐守連愛御出府迄御用主附被仰付、同年五月廿六日前田修理知周御家老同様主附仰付らる。

○御大老 以下關聯

諸大夫より別に命を蒙り兼之。



其初未考。御大老・大年寄ごも云。貞享三年御書出に、大年寄申又は宗中其可申一役二名にして人持組頭の兼職なり。貞享の御書出候とあり。（中略）私に申時分は大老衆・大

中喜此七人之儀に候。其内安房並七手頭より大年寄相登申儀に候とあり。又此時御役の御儀の儀に付御親儀に、人持組頭は七手頭と申候て至極重職に候。此内より大老相登申事とあり。又村井出雲組頭被仰付時の御親儀に、人持組頭並至極の重職候故、此上は兼帯之儀は大年寄の職途に候とあり。（上下異文）此等を以て見れば、組頭の兼帯の職たること明かなり。此後よりは叙爵の内、按るに本多安房守政重・横山山城守長知既に當職たる事見ゆ。蓋微妙公御代以來勤之なるべし。是此起元たる歟。兩人共正保年間卒す。其後本多安房政長・長九郎左衛門連頼・横山左衛門忠次按るに寛文九年の頃勤之。此頃は先列先輩より勤むる事見ゆ。連頼寛文十一年死去、忠次延寶八年死去す。貞享三年十一月十三日

年寄衆と名目唱方被仰出時也。被仰出時、大老は前田對馬孝貞・奧村壹岐庸禮・奧村伊豫時成、外本多政長と共に四人なり。諸本安房は既對馬等三人は此時大老たるとあり。予又其通りと思ひしが、今此時の御書出の品の内に、此度四人（四人とは本文本多氏等四人を指す）之儀は只今迄大老之職相勤候儀に候故、猶又改めて禮に不及候とあり。（上下異文）是を以て見れば疑ふ處なく、此度皆命ぜらるるに非ざる也。按るに長連頼、横山忠次に代りて運々命を蒙り勤めりしを、今名目唱等改めて被仰元祿四年叙爵始まりて後、同九年八月十一日長大隅守尙連命ぜられたり。被仰付、是初なり。此後よりは叙爵の而々より勤むる事成たり。皆叙爵の後改めて御大老の命を蒙る恒例なる。御人高も三人或二人充なり。按るに叙爵先

官より三人勤むる事歟、又四人共勤る事にして、此項月番加判御免の面々或百年にて未だ組頭たる面々も有たるゆゑ、殘らず勤めざるも見ゆ。尙違考すべし。

享保十六年欠月日、長甲斐守高連享保十四年叙爵。被命事見え、其以後は被仰付姓名一切顯はれず。又其罷められたる事も知れず。按るに長高連の後は當職命ぜらるゝ事なく、先是勤來る横山大和守貴林・本多安房守政昌享保九年叙爵、同十一年十二月十一日兩人共御大老と成。

兩人共延享五年卒去まで勤之、遂に其職相止。於茲公儀御用の名目を立られ、是に換られたるべし。按るに古へ公儀御用見ゆ。故に相斯考を立つる也。尙公儀御用の條に記す可併考。

○小松御城代

一人

役知三千石○初は御年寄衆より勤之、中興以來大方御家老役より勤む。

瑞龍公御代關原一戰の後、自東照大君能美・江沼二郡御拜領、因て慶長五年十月より前田源峯長種をして小松城を守らせらる。其子内記長知初美作と其子對馬直正まで三代小松へ引越し、御城に在住す。一本系譜前編に、慶長十六年前田源峯命ぜらる今不詳也。○一書云寛永八年三月源峯死し、其子美作源峯をして小松城代と成とあり。然れ共美作寛永七年九月先父死すと系譜にあり。源峯の年月用ひ難し。若くは此時瑞龍對馬直正承祖たるを云ふ。又美作瑞龍公御代五千石下され、其父源峯致仕の時五千石配分合一萬石を賜ふと一本系譜にあり。前編より、當役父に代りて勤めし成べし。左あれば三代勤之と明か也。按るに寛永の初源峯源峯美作源峯と勤む、多内を以て隠居し、嫡子對馬等へ知行配分し、各小松城に在て對馬城代たるの命なく、其内

美作死し、翌八年源峯も死し、於是對馬へ源峯遺領も併賜寛永八年閏十月對馬病死、其子長松源河守孝貞也幼少にして、前田志摩直成後見被仰付、美作の次男七千石を、源河守孝貞也小松に在城す。同十六年微妙公御隱居後御在城也。萬治元年御逝去後同年十二月横山左衛門忠次被仰付、同二年正月一作二月前田三左衛門直之利政君の御子、則主税親。

被命、忠次に代る。直之延寶二年十月十八日病死、同年十一月十八日前田平太夫長成江家二代被命、是人持組にて勤方御城代の通り也。同七年八月十一日死す。此時御城番を、初て命あり。是より暫御城代を止らる。天和三年三月廿四日前田佐渡孝貞命ぜらる。此時金澤御城代なれば、當時も兼帯たるべし。此時より不及引越旨被仰出、此御城代前田權佐等へ仰渡されに、勤方平太夫同事と被仰出、諸事御用御城番より佐渡まで相違す。其後月番御免の節當職も御免見え、元祿八年三月廿八日小松御城代は今日より月番年寄中相勤候様被仰出、同十六年七月前田備前貞親中務家三代被命、役知三千石を賜ひ、此役知を以後は御城附知とあり。貞親の請には三千石内二千石與方知千石同方違考すべし。尙昭

此後より例ごなる。貞親寛永二年十月病死、此より又暫闕職たり。享保元年七月二日前田修理知頼後賢被仰付、元文四年十二月隱居、其子修理知久代之。延享五年五月御指除、同年六月廿一日奥村内膳成象被命、

前田備前以下御家老役より兼寛延二年三月病死、同年九月四日青山將監聚次被命、是より又御家老より兼帯、青山在江戸中横山藏人代、連綿たるの處、前田修理知雄の知久明和八年九月病死してより又闕職たり。

○產物方御用主附

太梁公御代安永〇年〇月村井又兵衛長穹被命、天明五年九月產物方被指止に付御免。其後文化十年九月十四日村井又兵衛長世被命、同十一年五月十七日御免被仰付、御用方御勝手方主附より取捌候様被仰出、同年六月再び產物方御用被指止。

○御部屋之内御附

御家老役よりも加之。

陽廣公御附其始知れず。今枝民部直恒御家老役より勤之。蓋被命年月も未考へず。正保二年公薨後直恒をして松雲公の御附に被命。此時に微妙公より恩命ありて爲附らる。直恒慶安四年十二月死す。其子民部近義をして代之保護せしむ。又青山將監吉隆も御附たる事見ゆ。近義延寶三年致仕、其時まで御家老たり。吉隆は系譜には小松御家老とあり。後御附と成と見ゆ。萬治二年死す。松雲公御附は御代に成らせられ



護國公御附、享保五年九月十五日今枝民部直方・津田玄蕃孟昭被仰付、兩人共御家老役なり。

大應公御附、享保十年五月六日今茲四月廿五日御誕生・奥村伊豫守有輝被仰付、其外御家老役よりは津田玄蕃敬脩・前田修理知久

被仰付、同十六年・玉井市正貞信被命。

御當代様御附、寛政八年十月十日御家老前田織江道濟被命。

至て御用無之。

觀樹公御附、天明六年十月廿七日日本多頼母政均・篠原織部

保之被仰付、各御家老也。保之寛政三年御指除、後西尾年人明義代之。年寄衆にては

同七年七月朔日奥村河内守尙寛被仰付、御逝去後各御免。

藩國官職通考卷之二

弦齋湯淺祇庸編輯

人持組諸御役

○御家老役

座列本列次第○當役被命、追て年寄衆御用之加判

仰付らる。

其起元知る處なし。慶長十四年の頃於高岡松平伯耆康定・

神尾圖書之直孫九郎木家主殿助秀直の父なり。之直元和五年隱居寛永十八年死す。勤之。是瑞龍公御

隱居の後御附に見ゆ。微妙公御代には寛永元年月日奥村因

幡易英、同十三年七月津田勘兵衛重次命ぜられ、同十四年

今枝民部直恒語記元和の頃既に御家老たる由見ゆれ共今異木家譜等に記したがふ。・同十五年津田玄蕃

正忠玄蕃家祖・同十七年前田内藏允知辰、修理五世の祖○家譜一本

妙公御隠居後御附と見ゆ。又津田正忠も小松引越のこと見ゆれば、小松御家老たるべし。同六月廿一日於小松神尾

主殿助直次直の嫡子・青山將監吉隆將監家祖被仰付。此神

尾・青山は小松御附なり。正保元年三月八日葛巻隼人藏人祖

命。其他小幡宮内長次寛永初年以來勤來るなるべし。・横山式部長治・横山大

膳康立長知嫡子、按るに部屋住の内勤むる成べし。・成瀬内藏助吉政内藏助・今枝民部

近義直恒嫡子、按るに慶安二年家督以後勤むる歟。勤之。小幡以下被命年月未だ詳かならず。故に前名を悉く擧るに及ばざれば其諸書見る處なし。故に今見るに従ひて爰に記して知らしむ。此頃までは今の如く、御年寄

衆に御家老役と格別の違ひ無之と云傳ふ。是に因て考る

に、一向の勤方もなく、専ら年寄衆へ參政する事に見ゆ。

萬治・寛文の頃御定書に奥村因幡・前田對馬に今枝・津田四人通名の品多くあり。是を以て見れば、年寄衆と一列にして特る事なし。又密合八人と云内、今枝・小幡の名あり。是等を其種違ひたり。前文に記す面々も、承應・明暦年間に至る

まで追々に死去す。各死去の年月見ゆ。但し津田正忠・青山吉隆青山の

の頃御定書に一切見る處なし。小松御家老たるが、微妙公隱居後程なく死し、津田は萬治三年八月死去なれば、金澤へ歸り御用取柄たるが故、姓名名備りたる成べし。

萬治年間に死去し雖も一切代り役仰付られず。寛文元年に

至ては小幡長次・今枝近義兩人のみ残り。小幡も寛文六

年隱居し、今枝も延寶三年隱居す。於茲御家老役を罷ら

る。延寶・天和の頃書記、年寄中・若年寄中御前へ被召出など、あり。又年寄中・若年寄列居とも見え、御家老の號なし。然れば此時職官たること昭然たり。

其後貞享三年十一月十三日年寄衆等名目唱様・津田玄蕃孟昭此

二千石加賜、都合一萬石、内千五百石與力知と・横山筑後正房圖書・奥村

正忠の孫にして則今の玄蕃高祖父なり。



兵部 惠輝 千石加馬、都合五千石、内千石與方知と成、因幡と改 被仰付。時此  
唄方年寄中と可申候、押立たる紙面調候時御家老役と記可申との御書出の旨あり。然れ  
は年寄役、御家老役一職名なり。其後より、年寄中は今の年寄衆の事にして、職は  
御家老役と一名に成たり。尙御年  
寄衆の條に記す、照見すべき也。 三人共是まで若年寄なり。但奥村

惠輝は部屋住にて勤之。以前は此惠輝のみに非ず、年寄  
衆の嫡子被召出後、當役並若年寄を勤めらるゝ面々多し。

榮昇性記、高役系譜、諸王家譜、御年寄等、按るに、奥村家岐唐初御家老にして後組頭  
となる。其子惠輝前に記す如し。奥村伊豫守初若年寄にして後若年寄同列たり。其孫  
内匠有定被召出後享保十四年若年寄、同十六年家督後月番加判たり。又前田美作守幸  
行、天利三年被召出後若年寄、其後御家老と成、元祿十四年家督組頭を命ぜらるゝまで  
勤むる事本條に記す如し。孝行の孫對馬守孝昌も右同事たり。尙次に記す。其先例を  
擧ぐる事如し。其他本多主殿、同木工、前田主統(近江守子)、奥村兵部、惠輝の子、  
前田大炊(美作守子)、など皆嫡子にして召出さるるれ共、初若年寄等を勤むる事なし。  
當時の如く御用見習、夫より直に月番加判命ぜらるるれ共、又若年寄に、享保十四年十  
月御横目備、奥村家老役近習御勤に付、御家中の人々途中等に御時宜不仕候、伊  
孫守殿被仰候。下界とあり。是内記温良嫡子にして、即此年召出され、新知二千  
五百石下さる。右の如く御家中の人々時宜不仕候の事なれば、御家老將勤たる歟。  
是より以前寛文の頃、奥村惠輝を若年寄命ぜらるる前、御家老將勤たる歟。  
役を勤むと年代記等に見ゆ。一又傳聞、前田孝昌など初御家老將勤めらるると云。此  
等を以て見れば、御家老若年寄を勤めらるゝ、而に依て爰に記す。

然れ共身分は御年寄衆物様と替る事なく、御取扱たるべ  
し。按るに本多政康、前田孝行と同時に召出され、本多は直に加判月番を勤め、孝行  
は若年寄を勤め、若年寄の御扱合と成べき候。同職の子息にして階級附たる  
こと無きこと必せり。又奥村家老、假令御家老將に、御家老將勤たる  
こと、身分に至りては御年寄衆と替ることなきと見ゆ。 元祿三年九月村井  
出雲親長人持組頭に被命、御家老役を兼帯被仰付。此時被仰  
持組頭至極の重職候故、此上兼帯の規模は大年寄の職迄に候。家老役は右組頭に對候て  
は輕く候故、人持組頭の面々へ兼帯候様に申渡速候共、(中略)家老役加入に候  
際當分相事と御親筆の寫あり。是を讀して本文を記す。一又前田謙等を見るに、  
前田大炊孝昌被召出後、享保四年二月若年寄と成、同五月御家老役被命、寛延元年二

其始知れず。寛文九年三月廿五日奥村内匠榮尙 後伊豫時成  
と改名。横山志摩正房 改名。 兩人命ぜらる。按るに是起元  
なるべし。延寶七年六月 十一月廿一日伊豫時成寄合同列  
被仰付、爲代奥村兵部惠輝 後丹 被仰付。此時被仰候に、御家老將勤  
配、御家老役被仰付、御取次知元とあり。伊豫へは奥村家老役御免、當分兵部中謀可  
相勤被仰出と、御年寄等に見たり。按るに若年寄は御近習の嫡子なるがゆゑ、奥村  
家老役と併稱するべし。御家老將勤に、御取次は、御取次役とは今の御  
用部屋の勤向にして若年寄の勤め司と云へ共、子澤く按るに、御家老將勤は今の御  
知れず。然れ共若年寄たらざる以前も、御取次御用勤められ、其後若年寄被命、御用方知  
元など、あり。或は享保三年後に至りて、前田備前、前田對馬、多賀清國同時の若年寄たれ  
共、儀禮のみ御近習勤めたると見ゆ。如此なれば、此頃専ら今の如く若年寄より御近習  
御用兼帯すること必せり。猶委曲は御近習御勤の條に記す。故に爰に異す。又前に記  
す如くは、古へは當時とは違ひ、全く御近習の勤向と見ゆ。一又今の關原中勝等の  
勤る品の中にも、若年寄の取廻たる事も有之と云。享保二年御大將御勤行中川友石  
へ遣し、關原公御代に成ては右養子孫組等の品岡田村部等へ遣すること成ると、實啓  
の頃御小將頭留にあり。如此の類もあれば、勤方入交りたる事も有之、一概に定め難  
し。何れ今の如く定りたるも、享保九年以來の事なるべし。定長なれども記して考に備  
ふる。 天和三年三月廿四日津田立藩孟昭命ぜらる。 天文中代記云  
筑後次請御付られ、玄蕃・兵部と可申候御被命とあり。榮時雜記には、今年二月廿一日  
筑後、玄蕃兩人、奥村家老役被仰付、但玄蕃備兵部相役被仰付とあり。前録には今日玄  
蕃・兵部兩人當役被命とあり。未し知一御 夫より貞享三年十一月  
十三日 年寄衆等名 筑後・兵部・玄蕃三人共年寄役に 御家老役の  
目御定の日 事なり。

藩國官職通考

一五

月御用番被仰付に付若年寄兼帯御免、實曆三年六月家督に付御家老役御免とあり。爰を  
以て見れば、部屋住たれ共年寄衆より兼帯たる事村井親長の例を準はれしなり。  
此等年寄衆より兼帯せらるゝ先例なり。其後御免等にて、元  
祿六年に至りて暫閑職たり。 按るに奥村は家督、津田は元祿三年御指除、  
日月番可勤の命あり。此時御家老兼帯御免なるべし。右村井月番被命の日、前田備前、  
前田對馬、妻向年寄中御用見習可申候、尤唯今迄の通若年寄可相勤御被仰候と、榮時雜  
記に見ゆ。是時御家老兼帯らるるに、若 同八年三月 廿八日前田備  
前貞親、前田對馬孝行 被命、 兩人若年寄にて年寄衆御用見  
後孝行家督後、備前一人にて勤之。實永二年死後暫又其  
職を罷ぬ。同四年六月廿九日本多圖書政冬 由解、 前田修理  
知頼・成瀬内藏助當隆 内藏助家、玉井勘解由貞信 勘解由家、四  
人仰付らる。 四人共是まで 加判等も筑後、備前相勤候通相心得  
可申旨被仰出。 天文中代記、 以來年寄衆と相分れ、今の御家老衆  
の勤方に成たり。 下略、 自是連綿當時に至れり。又當職と若  
年寄衆と勤方の分ち、享保九年 御親翰を以て仰出さ  
る。 被仰出の品は書し之。今も御家老役御付らるる面々へは  
支配の品御書出御被仰候。此御親筆の寫なりと云。 此時までは兩職  
の勤方入交りたること云。 當時とて其味ありて、打  
○若年寄 數不定  
座列本列次第(當時は主附兩人、外御家老役の内  
より三、四人も兼帯せらる。

は、暫く此職を罷む。享保元年七月二日中川式部長定 此日  
老被仰付、當 前田左京誠明 内記 被仰付、以來連綿當時に至  
り。 同九年 欠 勤方御親翰を以て仰出さる。自是全く  
今の勤向と成るに見ゆ。此後同十一年九月廿二日本多頼母  
政恒 圖書政多 若年寄席見習被仰付、是見習の初めなる歟。  
同十二年若年寄と成る。同十三年家督、元文元年御家老となる。又同五年七月前田  
圖書子外記見習被仰付、但去年被召出、寛保二年本役となる。是本多の例也。其後も  
見習有 是當職に係る事ゆる爰に附記す。

○寺社奉行 三 人  
座列本列次第人持役都て准之。○一人は公事場奉  
行兼帯す。○知行高大概自分知二千石以上位より  
任之。

其始未知。往古は平士より勤之と云。然れ共其前證を見  
ず。一書に云、山森吉兵衛に當役御付らるゝの處、武役に非ざるを志り御断申上るに、  
無禮御旗奉行に轉ず。後十石加恩、御馬廻頭となるとあり。是其證たる歟。一按るに、  
松雲公御代初なる歟、又諸士譜に、吉兵衛御使番御持高頭、寛永二十年御馬廻頭、寛文  
元年御旗奉行、同三年死すとあり。如斯なれば前文と合はず。何れ本文にも記す如く、  
頭分兼職たる事也。若くは平士より進登し兼任たる故、本文の如く傳稱する歟。  
前録に始とするは、慶安元年 欠 葛卷藏人某・岡島市郎兵  
衛一陳、 兩人共 茨木右衛門長好 御馬廻頭なり。是  
富永勘解由左衛門助盛 御馬廻、 森權大夫祐知 將頭、 松崎庄



左衛門某 御馬頭 勤之。 富永以下年月 萬治二年篠原織部長經 御助 二代 寬文元年横山外記氏從 大作家 被命。是より後は人持より被仰付事さ成たり。同二年永原左京孝政 久兵衛 三代 被命。 此時横山御用 其後延寶六年篠原・永原兩人共死去す。同年富田治部左衛門重持 織佐 被命。其後不破彦三爲貞 彦三祖四代 被命。 富田治部左衛門重持 五年 元祿四年富田死去、同九月四月十三日富分伊藤平右衛門重澄。 後内膳に改む、内膳祖三代 同年九月十八日富分永原左京孝之 孝政 被命。此日伊藤本役さ成る。於是三人也。萬治以後此時までは二人充にて勤之。同十一年八月不破轉役、同十二年三月六日竹田五郎左衛門忠隆 掃部 被命。寶永元年伊藤御免、於茲永原本役さ成。 本文の如く元祿の頃三人なれ共、書記に不破彦三伊藤平右衛門支配、同十四年頃竹田五郎左衛門・伊藤平右衛門支配など、連名ありて、永原の名なし。富分役なるゆゑ名を奪きたる歟。家譜には寶永元年被命とす。其時初て家譜に命か。正徳年間に至ては全く三人さ成り、當時へ連綿たるさ見えたり。富分一人公事事は初國馬市部兵衛兼之。貞享三年より富田治部左衛門兼帯より以來連綿。

附、御儒者

微妙公御代寬永二年 月日 小瀬又四郎 號雨庵○子孫又又至天明四年流刑斷絶 被召出、是本藩儒者を徴されし初也。同十七年松永昌三を京

御醫者

師より徴さる。其後松雲公御代に至ては萬治二年松永永三 昌三の子歟○此時三百石下され、寛文十二年願の通御被下され、 被召出、同三年木下順庵 此時御合力米下され、寛文四年御知行二百石下され、天和二年公儀へ被召出、其後順庵次男平三郎を本藩へ召出さる。是京都居住三郎祖なり。 被召出、寛文五年十一月六日中泉六右衛門 義三 澤田萬庵 改宗賢一 被召出。其後正徳四年十二月兒島平兵衛 五郎右衛門 被召出、其他平岩仙桂 寛文十三年石川大山の詩仙堂醫談を讀む、御殿を願退去す。因て御知行指上、京都に於て二十人扶持下さる。○寛文十年十月御願にて安房、左衛門、九郎左衛門、對馬へ御茶を下され、次に木下順庵、澤田宗賢並仙桂を名室に召され、五十川剛伯公自ら点じて喫茶を賜ふ。鳴時儒雅を好み玉ふの一風流と云べし。 等なり。 平岩以下被召出年月 岡島仲四郎 無子 室新助 名直清、號鳩巢、正徳元年公儀へ被召出。 是皆松雲公御代奉仕す。 按るに、最前其子學才なければ組外へ入ると見ゆ。當時諸士の内にて、先祖御儒者を勤むる家々有てを以ても知るべし。又今の如く組格一式までなき由なり。傳聞木下順庵は物頭格にて出仕も致すと云。又室新助の如きは御小將祖なり。人により特恩を蒙り進登する歟。何れ當時の如く組格を定められ、寺社奉行支配と成るも松雲公御代なるべし。則元祿の頃諸組支配名目の記にも、不破彦三、伊藤平右衛門支配の内、御儒者・御醫者と顯に名目あり。又姓名儒に見ゆるは兒島平兵衛など寺社奉行支配たること昭然たり。○又因みに記す。學校造建の頃寛政四年新井白根學頭仰付られ、同五年長谷川源左衛門御講仰付らる。皆若年寄支配に被仰付、是昔日御小將祖と成る等の意に達す。尚委しき事は學頭等の條に詳解。其後に至て追々被召出人々有て、終に當時の模様になり來れり。

座列御醫者 本道の事 御外科・御鍼立・御口科なり。同業の内にては知行高等次第。○嫡子被召出は

通例五人扶持被下。

其始考ふべきなし。然共往古より無くて叶はざる儀也。高德公越前府中に被爲在時、江間竹林坊被召出、 今の實齋祖○此時口科なる歟。 是姓名顯はるゝの初歟。又瑞龍公御代、慶長十一年内山覺中 今の覺中六世の祖 於越中富山召出さる。是本科の姓名初見なる歟。其後元和・寛永に至てより以來往々見えたり。事不贅。 按るに往古は御醫者も組外と成居たり。則内山覺中など、瑞龍公御醫居御人分の内組外とあり。寛文元年松雲公御入國の頃は御醫者の名目立て見えたり。若くは此説よりも組格を定められ、寺社奉行の支配とせられしか。組外のこととは冗長なれば爰に載せず、其條中に詳記す。

御醫者並

元祿六年六月四日稻若水 物産學を以て世に名あり、因て前慶より品々御用被仰付 被召出、御知行二百俵を賜ひ、京都居住、御醫者並に命ぜらる。是起元なるべし。又其後被命輩も有之たる歟。未考。

○與力裁許

寺社奉行の兼職なり。 當時與力裁許兼帯との名目立され共、名義分れたれば兼帯なる事明し。 其始考る處なし。萬治二年の頃横山外記氏從 式部 篠原織部某勤之。 兩人共今茲十月寺社奉行となれ、其時常職兼帯たるべし。 事御定書に見ゆ。此時皆寺社奉行たれば、此頃より兼帯なり。又御年譜には、延寶三年正月永原左京孝政 一書に寛文二年十月より勤るとあり。按るに是寺社奉行被命年月なり。 篠原

織部長經

萬治二年より勤むる事上に記す如くなれば、此時被命こと不審なり。又 一書には兩人共去年四月九日寺社奉行と成るとあり。此等の説當追考。 若年寄なれば總司なること今の連判すべきの命あり。先是奥村縫殿助某 馬場 横山右近守知 長知の六男六千石を領す。無子斷絶。 與力支配を勤むこあり。 諸士系譜には兩人萬治元年寺社奉行とあれば、横山式部等勤むる以前既に寺社奉行の兼職たる歟。右近守知二年歿死とあれば、按るに奥村も同年轉役又は御免にて式部・織部を以て代之しむるか。 天和年間に至ては富田治部左衛門重持 實証 不破彦三爲貞 天和以來勤來るなり。 伊藤平右衛門重澄 後内 勤むる事顯然たり。此時重き上裁許奥村兵部意輝・前田與十郎 三人共若年寄なり。 是伊豫・志摩勤むるの例なり。 按るに此時御家老役關官の事もあれば、若年寄支配と見ゆ。今の如く御家老支配と成るも寶永四年以後のことなるべし。又上裁許とあるは、與力支配たれば斯共上裁許との名はなし。其連名の品等の事は爰に載せず。是より以後連綿當時に至れり。 按るに寛文年間御定書の條に、與力裁許の名既に顯れたり。寺社奉行の勤向の内ならば何ぞ其名目を別たんや。其名實分れたること推知るべし。

附、與力

座列一、寄親附 此内にては寄親の列次第、自分仕も差別なし、又前田木下並以下の與力は附附の次第。 二、組附 此内にては頭 三、本組 御加頭 四、明組 組本 五、遠所附 明組二品は打込知行列、同身代にては本組先列也。



夫與力の名目

此一段吉岡氏所編の要領に就て記之。其他諸記を補給し、其要を案に載す。○夫與力の起元を考るに、戰國新舊の士を大身譜代の備頭に組合せて、其案配に従ふ。この大身の備頭を寄親と云。其小身新舊の士を與力と呼ぶ。甲陽軍鑑末書に、長政の因手前甘願、寄子甘願とあり。此寄子は與力なり。大身を寄親と云。小身を寄子と云。親子の親睦するが如きに似たり。武田家にては與力と云。又同心と云。一役二名を如し。與力とは如し字力を與にするの稱なり。○御家にては與力方、同心と連稱して書ること源平盛衰記に初て見ゆれば、古き稱なり。○御家にては同心心と云は士の役名。足輕列にては御家同心、定番附同心、横山同心、多賀同心と云。其意は一つにして事は分ちありと知べしと云。以上摘要。於御家の起を考るに、須知の說取意を書す。委曲は本書に據て見るべし。

高徳公御代既にあり。其徴一・二を擧ぐ。天正十三年二月

村井又兵衛長頼越中連沼焼働の節、瑞龍公より長頼へ賜ふ御感狀に與力の名目見えたり。其御文中曰、其方與力吉川平七、江見藤

とあり。是今の模様たるべからざれば、同十七年中西新八、稻富流、旭衛に違其名目等の顯然たるの徴に案に擧ぐ。被召出、石野讃岐へ射手與力として附け

らる。此時二十人を爲附。慶長九年讃岐御勘氣を蒙るゆる直參こ

なり、元和九年奉願小幡宮内へ附けらる。又文祿四年於伏

見八木次郎助、被召出、二百石下され、奥野讃岐、與力被仰付。又武部孫助、御知行百石下され、篠島

豐前、へ附與力に被命、元和三年死すこあり。其餘悉

く載するに及ばず。尙七品の來由述べ之事左の如し。

寄親附 其起元一・二の徴前に述る如し、雖も、今の模様

こは大ひに違ひたりと知るべし。其初は武功等を以て人數

を屬せられ、組支配の如きたり。其寄親死して其息幼少か

又其任に堪へざるが如きに至て、他家へ附けさせらる。夫

ゆる代々寄親定りたる事もなく、又與力知こ云もなし。其

後自分知の内を以て相願ひ、或は上より被仰付、又御加増

知被下、其内を以て與力知を附けらるゝ如きに至りたり。

按るに、是微妙公御代元和泰平以後よりの事なるべし。夫よ

りして段々當時の御様子に成來るなり。享保の初までも寄

親を轉ぜらるゝ事もありしこ見えたり。尙其年月考ふべし。

當時とも寄親死去書宅中或三の内、其與力は明組と成、跡目并後知下る、上、

改て其先寄親家へ被附なり。是古の遺例なり。○大身の人持二代目幼少に付、御馬廻等

青山家の與力二宮源次郎家祖の如き是なり。其他數家有之。

諸組附 大組附、御持方附、定番附、御留守居附の四品也。

其御人高等の事は其頭々條中に記す。其起元を考るに、各其頭を被命年月儘なれ

ば、夫より追々初まれり。其時寄親附より被加、或明組よ

り被命もあり。尤新規にも被召出なり。是より代々組附こ

成り、帯に是を根附と云。其外本組、明組より加人こ成り、或定役こ

成るあり。此本組等より定役となれば、其身一、是等の品も其新命の

頃より有之由見えたり。

御加領本組 天和二年十一月九日御馬廻頭へ御親翰を以て

仰出さる旨あり。其御書出事長ければ置し之。唐右權盛に收。其御趣意

は、御家中諸士小身にて、兄弟多抱置候て幕々鋪在付事も

成間敷候。仍て遺知の内四・五拾石令配分候はゞ、五・六拾

石御引足下され、與力に可被召出この事なり。合は三百石被

下置士に子三人あり。遺知の内二百石嫡子相續、幾石を五拾石充次男、三男へ配分仰

付らる。小身に御奉公勤め懸きにより、五十石充御引足、百石充になされ、與力に召

出さる。右の如く御引足に依て御加領と稱す。右の通御譜代の諸士子弟なれば、自餘の

與力とは品格宜しきこと多しと云。今は惣並と稱す。其品格持る事御書出の

條を以て。同年十二月廿四日大島淺右衛門、三郎左衛門、多田

六之丞、次郎左衛門の次郎左衛門の、多田權七、前次郎左衛門三男、後

・青木又太郎、和平組の二代權右衛門、次男治右衛門へ配。河地沖右衛門

右仲祖の九右衛門次男、五人被召出、各遺知五拾石充配分、河地

則今の九左衛門。三十石配分、五十石御引

足、都合八十石と成る。五拾石御引足都合百石に仰付らる。是起

本也。昌披問答には多田權七一人の名有り。夫より依願追々被命なり。

貞享二年十月廿日御説を以て、本組與力兩訓通用に因て、

御加領の分彌如斯可唱旨仰渡さる。

本組 貞享四年三月十九日侯野六兵衛御加増五拾石下さ

れ、本組與力被仰付。此時まで御細工奉行を勤むる處、役儀御免本文の通被

於岡山首もぎ付、元和二年六月御妙公より銀二枚御子二を賜ひ、軍功を賞せら

る。正保元年被召出、無組附與力と成る。子孫茂平に至て、文化二年自稱。是一

通り本組の始め也。是も御加領より事起て被命なり。其後

は總與力勤功に依て被仰付。又年寄女中養子こ成て被召出

等にて、當時の模様に至る。

明組 其始未考。古へ無組附云は明組の事云。御定書

附無之與力有之候はゞ、明組有し之寄親へ早々圖取を以て可付事と

あり。是萬治二年の御定なれば、其頃其名目顯れたり。尙當考。然れば正保

元年侯野六兵衛、被召出、無組附與力こ成る。是姓

名顯るゝの初歟。夫與力の寄親死し、或其身二代に成り、未

だ何れへも御付けなき内は、必明組たるべし。又諸手へ事に

臨んで付けらるべき御手當もあるべきなれば、與力の名有

てよりは明組もなくて叶はざる儀なり。按るに、明組と云も明手組

組共に組稱せらるる事にて、明は遠ふ共意は一つなり。其始無組附と稱し、其後

明組の唱へに附するなるべし。尙其唱への出來る處上文にも註す。當考。元

祿年間に至ては明組の事蹟顯然たり。其寄親故障あり、又

故障なくしても死去後直に明組こなり、或組附、遠所附に

して、其身の過失により明組こなり、又組附に被召出病氣

に因て御免にて此並に入るあり。其後に至ては年寄女中五

十年の勤功満たすして養子召出さるゝを此並こ成すあり。

本文の品の前例 如斯にして當時の模様に至れり。且此並に新

に召出さるゝの初は、元祿九年十一月廿九日小松助右衛門

七郎太 筑後州より來り、一卷の書を指上げて、御知行百五











役知御定なし。○御切米高に應じ新知下され此列に至る。

正徳三年四月 日。齋藤善助 年寄衆席執筆 新知七拾石を賜ひ此並なる。此時仰出されに、御監密御用も相勤、毎度御前へも出候に是其起本云云。此後享保 年月 に至りては、竹内又五郎 年寄衆席 此子彌四郎に至りて御知 被命、以來御家老衆席御用所等執筆も勤功を以て被命、當時の模様に至る。其審かなる事は不贅レ之。

御算用者

御切米高四拾俵 以前は品により三拾俵下ざるの例有り。

其始未考。瑞龍公御代今村伊右衛門 勤次郎祖也。其祖組外にして御算用方御用を勤む。古の組外は今如き重き組柄とは見え。御算用者たる事見ゆ。されば欠レ之。然れば慶長年間其職備はれり。此頃御務等の事は未レ知。寛永年間に至ては其號又姓名も彌昭然たり。然れ共定祿云云ふもなし。又御知行を賜ふ人々も既に有之由見え、粗當時の趣也。其後寛文年間に至ては、御切米二拾石を賜ふ。此頃御取立の者などは本文寛永以前何の頃より職高定り 事明了にして、以來當時に至れり。性古は御算用者云云ひ、別に大算用者とあり。是は平士より勤る人を云ふと云ふ説あり。又傳聞、今の御算用場の内諸方御算用所、御知行御所、御下行所の三役所

は昔は土より勤し之。夫ゆゑ其品重しと云。一切分らず。然れ共古へ組外にて御算用所を勤し輩など僅に見えたり。是等の類ひ右後所々秘取りて勤し之。是は御算用者にも違ふる。如斯なれば土列より勤むると、御歩列より勤むると、品を分たため大小の稱ありたる歟。何れ大算用者と云ふ名目一切見る處なし。又小算用者の名目を考ふるに、寛治二年御算用場會所御印御定中に、小算用者對上奉行處外の外有間敷とあり。其後右四雲御定書中に御算用場の者算用の者とは在々見ゆれ共、小算用者と云ふ名目更なく。又諸藩記にも見當らず。前文の説に據り右の名目僅はりたる共寛文年間以前の事なるべし。寛文に至りては全く當時の模様たり。予嘗て分辨せんと、研究趣向なれ共未だ得ず。故に傳言する説等を擧げて記す。尙還考すべし。○又御算用場會所御定引の條に、諸方御算用場奉行御扶持方御奉行あり。其條條末書に、近年御算用場へ加役とあり。此御定は寛文年中なり。是今の諸方と御下行所の事也と云。其初め別に立たると見え、御算用場御定書中に、寛治二年御算用場に、諸方御算用場とあり。又寛文〇年御定に、金澤御扶持方御奉行とあり。即平士より勤むると見え、右の如く役引御定あり。是前に註する土列より勤むると云歟。予嘗て見たりて見ると、其初土列より勤むるとは、惣様に交て勤め、萬治年間までには返々なくなり、夫より諸方御算用場奉行など改めて平士役勤となり、役所を構へ、其後右奉行を罷められ、御算用場へ打込みて御算用者より勤め、當時の趣に成り來りたるべし、事始終詳らかならざれ共、大概を記して考へ備ふ。

御算用者並

天明五年九月 日。梅田直次郎此並に被召抱、御切米三拾俵下ざる。是此並の始まり見えたり。直次郎祖の與兵衛は御算用者に被御付、御切米四拾俵被下置、代々御算用方御用を勤め當時に至る。與兵衛同姓十郎左衛門へも御切米三拾俵を賜ひ、後勤功により御引下され、定祿となる。然れ共組は御算用者なり。彼家にて並となるは直次郎始め也。予嘗て御算用所定祿になきゆゑ並となる歟と思ひしに、右の通りなり。其土列古の事は皆三拾俵下ざる人々多くあれ共、皆御算用者にして、並にてはなし。如斯なれば此並となるは直次郎始りと思ふ。又直次郎文化元年御引下され、其後に御算用者に御付らるれば、必しも祿の多少に依りて本組と成り並となるの差別もなき事と知るべし。○直次郎(今は文左衛門と云)養子附足郎也、父の例を以て三拾俵下され、御算用者並となる。又文化〇年石黒圓丞(御算用場)御切米御引下され、此並となる。若梅田此並となること新命ならば、是他家を以て命ぜらるる初なるべし。

○御奏者番

寛文元年正月 日。始て六人命ぜらる。松平玄蕃康敬 二代 大貳家  
・不破彦三爲貞 三代 五河内守  
・富田治部左衛門重持 權佐高 奥  
村又十郎易定 因幡易英二 治部家 横山隼人長  
辰 山城守長知十 男則正祖  
東都御供、御在國晝夜一人充勤番御年表に見ゆ。前録には寛文六年、治部は同九年命ぜらるるとあれ共、恐くは非也。○當時江戸御供並御在國晝番のことなし。其止たる年月未レ考。但當役再び命ぜられたる時江戸詰は有レ之、則享保九年於江戸勤方被仰出の旨當 是より連綿たるか。次第に轉役等にて代りも命ぜられず退轉し、元祿八年より一年切假奏者なり。其後享保九年八月朔日再び命ぜらる。前田將監恒篤 後備  
・西尾隼人長恒・品川主殿雅武・富田織部方集・葛巻藏人重長五人なり。以來連綿たり。但當時四人在役たり。當役より御文康請取火消を勤むること、其始め知る處なし。若くは初て當役命ぜらる、時より勤むるなるべし。

○小松御城番

六人の内三人は前田氏より任之、一年充三番に勤之。二人 一人は前田氏 充小松へ詰、毎歲三月十五日交代。 一人は延寶七年九月十日新に六人を命ぜらる。一番前田權佐恒知

權佐 岡島市郎兵衛元爲 一 二番前田五左衛門弘直 祖木工  
代 永原宇右衛門孝貞 祖四代 三番前田萬之助知頼 祖文 修理會  
・西尾與三右衛門長頼 三代 一 年。每年三月交代兩人充在  
城之御定なり。或六年八月命ぜらるると昌按問答にあれ共恐くは非也。○一本に  
とあり。若其始め年代にても有レ之。○天和三年前田佐渡御城代命ぜられし時、權佐  
等へ仰渡されの旨あり。御城代に記す。此時御城代・御城番並に建られたり。  
以來連綿當時に至る。

○御預地奉行

一人 人持の御算用場奉行を勤るより兼帯す。

能州の内土方伊賀守雄隆没收の地御代官所、享保七年六月廿八日御預所となり、此御預地の起本は、瑞龍公從父弟土方勤兵衛確久領地久へ遺はされ、其後能州の内を以て御替なされる。雄久將軍家へ仕へ河内守に任ず。曾孫伊賀守雄隆に至りて、故あり、享保元年所領没收、因て能州分る土地と成り、御代官所となる。其後石土地の内島居橋守等の領とも成り居たる事もあり。其後は又全く日野小左衛門御代官の時享保七年御家へ御預所となり、生養等の事御國法に任ぜらるべしとの命あり。今能州の内土方領として七村にて八百五拾石の高あり。是雄久家の配分知の家前事に就に係らるることなれば爰 同年七月廿八日横山兵庫長元 大伴會祖に昇し、其要領を擧る而已。此時御算用場 兼帯仰付らる。以來人持より御算用場奉行を勤むるより兼役も成來り、今に至れり。本文始て命ぜられし時、外御預地御用平士等あり。各別條に記す。

○出銀奉行

一人 其始未詳。前録には、其起元には奥村因幡易英 年月知れず。御年表には延



寛七年因幡若年寄被命、御家中并借方當分相兼(上下)とあり。此時までも御近習動たり。又其頃既に寺西若狭奉行たれば、若くは寛文以前勤し之も知れ難けれ共、疑なきに非ず。又御家中并借方御用を勤むれば、又出銀の事も、寛文三年 月日 寺西若狭秀賢 被命、延寶二年の頃横山右近勤し之とあれ共、右近は寺社奉新時の間勤るなる歟。左も、以來連綿たり。

○定火消役 十人

五人充半月充相代り二番に勤之。○大概自分知二千五百石以上より任之。本文身代以下にては近年富田外にて勤むる例あり。

寛文元年正月十日始て八人命ぜらる。一番成瀬内藏助當胤二代・玉井市正貞勤解由・生駒内膳直方内膳祖・淺香左京之長三左衛門祖。按るに三左衛門苗字は淺加と書す。然共諸本香の字を書す。故に從し之。若初代頃は香の字用ひしや。當正・一番葛卷藏人某藏人家・横山式部氏從大作家・堀與左衛門定成親御・中村惣右衛門與政親父也也。是半月充にて相代り、二番勤之。此時淺香・中村は御馬廻頭にて當役を勤む。此後よりは組頭より勤むる事なし。先是萬治年間前田平太夫・仙石勝左衛門内匠・坂井與右衛門要人祖勤之。本文萬治以前勤之面々あり。是れ姓名を傳聞せず。三、前錄に見ゆ。其餘寺西若狭・西尾隼人二、等勤之。此れ姓名を傳聞せず。是皆火消役たり。雖も、風廻をも兼し三云。御年寄云、成瀬内藏助當胤と見え、此頃火消役と見えたり。

り。成瀬等寛文に至り改めて命ぜらる。又再役なるか。前錄にも年月姓名異同あり。尙追考すべし。元祿二・三年に至りては當時の如く十人にて勤之、以來連綿たり。

○御宮請取火消 一人

萬石以上の人持より勤之、指支の時は人持の身より勤む。或御年寄衆の未だ月番加判不被命方より勤之。

其始未知。考るに寛文年間までは當役は未だ無之と見ゆ。必ずや延寶・天和の間に始るなる歟。書記に始て姓名見ゆる處は、横山山城守英盛未だ人持組頭命ぜられざる以前、當役を勤むる事見ゆ。是起元にて有之歟。横山英盛始め新知を勤む。天和元年の始ならは、延寶の頃は未だなきと見ゆ。又寛文の未にも命ありたる歟。然れ共其姓名を知らんと穿鑿難し。當正考。其後は往々當役を勤むる姓名見えたれば、連綿として當時に至れり。

○御佛殿並別當屋敷請取火消 一人

人持の身より勤之。指支の時は中身代よりも勤む、又萬石以上にて勤之。御年寄衆より勤めらる事、御宮請取火消の如し。

其始一切知れず。是も寛文年間までは當役なしと見ゆ。必起本も御宮請取火消の始まれる同時代成るべし。又諸記元

祿年間までも姓名を見る處なし。正徳二年 月日 今枝民部直方命ぜらる。事家譜に見ゆ。按るに、天和の頃以來貞享・元祿と一切見當ての穿鑿難し。今枝氏の名を載するは、予が見る處の年代古き處の名なれば、暫く爰に載す。又當職と御宮請取の起を猶神護寺へ便を求め正せ共、其記も全からず、享保以前の事は知れずと云。若は好古の輩ありて探り正せば、其ざる事の有べきや。連綿と云べし。尙人持中の家を穿鑿すべきと務く聞察す。其後は往々姓名見えたれば、當時へ連綿し來るなり。

○三箇寺請取火消 二人充

一ヶ寺二人充、小身の人持衆にて勤之。

元祿三年六月九日兩人充始て命ぜらる。所謂寶圓寺は青山將監長支六代・中川采女長輝采女五世、天徳院は成瀬内藏助當隆三代・本多圖書政冬上見、如來寺は伴八矢長裕八矢・津田宗七重和兵衛祖なり。此時兩人十五日代可相勤旨被仰出、以來連綿當時に至る。

○聖堂並學校請取火消 二人

寛政四年閏二月二日始て命ぜらる。成瀬内藏助當義・青山將監勇次なり。以來連綿。

○江戸御留守居 以下關

其始知れず。承應元年 月日 今枝民部近義被命。松雲公御附のし之と云。此時青山藏部も引續ての御附にして、諸事江戸に於ての事、民部と兩人にて取柄く也。職部は御用人なり。然れば御家老に參政する事明らか也。寛政年間御留守居

を置かれし時、實以前の例と見え、御留守居御用人同席にて御用取柄きたり。是性古の趣に似たり。然れば民部・藏部同様に取柄たること疑を存るべからず。但其頃の御用人は當時とは違ひ、又其職重く身分も尊し。委曲は御用人の條に記す。寛文元年本多安房政長・長九郎左衛門連頼兩人命ぜらる。其後 年月 寺西若狭秀賢被命、

是より以後人持中より命ぜられ來りしか。寶永五年光現大夫人護國公の御中納言御入興後、年寄衆又は御家老役の内相詰るに付、此役中絶す。其後享保十年十二月廿五日寺西市正秀清四代・前田勘解由孝和三内・奥村織部自連伊豫時成次・自連養子小源太本家内匠連藤を繼ぐ。三人被命、此後二人にて勤

綿たりしが、寶曆十一年壽光君泰盛公御入興後、御家老衆の内一人充相詰るに付、又中絶す。寛政三年正月九日織田主税金方親樹公御附被命、同七年 月日 永原將監孝房被命、同八年十月廿八日各轉役、是より又中絶す。

○御部屋之内御附

御代の御用部屋代り也。又御附の御小將頭並組頭より御附被仰付、人々皆此御用打交勤之。

護國院様御附、元祿十一年八月十七日初て不破彦三爲貞正徳元被仰付、是時江戸御留守居より兼之。同十二年六月十六日菊池十六郎武康右衛門、同十六年 月日 前田權佐五代



恒長<sup>二</sup>、寶永六年八月藤田内藏允安勝<sup>求馬</sup>・永井織部正良<sup>織部</sup>被仰付、各御部屋の間に隠居或死去す。

大應院様御附、享保十二年<sup>未詳</sup>前田權佐恒篤<sup>三</sup>・菊池十

六郎武敬<sup>七</sup>・品川主殿雅武<sup>代三</sup>三人被仰付、各御部屋の

内寛保年間轉役す。<sup>前録には、享保十六年十二月十五日本文三人共江</sup>

御當代様御附、寛政八年十月十日成瀬左近種徳<sup>監物</sup>被仰

付、同九年<sup>月日未詳</sup>横濱善左衛門玄英、同十年藤田求馬安貞

<sup>同十二</sup>被仰付、成瀬横濱は御代に被爲成、直に御近習御用

を勤む。

觀樹院様御附、天明七年十一月十五日西尾隼人明義・織田

主税益方・前田左衛門直央<sup>後大奥</sup>三人被仰付。<sup>西尾は寛政三年</sup>

<sup>永原將監代し之。前田は</sup>寛政七年御逝去後、織田並に永原將監兩

人共轉役。

○大横目

其起本未詳。萬治元年<sup>月日未詳</sup>津田源右衛門某<sup>兵庫祖</sup>・中川

八郎右衛門長種<sup>采女六</sup>被仰付。按るに是其起元なるべし。

寛文二年玉井市正貞<sup>三</sup>被命。<sup>同三年</sup>同七年前田七郎兵

衛直玄<sup>木工祖、寛文九年死す。微妙公の時小松御用人たり。又可觀小説に</sup>

<sup>は、萬治二年の頃既に御大横目たる事見ゆ。尙年月追考すべし。多</sup>

ば、勤方分ち司る事も有るべし。<sup>一説、勤方御次向の人々并論の事を</sup>

<sup>司ると云。因りて考るに、異本御年</sup>

<sup>表に、享保元年一月十五日多國防守於御所問書院叙爵の御禮申上、奥奏者番前田左京披</sup>

<sup>露、同日夜備後守和章若御登城、御供の頭分藤式左衛門等六人於御所問書院獨禮、披</sup>

<sup>露小幡外記、前田左京若々勤之とあり。相右の祝當れり。假令御禮人は御表向人たり</sup>

<sup>共、御奥向にて御禮申上ぐれば、當役の預り司る事と見ゆ。當時は御所問書院、舟の間</sup>

<sup>諸御禮、御奏者番の勤向</sup>

賀豫一右衛門直定<sup>三</sup>被仰付、<sup>昌披問答曰、西より八時迄年寄中席に相</sup>

<sup>て、大横目不在合時は泊番等を勤むとあり。然れば江府の御目附、十人目附に擧せらる</sup>

<sup>と見えたり。又御横目役と云ふは、延寶五年御横目を新に命ぜらるゝの時罷られたる</sup>

<sup>べし。尙</sup>延寶八年十一月廿八日多賀直定公事場奉行に移り、

翌廿九日<sup>或廿八日</sup>津田・中川並に菊池十六郎直辰<sup>菊池被命年月</sup>

三人共隠居仰付られ、爰に於て當職を廢せらる。右御用方

當分御横目<sup>延寶八年</sup>より相勤候様被仰出。<sup>此後御横目も罷られ、</sup>

<sup>御用向一切御大小將横</sup>

<sup>目の預知る事と成り、當時の形容と成り來る。又御大横目の</sup>

<sup>勤方の品、諸記類聚に收む。又當役職廢に不し係故に擧す。</sup>又因みに記す。

於御家御横目の起を考るに、大坂御陣の時山崎閑齋手への

御横目<sup>或御</sup>目附として、西尾隼人<sup>隼人</sup>・津田外記<sup>兵庫</sup>を被遣

こ云。<sup>兩人御使番たり。○按るに是は役儀と</sup>又寛永四年侍帳御裏方横

目<sup>御前様を御裏方と云ふ事あり。</sup>の名目あるこ書記に見ゆ。左

あれば此頃よりも目付・横目の名目はありたる也。

○奥御奏者番

寶永二年五月廿五日始て前田左京誠明<sup>内記</sup>・西尾隼人長宗

<sup>四</sup>・小幡外記直陳<sup>式部高</sup>・成瀬左京生直<sup>改市正揚吉</sup>四人を命

ぜらる。同六年西尾死し、正徳六年成瀬も又死去す。享保

元年七月二日前田若年寄こ成り、小幡は御免仰付らる。

於茲當職を罷らる。此職備はりたる内は假奏者の間なれ



藩國官職通考卷之三

弦齋湯淺祇庸編輯

諸頭一 定番頭 四人

座列先輩次第 役備御免等にて再役の時、都て諸頭准之。

御役料三百石、手替足輕五人、小者五人

御充一人扶持、充下さる。一組與方二人、當時は一組一人

裝の時は御増人なるべし。同心十七人、内小頭二人。

元祿三年九月廿七日始て四人を被命、野村勘兵衛重徳

代、平岡五左衛門親行、北川庄右衛門某

有賀甚六郎政寛、也。各御役料

三百石下され、足輕小者五人充被下、一人に定番御馬廻二

組充屬せられ、且定番御歩等支配すべきの命令あり。此時

組附足輕一組十七人に御定なさる。以來連綿當時に至て此

御格也。夫定番の名目足輕、

云。自是定番の名目起ると云。又小幡宮内御城代の時、新參御馬廻を命ぜらる。是其魁本と云。又元祿以來吉田傳左衛門支配定番足輕と云あり。本文定番頭被命後も定番足輕二層あり。元祿十一年組附同心と可謂の命あり。右足輕の詳解及愚考は、諸組足輕の部定番附同心御留守居足輕の條に詳す。○舊記に城番馬廻など書するあり。是御城内御番をすの意に叶ひ、定城與番同じきに因て、より起る云云。前録に曰、假用せし成べし。必始、城の字被用非ず。右衛門、宮永勳解由兩人定番頭たるを見えたり。然れば本文より遙か己前名目備りたれども、諸本宮永大数の役御旗奉行を勤むとあり。定番頭たることなし。岩田のこと未考。然れども二人共後には御馬廻と

萬治二年始て定番御馬廻を置れし時、其支配寺西主馬伊安嫡子主馬伊次の時斷絶。今三輪藤兵衛吉次、前田八左衛門の新一は伊安の二男の流。父八左衛門は源隆の弟也。三人被命、各御先手物頭より兼帶す。殊に寺西は御馬廻頭に轉じて猶兼之、定番御歩及び足輕を屬せられ、其支配をも兼帶す。同三年杉本四郎左衛門

孫六、長谷川大學、命あり。其後各追々御免或は隱居す。寛文四年、津田源三郎長政、服部左源太、津田次郎左衛門千連、被仰付、同八年小寺甚右衛門宗休、被命。右四人は別に建られ、兼職にては無し見ゆ。列は物頭に於て、其號は定番頭なり。

前に記す如く、始て寺西等命ぜらる。時、各延寶五年三月廿五日御免成され、津田千連、其支配今の定番御馬廻御番頭を命ぜらる。於是右の職罷られ、元祿三年に至て今の定番頭を被

命。其稱は舊きに同うして其趣は大に違へり。

附、定番御馬廻御番頭 八人

御役料百石。二人充定番頭四人に屬す。

延寶五年三月初て六人命ぜらる。窪田九郎兵衛某

子孫知、齋藤長兵衛安次、三島彦右衛門某、石野

五兵衛氏久、久世平助某、和田

小右衛門正辰、也。同月十六日御役料百石充下さ

る。同八年十一月廿九日稻垣八郎左衛門安成、被仰

付、天和二年九月廿七日渡邊市兵衛某、前田

平左衛門正宜、河野四郎右衛門某、

人命ぜらる。爰に於て八人なる。今茲初て八組に御定

め、一組一人充さなり、元祿三年定番頭被命、當役二人充

屬せられ、以來連綿當時に至れり。組御預無之。當役享保

元年七月二日始て兩人命ぜらる。霞田貞右衛門正直、

二代目也。享保九年八月、後藤平八郎延治、

様物頭也。兩人共組御預なき以前轉役す。

定番御馬廻 八組 知行高百五拾石以下

萬治二年御馬廻組の内より百五拾石以下の人々此組に命ぜられ、始て一組を建らる。其時組頭三人、被命。其後追々組の人数も多くなり、天和二年八組に御定なさる。天和二年十二月御馬廻等跡目昇頭の時、四百五拾石以下組外並定番組へも入るとあり。按るに此時組數も定めらる。により、人数も不足ゆえ右の如き命令ありたる歟。當時跡目下さる。定番御馬廻へ加へらる事なきは人々知る處也。予嘗て古き帳を見るに三百石以上の輩多くあり。又享保十六年の土帳に、八組に三百石以下の身代の輩三、四人あり。是本家相續未だ組分なき内なる故歟。今は皆百五拾石以下の面々なり。但其身代より上には、二百石原永次郎、百八拾石水野兩家あり。予嘗て其面て云へば、萬治初て被命時は百五拾石以下の御定なるが、其後御加増下さる故もあり。其組も離れず、或自然右以下身代の人も組入し來りたるを、後に舊きに復し今の如くにせられしな

定番御歩小頭

役知百石。右役兩人御貯用物方御用を勤む。

萬治二年定番御歩を置れし時、其小頭始て三人被命、東郷

與次右衛門、山田市左衛門、出口

半兵衛、久太夫也。此半兵衛は定番御馬廻なりし、當分小頭可相助御出、玉

後小頭まで相助候様御出候と御當家舊記に見ゆ。又久太夫に就て聞く處右の説の如し。也。此時皆持來の知行に

て勤之。寛文中以來は御切米の内より被命れば、新知百石

を賜ふ由見えたり。延寶・貞享以後は御人高も四人なり。

其後多少一定ならず。享保十二年より十五年まで五人有之、又右年間前後共



り。當時へ繋つて全く四人に成たるは明和元年以來なり。  
天明八年二月中村少兵衛被命、是御増人也。文化六年十月福  
岡伊兵衛改文左衛門被命。於是六人成り當時に至る。其來因  
大綱斯の如し。猶委曲は前録に就て見るべし。延享六年十一月十九日當役並御  
御用者小頭へ毎歳銀五枚充可被下旨被仰出。今又當役より御貯用物御用  
を勤むる事其始しれず。久しき事なり。且以前は御露地方  
御用も時々勤むる事あり。近年其事なし。一書記曰、延享五年十月十三日、延享五年十月  
相勤候様、諸事毎々之通相心得可申旨、若年密西尾年殿より直に小頭伊藤彌右衛門等  
三人へ申來、御呼出にて被仰候候とあり。其後明和八年、三十八人頭代御露地方御用當分  
相勤候様、御家老中被仰間とあり。按に右延享五年始て勤むるには非ず。前々より三十  
八人頭御人少に依り臨時勤之事と見ゆ。然れども加はり勤むるには非ず。都て御用方引請  
け勤し由因に爰に記して其前例を知らしむ。

定番御歩小頭並

延享二年九月十四日岩田淺右衛門被仰付、新百石下さ  
るなるべし。是始  
て被命なるべし。勤方本役へ打込み御貯用物方御用も勤  
む。寛延二年小頭に轉役す。右岩田被命前後當役の姓名一  
も見えず。

定番御歩

御切米高四拾俵 近來は又勤功に因り被召出には三十五俵下さ  
る。或相勤被仰付には三十五俵又三十俵下さ  
る。又坊主頭の子此組に被召  
出時は五十俵被下等例あり。

萬治二年組外組外の解其條  
に詳記す。御小々將 按するに歩小々將の事なるべし。  
歩小々將の事其條に記す。  
定番御馬廻を被  
御時なり。  
御歩の中より年寄候分三十人計始て仰付られ。東御丸守衛止みたる年月知れず。寶曆十  
年七月十一日より東御丸御所定番御歩  
御番所は東御丸相勤候様被命。  
請取相勤候とあり。同十二年二御丸御所後後まで止みたり。是金谷御所たるに依り  
見付番所等土番所建つにより、御番人不足により右の通りたるなり。是も往古勤むるの  
例に倣はせらるるなるべし。其初東御丸宿衛も組外等入り勤むるなるか。既に會所御土  
藏前御番所宛文中以前組外等入交相勤、右年間より相改與力番所に成候由。其後元祿年  
中定番御歩指加り相勤候様被仰付、隔日相勤來候事と、天明二年定番御中  
より御城代へ出書面の内にあり。冗長と雖も好古の一助に付き記す。勤方之  
儀、定番御馬廻の格合にて相勤候様にこの事にて、定番頭  
支配被仰付、御當家舊記に見ゆ。一本昌被問答曰、今年新規に御歩被  
召出、(中略)只今迄の歩小頭は定  
番歩小頭となり、平歩は定番歩頭となり、定番歩は歩役被除御城中御番を勤む。其作  
法定番馬廻の格の如しとあり。御年表一本云、今年御歩被召出、(中略)舊歩小頭は小  
松定番小頭に移り、舊歩は定番歩なる。此歩は城内番までを勤むとあり。事不詳と  
雖も、爰に記して考案に備ふ。按るに萬治二年は徹妙公薨去の翌年なれば、御歩改め置  
御職被許の御歩の事なるべし。其他別に御歩有りたる事考ふる處なし。是今の、此時御知  
行を被下置人々既に有之。延寶年間に至ては御切米貳拾石  
を賜ふ。此項定議より過不及の輩  
有之、大勢當時の如し。倍初の定番頭を罷られ、元祿三  
年今の定番頭被命までは定番御馬廻御番頭の支配なり。  
定番御歩並

其始未レ知。寶曆七年七月四日前田平助 本組與力前田  
武平次の子此並に  
被召出、御切米四十俵被下之、廓諸院様 嘉六  
郎殿配膳役被仰  
付。是より以前命ぜらるゝ輩有らんも知らねども、姓名傳聞

せず。故に暫記之。按るに、最前御部屋附に單に御歩並とは多くあれども、  
定番御歩並と云は見え。若くは前田其始なる歟。猶御  
近習の條  
に記す。其後天明五年十月伊藤宇右衛門・廣岡右平次・坪内  
九兵衛被仰付。各享和元年十月御切米御引足並の  
通下され、定番御歩に被仰付。

○定番頭並

御役料三百石、但被下足輕、小者無之。

太梁公御代安永四年九月廿一日、始て三宅權左衛門正直  
權左衛門・中村萬右衛門齊 五兵衛  
祖文兩人仰付らる。權左衛門は太梁公御  
門は泰樂公御  
近習御用也。以來時々被命。

○御馬廻組頭 十二人

御役料二百石。一組三十人 當時三十四、五人も有之。組々  
多少一ならず。元來子弟等打込  
み、一組六十騎の御定と  
云。尙本條に詳記す。

夫れ士の名目諸家に於て替りあり。一つを云へば、江府の  
御書院番・大御番或新御番なき、唱へ、長州毛利家には大  
身を寄組、無給、小身を八組と稱する如く也。大身にては  
士數も多ければ、又品々の名目も出来る也。信長公家に於  
ては大身を手持と號し、小身を馬廻 按るに、戰國先手をし持、小身  
の士は普大將の馬の廻りに恩從  
する故、終には馬廻小將と云士の名目と出来りし成べし。世俗馬廻の稱織田家より始ま  
りたる名目と云。一向左に非ず。下學老談に云、年寄馬廻の稱於足利家永正六年既に見  
えたるとあり。爾年寄衆の條にも記す。又觀元記曰、長享二年に馬廻十員(上下男)と  
あり。是永正六年より二十餘年前なり。然れば古き稱にして、尊氏執柄以來より備り

たる事な 一説曰、  
於御家性  
るべし。ご唱へ、猶御大將に近侍するを小將と稱す。昔御中將、御小將御馬廻各六組充有りしが、寛永十六年富山  
侯大聖寺侯へ御人分ありて、組の人高等も相違せりと云々。仍て其下風に立  
つこの諸侯斯の如し。御家に於ても其號也。是未だ高德公越  
前府中に御在城の時専ら名目備はりたる事必せり。此時組  
頭は湯原八承國信 贈作  
祖天正十四年より勤之事書記に見ゆ。  
此時一人役に有まじ、其  
他姓名等未考。故に欠く。是姓名及び稱號顯はるゝの初歟。是よ  
り慶長年中までの事蹟考ふる處なし。大聖寺の役松平九郎  
右衛門某 坂田善  
太夫祖勤之。此外姓名見る處なし。關ヶ原の役被除と組頭の見え  
手々々引懸べられたる  
か、尙又追考すべし。此後佐藤與三右衛門 丈五  
郎祖・原田又右衛門  
種房 又右衛門祖○兩人被命年月日知れ  
ず。按るに慶長の中頃なるべし。等勤むる事、前録、系譜等に  
往々見えたり。大阪冬御陣の時當職は、一番大塚壹岐某  
平五 二人祖  
上に記すと  
同なり。  
山下兵庫 斷絶、其子  
細知れず。三番不破壹岐 子孫  
未知・吉田頼母 子孫  
未考四  
番岩田勘右衛門 子孫知れず、若くは傳左衛門  
祖の初代内藏助中頭の名か。長瀬主計 武十郎  
祖二代五  
番一色主膳 源右衛  
門祖・平野彌次右衛門 子孫  
未知六番瀧與右衛門  
子孫  
斷絶  
大西金右衛門 死後跡目仰付ら  
れず、家斷絶。以上十二人也。或夏陣には松  
崎庄左衛門、  
將大學、村田四兵衛、神戶藏人、多田大學、河地才右衛門など當役たるとあり。此時既  
冬、夏時役等に差ひあり。加之譜本異同少なからず、猶猶知すべし。此時既  
に六組 何の頃より組分定まりた  
るや、年月知れず。にて一組に頭二人充にして十二



人なり。是より連綿たり。寛永年中年月知御役料知貳百石を賜ふ。可觀小説云、寛永年中御小將頭・御使番へ御役料二百石宛下さる。とありて、年月等の委曲知れず。按るに、是御頭へ役料を賜ふの始なるべし。其役料賜はりし時、微妙公の御小將頭・御馬廻頭への御禮に、組の者をば毎度呼寄せ食にても振舞親しくせねば、組の様子を知らぬ者なり。何か物も入べき間御役料知下さる。との御但座列は御大小將頭の次なりしを、延寶五年三月二日上列に被仰付。此御禮意を詳考するに、御小將頭は組は重く候得共、御馬廻りに相備申候故、大かた御自身の御下知候間、組頭は輕く、御馬廻は御先手に候故組頭の下知次第に候。依て御小將頭より重き事に候。然ども急には御改選被成、漸々延寶五年御改なされ候と、松雲公御役話に見えたり。又按るに、江戸の御小將頭も上列、御書院番は次列にして、御書院番頭は上、御小將頭は次列なり。是御家の御大小將頭・御馬廻頭と頭との列差別あること同意なり。此等の趣意御家のみにあら。天和二年九月廿九日十二組に御定め、一組に頭一人、番頭・使役共三十人、子弟・與力役騎馬打込、與力五騎、足輕二十人内小頭二人手替二人、一作頭附小者五人被附の御定、御役料二百石也。御役料前々より被下置、常には與力・足輕等屬せらるゝ事無之、御番頭・御使役も建置るゝ事もなし。

同年十一月十一日十二番關取を以て相極る。其時一番野村伊兵衛某、一番坂井與右衛門直往、三番九里覺右衛門正長、四番齋藤中務忠明、五番近藤新左衛門長安、六番津田宇右衛門正重、七番水原清左衛門重保、八番野村與三兵衛重德、九番篠原六郎左衛門長良、十番一色主膳改字右昌長、十一番富永小右衛門助清、十二番森小左衛門三喜、以

上十二人也。是より連綿當時に至れり。組御預無之、當役享保元年七月二日河地八郎兵衛秀安仰付らる、是其始也。秀安享保九年八月隱居す。同四年以下月長屋八郎右衛門昌倫、同五年村半藏愛清命ぜらる。其後天明五年岡田太郎右衛門正誼命あり。此時只今迄之通當分可奉行兼當被仰付。長屋昌倫以下各後組御預。年月

附、御馬廻御番頭

御役料百石。座列御大小將御番頭の次列。其始未考。慶長五年大聖寺御歸陣以後微妙公小松へ被爲入節、齋藤彌兵衛今の齋藤漢之助五世之祖父右衛門の養父也。子孫富山に有之。御馬廻組御番頭被仰付齋藤譜に見ゆ。是役名等顯はるゝの始歟。其後の事も知れず。雖も、元和太平後は猶以當職は無之と思はる。其後元祿五年八月廿三日飛州高山在番。高山城主金養出雲守羽州上の山にせられ、一萬石の人權引繼等被遣召被仰出、永井謙部被遣、半年充相繼交替、元祿六年四月半田惣兵衛、同年十月津田求馬、同七年五月野村五郎兵衛、同年九月山崎源五左衛門、同八年二月和野小右衛門と段々相替。依て右組々まで御番頭御使役被命也。此年正月十七日廢城の命あり。四月九日右御用役人被遣、六月廿三日御用相濟。在番等役人皆々歸る。此一件始未別記あり。事冗長なれば爰に載せず。の命を蒙らせらるゝに付、御馬廻一組頭・組共被遣。因て當役湯原源七郎庸信豐作組四代○永井謙部也。一本九月二日被命とす。被仰付御役料百石を賜ふ。同六年以下月阿部甚

右衛門吉忠其十郎組三代、牛田惣兵衛組。同年長屋七郎左衛門矩忠平馬組四代、津田求馬組。同七年村安左衛門泰重木工右衛門組三代、野村五郎兵衛組。同年小堀左兵衛勝經牛右衛門組二代、山崎源五左衛門組。同八年中黒六左衛門秀基武左衛門組三代、和田小右衛門組。被仰付、今茲六月廢城に因て御用相濟。如斯く御番頭は在番組まで被命なり。其後各轉役或御免等にて、寶永二年五月に至て遂に罷らる。按るに、安永二年十一月飛州關取の時御人敷被差出儀も有之り。其時御番頭金森猪之助、御使役野村與三兵衛被命べき筈なり。兩人共源兵衛組也。斯の如くなれば常には罷め置れ、出動の時に至て被命事なり。

御馬廻御使役

御役料銀二十枚 座列御大小將横目次其始未レ知。浪華二役並に其以前及び元和治世以後一切見らる處なし。元祿五年八月廿三日高山在番事は御番頭の命を被蒙に依り、當役中村藤左衛門子順、岡三郎高祖父、仰付られ、役料銀二十枚を賜ふ。按するに是濫賜たるべし。同六年以下月日詳す。皆御眞田治兵衛信清佐次兵衛組三代、牛田番頭被命同日也。同八年淺井左兵衛成正孫吉之助幼少にて死渡邊喜左衛門直政孫小膳幼少にて死被仰付、如斯在番組に命ぜらる。同十二年七月三日年頭御禮青銅百匹献上可仕旨仰出さる。其後各追々享

保元年七月に至て轉役遂に罷らる。

御馬廻組 十二組

御知行高百五十石以上。座列身代次第當分支配は高知に雖も其末に列す。定番御馬廻組外准之、且頭分御大小將組等の跡四百五十石以上は、此組の御用番支配へ入る。本文身代已下にて被加事あり。是は右常例に非ず。其後組入する事也。

其始知る處なし。高德公始め尾張州荒子御居住の時既に奉仕するの士あれば、其名目なくて叶はざる事也。越前府中御在城に至ては、猶名目備はりし事必せり。姓名發揮見ゆるは、天正十三年末森御陣夫森陣の時、(上置)扱からめては利家、中、半田半兵衛一番に遣出候て鐵砲にて打被れ候故と高德公御役話に見えたり。同十六年三月武州八王寺御陣牛田半兵衛、野村傳兵衛、荒木善太夫、阿波加藤八はら手前よく候由、討死は九里少左衛門(此他の名置す)此頃より慶長年間外小將馬廻合二十七人討死にて候由(下置)とあり。此頃より慶長年間まで組數等の事知れず。但大坂御陣の時六組なる事組頭の條に記す如し。古へより萬治年間迄も、知行百石にても此組たる事明了也。高德公御代田邊市左衛門(藤右衛門、藤右衛門等組)知行百石にて御馬廻組たり。又小川文兵衛(弘左衛門組)萬治二年父跡目百石拜領、御馬廻組御有とあり。爰に一二の徵を舉げ知らしむ。此後より百五十石以上成た







被命代之。外佃源八郎 延寶六年閉門、御馬廻組と成。 如故勤之。於是六人の御人高也。是より相定る事見ゆ。同六年大橋長兵衛直成、鹽川安左衛門久貞命あり。 按るに、一人は個の代りとして、此時七人偏はれり。 天和元年三月十六日永原治兵衛政張、河地八郎兵衛秀安 按るに伊藤、金子二氏の代り成べし。 被命。此日一統役料銀二十枚充下さる。同二年十一月十一日組合極り、 一説、此時御役料下さると云ふ。 此時一組に御横目一人に御定めなさる。則一番津田喬長 永井正良組、 二番大橋直成、三番河地秀安、四番恒川長恒、五番鹽川久貞、六番永原政張 大橋以下皆頭番組の通り、 六人也。以來連綿たり。貞享二年四月晦日御番頭並に平生上下着用可仕旨於江戸被仰出。同三年十月朔日只今迄役儀の御禮無之處、此時初て仰付らる。今茲より役料下さる儀中絶。同十年五月十九日向後年頭御禮鳥目百疋可致献上旨被仰付。同十六年六月二十五日御役料百石被下之。 此日於御前、重き役儀得折、其上番頭代りも勤申儀故、役料知下さると命あり。御年譜、御年表等に見ゆ。

御大小將組 六組

御知行高二百石 役掛は百石にて、此組へ入る。

其始未知。古へは御小將組と稱す。何の頃より御大小將と改稱ありたる哉詳かならず。 按るに、御小將、御大小將出でて、右の唱へて、御大小將とも唱へて、終に

改稱あると見ゆ。夫より兩御番頭も有てより、又御大小將御番頭と唱へ、其品の分ちを建らるべし。獨組頭に至ては、奥・表の兩小將組頭もなければ、單に今も御小將頭と舊き唱のまゝ也。是其初らほしき事なき故なるべし。又御小將等無き以前、御小將、御中將と云あれども、夫に對し唱喚もなきと見ゆ。今御歩を六組御歩と云ふ。是六組有之ゆゑ、定番御歩に對して俗稱たるを、終に其稱號に成來る事の如し。 按るに、強ひて理義を以て推論するに及ばず、世風の変遷と云ふべし。 當組は高德公尾張州に在せし時よりも備りたるべし。越前府中御在城の時 御應所山崎七左衛門等の組新助、於府中御小將組被召出、御知行五十石拜領と其家譜にあり。其他姓々見ゆ、畧之。 及び天正十六年八王寺御陣の時に至て其名目昭然たり。 高徳公御夜話に、八王寺御攻の時(中略)此外、 夫より後姓名も著明なれば記すに及ばず、連綿たり。天和・寛永に至ても、知行高百石にても此組なる由見ゆ。 按るに、大勢二百石以上稱りたる、天和二年九月六組に御定め組分仰付らる。是迄は惣儀打込み、組頭も一統して支配す。翌三年正月元日より年頭御禮列、年代り番々被定。御年譜等に、御小將組天和五年より元且拜領と命ありと載たり。天和年間改まりた、 以來此御格たり。

組頭並

御役料二百石又は百五十石。

松雲公御代享保元年七月二日始めて命ぜらる。中村典膳重好也。 御近習御用也。求之助補文。 此時御役料百五拾石を賜ふ。元文二年八月朔日大槻内藏允朝元被命、是より御役料二百石を賜ふ。其

後に至り、時により思召により兩様入交りたり。 按るに、御近習のなき面々へは、百五十石の役料下さるゝもあり。表向の面々は都て二百石の役料を賜はりし歟。近來御近習向は勿論、表向にも都て百五十石下さる。近年は都て百五十石御役料下さる事に成たり。御表動にて、河村義右井之助などは、皆役料二百石下さる。凡當役に至ては、御近習御用、御算用場奉行・學校方御用を勤め、或間番・江戸御廣式御用など物頭並より轉之。猶右の役儀を勤むる等の例あり。

御槍奉行

御役料二百石

其始しれず。浪華の役に吉田數馬守政 長藏組、 齋藤市左衛門長次 忠左衛門、 此職たり。然れども御長柄小者屬せらるべけれども、人數等の事知れず。其後松雲公御代初 年月、 山崎半左衛門長政 助左衛門、 山崎小右衛門長有 小右衛門、 兩人命ぜらる。 此頃御歩善太夫、長田儀兵衛兩人初て御長柄下被許仰付られ勤之。段々相替り、寛文五年より小塚所左衛門、東郷又八勤之。延寶五年右下被許は割場へ打込に成、兩人共特役とあり。是東郷又八御等に付、萬葉新編を以て指上る紙面に委く載す。猶下被許の條に記す。扱右に書す如くなれば、山崎退役の後も下被許有て、萬事小者の指引したると見ゆ。併山崎二氏支配の御長柄の者として、別にのき候て之様には不存、割場御小者の内を以て御長柄小者と申儀に奉宣、則私等勤申内右の通と東郷の書面に見ゆれば、小者は役支配なるか。按るに、初は全く山崎支配なれども、小塚・東郷下被許となり、程なく山崎長有御居なれば、組の小者は割場へ打込み、其下被許は如元ありぬる事と思はる、尙考ふべし。 長政寛文二年死し、長有同六年隱居し、暫此職を罷らる。天和三年二月北川庄右衛門某有賀甚六

郵政寛命ぜらる。此時列御小將頭次々仰出され、御役料二百石下され與力二騎・足輕六人・小頭一人・小者四十人、四人は自分仕小者 一本、手替足輕、 御預り定めらる。 按るに、御長柄小頭定まるべし。 兩人共元祿三年九月二十九日定番頭に轉役し、即日小泉勘十郎重永・加藤十左衛門重久代之。同四年重永死し、正徳三年重久も死す。是より當職を罷らるゝの處、遙かの後安永四年九月二十八日、有澤才右衛門貞幹 御近習御用を兼帯す。 被仰付。此時與力足輕等御預無之。於茲昔日の當役は格式相違せり云ふべし。其後天明二年 以下月日、 石野主馬助寛氏、同五年今井甚兵衛矩明被命、轉役後代り不被仰付、再び罷らる。當職の沿革斯の如し。

町奉行 二人

御役料二百石。町附足輕四十人、内二人小頭屬之。 半分充兩人へ附らる、餘りにて、町同心も兩人充奉行二人へ屬する御定と云。

其初一切知れず。高德公石川・河北二郡御拜領、金澤城御移住以來、町方の事司さる職なくて叶はざる儀也。又何れより支配せしや考る術なし。文祿三年町支配村井豊後守長頼勤之に前録等に見ゆ。是奉行の如き職顯はるゝ始め也。



其後慶長・元和の際又如何なる哉考ふべからず。寛永十八年陽廣公御入國の砌の當役は小塚藤右衛門家系今の虎・長瀬五郎右衛門嫡流は次郎兵衛に至る寛政二年勤之。是奉行の名目儘に見ゆるの始也。其次宮城采女長次・奥村源左衛門或御用場奉行より兼帯す勤之。其後宮崎藏人足輕頭より兼帯之とあり。前録には寛永同時代勤勤之。被命。慶安四年富永二代勤解由左衛門此時御馬廻り、符合せず。猶被命。慶安四年富永二代勤解由左衛門頭なるが年月考ふべし。被仰付、明曆二年御役料二百石下さる云云。按るに、前記は富永時御取上と成、富永萬治二年隠居仰付られ、代りには脇田九兵衛直能・長屋七郎右衛門某被仰付。一書、此時又御寛文七年欠里見七左衛門元茂・岡田十右衛門貞知兩人、御先手物頭より兼帯被仰付の處、天和二年九月二十六日組頭列に御極め、御小將頭列に命ぜらる。御役料二百石を賜ひ、按るに、今月六日當役命ありて、又今日列等被仰付と載する書性々見ゆれども、非なり。町附足輕四十人、内小頭二人に御定也。是より以前町附足輕も備はりたるべし。是より以來連綿、今日に至れり。

附、町同心 四人  
御役料五十石。定番御馬廻組外より組を離れ任

之、或御歩小頭等より昇進して轉之。其始知れず。村井長頼町支配の時に村井豐太夫・横山庄一一本、少の右衛門勤之由見えたり。文祿三年兩人有故御折檻、長頼の甥村井知左衛門知久右の代に仰付らる云也。其後の事考ふべきなし。何れ當時の初すべきは、承應三年月日分部伊左衛門孫源左衛門に至る故あり切實無疑。今の喜被命、此時御人高四人有之事儘に見えたり。此時今兩人の姓名明曆二年より役料五十石を賜はる。此時は御知行二百石を町奉行へ御預、町同心四人へ役料として五十石充當せり。故に寛文元年森口源助祖傳、同六年中久左衛門高門被仰付。其後年月山田半左衛門庄太・堀江彌三郎享保江藤三郎は山代の湯守堀江家也が嫡子にて、微妙公の時召出され、御知行百石下さり、公事場半屋被仰付られ、御馬廻御門の並に居すとあり。此彌三郎なる歟。孫の彌太郎正徳二年御退故也。○當時半屋の繼のことは町下代より司と成。按るに右彌三郎町同心と成て後御番番を直に勤め、死して後終に町同心の勤向と成て、後に町下代の勤むる事に遷り来るなるべし、同心と下代の勤方とは、古と今と打違じたる事ある由なれば、斯の如く成たる事もあるべし。○或曰、公事場半屋町下代預りたるは、御出陣公事場の事町奉行預り司と成るべし、其含にこの事なるかと難む、右の來因によりて、さまたの御種意有ての事ともなるべし。何れ他役所の取柄と成る事も如何なるに等勤之。此頃今の如く専ら平土より任之と見えたり。其内には昇進し天和元年十一月長井源兵衛當役被命、是時初て役料知御印物別に被下。此時所附は如前々町奉行に被下、同心料の内にて下さる。翌二年十月二十九日田中久左衛門・水越八右衛門・上坂六郎・長井源兵衛、今村次郎左衛門料知所附給々に被下、以來此御格と成、同二年八月二

十二日今村次郎左衛門命ぜられ、五人となる。榮略雜記に云、天和二年八月今村次郎左衛門當役被仰付、向後五人被仰付、内替る々々半屋の奉行相勤候様被仰渡とあり。按るに、當時半屋の奉行たることなし。若しくは其事止みて又古に復し、四人の御人高に成たり。其後又四人に成り、當時へ連綿す。四人と改りたる年月未るべし。其後又四人に成り、當時へ連綿す。四人と改りたる年月未るべし。後四人に成るとあれども、譜本其詳見えず。故に今採用せず。猶考ふべし。

町同心並

延寶元年月日森川五郎右衛門町下代也。證高知れず、御切米のま、にて轉之と云。被仰付、是始て被命なるべし。其後遙かの後、文化八年三月十四日

篠田平左衛門證高御切米六十俵被下、町下代也。被命。此時勤方替りなし。然れば町下代功勞を以て此列に進められる事なるべし。

火矢方御用

微妙公御代寛永十五年月日小川七郎左衛門父は高麗國出生に成り日本へ來り、大坂にて山海久次忠藤と稱し、其後瑞龍公御代被召出、家名小川と改めさせらる。父久次遺跡を繼ぎ、高麗火矢打御用願の通被仰付、是其初め也。承應二年新知百五十石下さる。實子幼少により、七郎左衛門死後寛文六年遺知之内百石養子權右衛門今の兵左へ被下、同十一年依願養弟七丞今の友へ、殘知五十石拜領被仰付。是より兩家に成り、家業を勤め代々相續。猶家系委曲は畧之別記す。

町下代

其始未考。承應二年六月欠日松下四郎右衛門被命、是起元なる歟。萬治二年七月山口助右衛門、同年欠日森川五郎右衛門延寶元年町同心被仰付、皆御切米五十俵下さる。當時は四十俵下、一俵以來連綿たり。一書に、本文松下以前當役備はりたると雖も、外買手方は、此下代より最前勤むと云。是に因て考ふれば、予が家に藏むる寛文頃の覺書に、小買手方松下四郎右衛門・森川五郎右衛門の名あり。然れば其先證明なり。又元祿初年頃、町下代松下放基左衛門代召出願の儀に付前田對馬守上紙面中に、去年は町下代並小買手役、且又金澤中道橋破損修理奉行六人にて相勤候處、段々減少、只今兩人罷在、道場方小買手共に一人充てて相勤候儀、其上願指合等にて手支儀に付とあり。是其頃の高直並に道場方等の役を勤むるの證に茲に註記す。

魚津在住

御役料二百石。但人持の時御役料下されず。手替足輕五人、御奉行二十俵。小者五人、御奉行一人、扶持八十日、下さる。

天正十五年新川郡を大隈秀吉公より高德公へ屬せらる。其時魚津御城代として、前田對馬長種をして守らしむ。又右年間より青山佐渡吉次將監守之。其子豊後長次、其子豊後正次相繼で三代居之。此時御城御引により正次金澤へ歸る。是元和口年不詳なり。於是御城代の職罷らる。寛永四年未考大音主馬好次を在任職に命ぜらる。是當役の初にて、役屋敷を構て居住し、其地の鎮たらしむ。此時魚津町並に御郡の事も一切支配す。同十三年主馬好次死



し、其子主馬好政代レ之、同十五年金澤へ歸る。好政退役の後暫く  
役の間のこと考ふ 同十七年一書、十六年二月  
十八日とあり。本保嘉右衛門命ぜらる。萬治

三年御免、同年八月十一日仙石勝左衛門政盛當職に被命。

此時足輕二十人御預なり。按るに足輕は  
前々より在任として置せらるるべし。此時魚津町奉行は別に初て仰

付らる。政盛寛文三年御免、奥村源左衛門某代レ之。天和

二年正月前田大膳寄孝被命、按るに諸本、郡代或所司代と書するあり。  
今に至るも俗稱とす。若くは此頃迄は郡代

と稱せし哉。大音氏等勤めし時は今の如き同職に年字。本文にも書す如くにして、其地  
領衛は第一の事、公事、作方等の事新川一郡の事取捌し由なれば、右等の稱號もありた  
るか、退考元祿十年四月十一日永原治兵衛政張節本被仰付、

是頭分より命ぜらるゝ初にして、御役料二百石を賜ひ、與

力五人此時新規召抱られ、當時に至る五人也。元來は十人の御定にして、事に臨ん  
で附らる、積なり。仍て今五人の居屋敷も有ると云。委曲は與力の條に記

足輕四十五人御預、此時足輕新規に召抱らる。或仙石へ御預以來の足  
輕も直に附らる、や知るべからず。尙足輕の條に

内手替五人、小者五人自分に下さる。但人持より勤む

る時は、御役料並に足輕等下されず。是より勤方改まり當

時の御格たるの初にして、連綿す。但し延享三年正月松平

大膳康濟命ぜらる。是人持より再び勤之、以來頭分打交

り仰付らる事に成來り、今日に至る。當時引越にて無之、其止たる  
年月退記すべし。永原政張代

和田采女勤めし時、いまだ引越にして今の郡代屋敷と云に居す。今  
唯其後所のみとなれり。按るに松平康濟被命時より引越止たるか。

○今石動水見城端支配

一人

御役料二百石。但人持の時御役  
料等不詳下。足輕三人、小者三人

下さる。御奉行魚津  
附に同じ。

高徳公天正十三年四月太閤家より礪波・射水二郡益封有り。

於茲御舍弟右近將監秀繼君をして今石動城に居せしむ。

幾程なく木船城是も礪波  
中の地に徙らる。仍て今石動城には又次郎

利秀君秀繼君  
子息守之。此頃篠嶋織部清了源兵衛祖二代織部へ三百石  
利秀君より賜ふ。後利秀君  
讓言に依りて利秀君知行分  
三千石高徳公より賜ふ。をして、高徳公より利秀君へ被レ爲レ附、

御家老職を勤む。利秀君文祿二年卒去後、直に御城代に成

て居す。慶長五年瑞龍公より御鐵炮の者三十人御預也。織

部元和元年死し、其子豊前清政代レ之。其後廢城後も直に

此地に在て鎮護たり。其子豊前清長、其子豊前清次相繼で

任レ之。其子主馬清英に至て改て三ヶ所支配を命ぜらる。

是今の稱號の出来る初なり。清英寶永七年死し、其子七郎

定清幼少より金澤へ歸る。篠島氏在住たる事以上五

代、凡百五十一年也。文祿三年より寶永  
七年に至る曆數。於茲今年五月十九日鹽

川安左衛門久貞和一代節  
三代目被命。按るに、篠島氏在住たる時は、魚津の如  
く一國に支配するなるべし。今も城中五

ヶ山村中御收納分の事本多式部取捌也。是往古の遺例也。此條を以ても知るべし。今の  
如く改りたるも、篠島清英の時に初りて、此鹽川被命に至て全く振合改るなるべし。○  
當役と魚津在住兩役同日に被命ときは、先役の例次第にて當役上にも立つなり。是兩役  
優劣なき懸なり。又兩役共頭分より勤むる時は、御近習向へ屬する役にして、御次へ出

入し、年頭御禮も正月二日於御次申上る如き格外の御定にあり。是邊所奉行御近習へ屬  
するの意なし。然れども鹽川安貞・魚津在住永原政張兩人共、其始御近習頭より御預被  
仰付事にして、一通の譯と違ひ、身分は先役の如き振にもなされ、是頭分より  
特恩を蒙りしを段々従り來りて右の例の如きありしと思考せり。是頭分より  
被命、且は他人を以て此役たらしむるの初にして、御役料  
二百石を賜ひ、與力五人篠島氏勤以來御附置なされ、直に今  
鹽川へ附置る。委曲は詳與力條中。足輕三  
十二人諸本大高異同あり。同  
諸組足輕條に記す。内小頭二人御預、手替三人、小者  
三人自分に下さる。但人持より勤むる時は、御役料等無  
之。是當時の御格たるの初にして、連綿す。寛保二年三月  
二十七日富田次太夫貞武被命。是人持組より再勤之。以來  
頭分入交り仰付らるゝ事成て今日に至る。享保二年九月井  
上勤右衛門組頭  
並にて當役を被命、同三年九月高田五郎兵衛被命、是御馬廻頭御指除より被仰付によ  
り、不日して御馬廻頭の次御小將頭上に列せらる。如斯例有之事と知るべし。○當役  
初引越にして、今は其事なし。是又引  
越止みたる年月しらず。退考すべし。



藩國官職通考卷之四

弦齋湯淺祇庸編輯

諸頭 二

○新番頭 二人

御役料百五十石

松雲公御代延寶三年三月二十四日始めて兩人仰付らる。中川采女長輝 延寶八年父八郎右衛門家督人。津田伊織盛昭 勤兵衛重次の子也。子孫斷絶に成。即采女五世之祖。同五年三月十九日御役料百五十石を賜ふ。正徳二年 月日 村上傳右衛門孝存御小將頭に轉じ、同五年後原刑部長忠死後當職を罷られ、御馬廻頭より支配す。見ゆ。新番方の舊記、新番頭之儀被仰出あり。其時、享保元年御頭神尾主殿へ被仰渡候とあり。享保九年八月十一日武藤庄兵衛知周如斯なれば其事明了然たり。馬廻頭當分支配に置成有之儀、玉井勘解由を以て御馬廻後土肥に改む。松尾縫殿榮茂 治部會 兩人被命、此時誰の代との事な後六郎祖文。再び當役を建てらる。是より連綿。寶曆十年正月十五日武田判太夫信知轉後、當役無之により、御使番の内より高

田治太夫種賢、志村五郎左衛門誠行 兩人共御近習、頭並帯なり。兩人當分支配たり。同年九月二十一日林源太左衛門將房當役に被命。因て高田種賢等當分支配御免、林將房寶曆十二年四月轉後無之、因て再御使番の内大儀 作左衛門長成、高田主税良郷當分支配、同十三年五月大橋轉後、同月中村次右衛門正清當役被命、因て高田當分支配御免、又天明二年六月小堀金五右衛門轉後、又秋藤に付堀平次右衛門直輝御使番より支配、同年十一月堀轉後、堀三郎兵衛康實代之支配す。同四年五月長尾多七郎御免。於是石黒字兵衛知久、原田又右衛門種成代之支配す。同四年五月長尾多七郎御免。當役被命、同年十一月轉後、又重て原田種成、青木與右衛門貞康兩人御使番より支配、同五年十一月豐藤與兵衛被命に付兼帯相止、其來因荒増斯の如し。按ずるに享保年間御使番より御歩支配を勤むる例に倣ひ江戸に於て新番を御使番より支配す。同十二年林將房轉後同十三年五月まで、又天明二年六月より同四年五月まで、同年十一月より翌五年十月四日まで闕役たり。いつも其時は御使番の内より主附支配す。其姓名等の事 同六日齋藤與兵衛補好命せられ、同年十一月十五日山森澤右衛門諷明命せらる。是に於て再び兩人備はれり。以來連綿今日に至れり。

附、新番組御歩小頭

役知高百五十石、外御役料五十石。當時兩人にて勤之。

天和元年 或延寶八年と 三月二十一日始めて四人仰付らる。按るに御定にて、二組にして一組頭一人、小頭二人充當せらる。四人の御手當なるべし。尤古今共其組分の差別なし、今知る處也。山口新五兵衛 享貞

元年又編五兵衛家督とな 關屋市右衛門 貞享三年父新兵衛家督、中務會祖文。藤田五太夫 八郎兵衛三男、子三太夫 武藤半右衛門 貞享三年父半左衛門家督、と云。本家造酒家督となる。主計高祖文なり。

也。各新番の内より任之、新知百五十石充下さる。一説四料下さる時に新知を賜ふ。同年十二月晦日於江戸山口・藤田兩人へ御役料五十石充下さる。關屋・武藤は同二年九月二十九日御役料を賜ふ。是より相代り連綿として、新知役料も下さる。其後家督或病死代りも仰付られず、正徳四年七月津田傳八郎 寶永七年より一 父家督たり。茲に至て終に當職を罷らる。此時より新番の内より小頭代を立られ、勤方の事を指引す。身分の事は直に支配中へ達すと見えたり。然れば當時江戸に於ては小頭代を立らるゝも久しき起元なり。

享保九年十月六日遠藤伴太夫 三右衛門 大島甚左衛門 仲太夫 坂井藤太夫 庄太郎 三人命ぜらる。以來連綿當時に至れり。寛保・延享より後は兩人役ご成り來るご見えたり。

新番組御歩

御切米三十五俵外七人扶持。座列親之列次第。

夫新番 初より以來單に新番と稱ある事上よりのを置く、事悉く松雲公の尊旨あり。延寶三年被仰出の内、家來共せがれ、弟など掛り、人多勝手不如也、器量により被召出べくとあり。又歴々の由緒有之共、於當組者致謙退無禮無之様とあり。又組歴々の者子弟共軽く被召仕候成、心從違にて輕者と出合等仕 作法不宜様被問召候。左様可有之事にて無之旨被思召候などの被仰出あり。其組を早くせられ、其身分宜く成されたり。如斯きに味ひあり。諸中百官の内並びなき一格の品例の組也。事

鑿元なれば異之。尙新番 要例集を編し詳説す。冗長なれば爰に載せず。諸士の子弟を被召出、先づ延寶三年頭を始めて置かれ、組を建てられざる先に頭を置かざれば、同五年三月十五日始めて中川彌左衛門嫡子安右衛門四郎祖文を始め、二十三人 姓名 此組に召出され、御切米三十五俵外七人扶持下さる。傳言、御充行の事御歩並四十俵、御歩は五十俵也。其上に立ちたれば六十俵下さるゝ筈なれども、唱の品も能く三十五俵七人扶持と定られ、是にて取簡。同月二十五日御禮の節座列之次第、御親翰を以て仰出さる。御書出に曰、一人持之嫡子、四人持之三男、五使番以上之嫡子、六物頭以上之三男、七諸士之嫡子、八使番以上之三男、九諸士之三男、右同列之内にては充當次第、但同時に召出者は父の次第の如く、弟は二・三男に準ずべし。姪は其之階級に隨ふべし。以上丁巳三月廿三日夜定之とあり。然れど隨ひともなき故なるべけれど、人持嫡子此組と成事なし。但松平久兵衛三男且丞、西尾與三右衛門四番目 元祿十三年四月二十八日遠藤伴太夫 三右衛門 新知百石下さる。元祿十一年十二月新番並に同十三年四月二十七日新番と成、御表向勤となる。翌日本文の如く新番下され、座列は豊並の上となる。一又享保九年九月頭より御有之儀、知行取候者又は切米にて高次第に心得、同身代の者は親の階級次第と御加筆仰出されあり。然れども御知行は今以右の如し。御切米は近年竹内又一・岡島忠右衛門等階級なれども豊並と替る事なし。昔日の題とは違へ、是當組にて御知行下さるゝの初め也。正徳四年十二月二十八日新七郎兵衛 新市右衛門女園器主に官仕す。其後子にして元祿二年保十五年自裁、本貫三 當組に仰付らる。是昇進して此組に移るの始なり。次郎公の御附と成、同十年七月行山權藏御歩並召出され、程なく新番並と成、皆士の二三男なれば、新 其古へより御近習或は御奥小將勤、番とは其趣違ふと知るべし。



御表小 按るに、表より被命れば新番頭支配を承ると見え、元禄十年六月丹羽藩 右衛門儀、相模官兵衛・中村新平並御表小將御番頭支配へ移るとあり。 將・御側小將等を勤む。委曲は其條に記す。

新番組御歩並

御宛行本組の通也。或三十俵外六人扶 持下さる。あり。

其始未考。元禄三年三月二十八日原助六郎子孫・高桑善五未考

郎五兵衛子善五・萩原惣右衛門久左衛門子、被召出、皆御馬役

也。是起元なるか。寶永七年七月晦日鹽川安三郎于時十五歳

被召出、七人扶持下され、此度御切米等下さる。御近習勤と 被命、若くは並

見え、新番頭支配也。和一郎家三代安左衛門の嫡孫なり。

にて御近習勤の始歟。先是元禄六年七月九日伴八三郎新番並被召出、藩國公

出、其後御稱律吉等前條に述る如し。其後享保十一年中村段之助等、大體公御側小將に

新番並被召出如き、皆御側小將御番頭御大元將御番頭支配なり。又元禄十年遠藤伴四

郎此並被仰付、其子伴太夫同十一年此並被召出如き、相模三郎兵衛鹽川安左衛門支配

也。是今の御近習勤の模倣也。如斯表の頭支配に非ざれば本文に掲げず。委曲

並と成る。按るに、今の御近習勤、御近習定番御歩の如き品たるは、皆新番並、御歩

に轉ず。藩國公御代まで右之如し。御近習頭支配定番御歩とは一 夫より御近習

勤御表向共時々有之、御側小將勤等の勤仕本組に同じ。又 此並にて御知行被下置は、延享二年八月 欠、下村清太夫

佐兵衛 指加へらる。藩國公御近習にて、御知行百石被 是其始めなり。

按るに、此以前享保十五年兒玉彌孫次新知百石、吉田藤藏新知百石下 され、新番並仰付らる。御側小將御番頭支配なり。故に本文に掲げず。

○御歩頭 六 人

田平兵衛安勝後内藏充、求馬祖、永井傳七郎正良後藏部、今の 繼部高祖父、代之。

此時まで六人打込て支配す。皆御歩裁許し稱す。同五年三 月二十一日番組極り六組に御定め、一番藤田安輝、二番村

安立、三番寺西秀治、四番不破方好、五番藤田安勝、六番 永井正良也。此日御定書御印の物頭、六人連名にて渡下さる。其初ヶ條、向 後急度口を分可致裁許事とあり。是にて今迄組分なき事必せり。

一組三十人、小頭二人。平五十俵、御徒御充行高治以來御定、小頭 也。今改まるにあらず。 小頭

百石と定まる。一組に付小頭二人充、歩士三十人充六組、合百九十 二人、内小頭十二人との此時の御印御定あり。 於茲裁

許の名を罷め、御歩頭と唱號改まり、座列御定也。松雲公御 夜話曰、

御代初御歩頭被仰付候節、御歩は是程よりは重く候間、物頭の上にて可有之旨、年寄中杯

不念慮にて、唯今の通りに成申候。一向左様にては無之、物頭は是程召連御先へ相備、

一手之大将ゆき、昔より足輕大将との申候へば、御歩頭よりは重き事候。公儀にては

物頭よりは御徒頭候間、折も候はゞ可被改と度々御意、近年御使番支配も右の御主

意に候哉とあり。事冗長なれど、或三月とす。本文前段御改の前 同八月十九日御役料百五十石を賜

ふ。なれば非なる歟、當考。 以來御定と成る。當役連綿たる

處、其後追々轉役死去、代りも仰付られず、終に享保元年

に至て中絶し、同年七月十一日より御使番青地藤太夫禮

幹・山崎九郎右衛門由明・遠藤紋太夫高貫三人支配す。同五 年九月二十三日青地禮幹轉役御免、丹羽武兵衛廣成代之、

同七年二月十三日北川久兵衛重暉被命。先是山崎由明轉役代之、丹 羽、北川御使番也。

同九年八月十一日杉江木工左衛門政弘・青地禮幹兩人共御先手 物頭也。青地

御役料百五十石。一組三十人、小頭二人。 其始知るへからず。慶長十一年其支配の姓名著明なり。

慶長十一年瑞龍公富山へ御退隱御人分の内、中村編五右衛門組、宮崎藏 人組、今井左太夫組各十人宛あり。此時御歩頭の名目なりしを知らず。此時於金

澤も其支配の輩有べし、一切知れず。其後年寄衆支配 系譜

云、中村志保組十人、奥村因幡組十 御馬廻頭の内よりも支配す。又

人持組より支配し、諸頭系譜云、葛巻藏人に御徒二十人御預、二男内藏助御 馬廻にて相續とあり。又富田内藏充母衣御歩十人御預、

其御宮藏人も御徒支配すとあり。一可觀小説云、小幡宮内年若き頃御歩

幾許を勤むるとあり。是人持の内なる歟。御宗老たるの後か、當考。 夫より

組外裁許より勤之。正保四年山本久左衛門・青地四郎左衛門・黒坂吉左衛門勤 むる事諸頭譜に見ゆ、後各御馬廻頭に至るも御宗老と

見ゆ。是等唱號支配裁許頭と有りて發揮三分らず。萬治二年

改て御歩召抱られ、其頭には前田木工助忠辰無子、富田治 經炊

部左衛門重持與六郎五 世之祖、組外裁許より兼帶命せらる。皆人持

組也。此時御歩支配と稱す。寛文元年松雲公御入國の頃中

川采女長輝小傳見、青山勘左衛門某 初長次郎、子藏部木 家將監選師を繼ぐ。按るに、中川以下 兼職にてなく別に

郎兵衛安輝三郎四郎、 其後津田伊織盛昭勤之。 延寶元年正月二十六日寺西左平次秀治平左衛門祖。一 命せらる。 也。 同年三月二十六日村金左衛門安元孫四郎五郎享保三 年自殘斷絶。 五年死す。 不破

平左衛門方好榮五郎 被命。於茲六人と成る。青山は寛文 同三 年三月二十四日中川長輝・津田盛昭新番頭に轉じ、其日藤

へは先役の通り足 六人當役仰付らる。自是以來連綿今に至る。

附、御歩小頭 十二人

役知百石。頭一人に二人充隸す。

其起元知る處なし。萬治二年 欠、御歩を改め置るゝ時、

上原勘兵衛民五郎、 孫連、 鹽江半左衛門 子孫

・岡田十郎兵衛子孫、 城戸七左衛門 門祖、 五人被仰付。按

るに是初めて成べし。延寶三年 欠、出口彌助元禄元年御側工 者小頭に仰付ら

る。を命ぜられ、同五年三月二十五日矢部七兵衛久三郎曾 祖父

・本藤宅右衛門盛之助、 原藤兵衛 未考、 坂井勘七郎 高祖父

・小塚所左衛門孫左衛門和七、 齋藤四郎兵衛 未考、 大村猪右衛

門武次郎、 今茲城戸組 七人仰付られ、各御知行百石充下さる。於是十二

人外となる。と成り、組分頭一人に二人充屬せられ、以來

御格と成り今に至れり。古へは當職へ毎歳銀五枚充下さ

る。今は其儀なし。後には三枚充下さる。按るに其始定番御歩小頭等へ下さ

すれ共始 未未知。

御歩小頭並

役知御定無之。或御切米の儀 にて任し之。



元祿三年九月晦日牧又七郎 知行百石常五郎の 和角兵助 此時新知  
 下、助太夫 應治、今斷絶 兩人被仰付、是初めて也。此時兩人御前書役被仰付と、御  
 會頭文。御近習御歩の如きを支配するにも見ゆ。又世本、元祿二年二月廿一日牧一人被命とすれど  
 も、是御細工者小頭を始て置る、日にして、即ち牧と出口御助等を命ぜらる。故に今  
 不採 同九年七月二十一日日本藤治左衛門 盛之、小杉吉丞 郎高  
 被仰付、兩人此時正院殿御附、諸事 其後臨時命ぜられ來れり。  
 姓名 天明年間 吉田 八右衛門 後九之丞に改む。良左衛門父、被命の  
 後は無之。

御歩横目

御役料二人扶持。定番御歩より被命時、御切 御奥小將附。  
 御膳所御歩横目定役なれば此條中に載す。

其初未考、久しき起元なるべし。陽廣公御代其職見えた  
 り。然れば寛永・正保の頃顯然有之。又明曆三年にも其  
 名目儘に見ゆ。其後松雲公御入國後、寛文年間に至て  
 尙赫然たり。如斯其稱號あれども姓名見ゆる無し。暫閑筆  
 す。天和三年二月二十八日被仰出に、向後組を離れ、座列  
 は小頭の次たるべしとあり。 世俗御徒横目は、一組五人、六組三十人の  
 五年小頭組人数御定の内にも見えず。今古とも大抵 是より御役料二人扶持  
 三十人より三十五人までの内にあり。 御定と云へども、人数の御定なし。則延寶  
 下さる年月 下さる。此御徒意、按るに天和三年の令云、歩横目の儀日夜かけまは  
 知れず。 り不相動候はでは難成候儀、一儀可爲不如意候條、切米之外

扶持方申付るにて可有之事、兩三人扶持にて可有之 天和に至りては、姓名  
 とあり。是よりして二人扶持と御定なるべし。 人高御定なし、其初  
 も著明なれば記すに及ばず。

御奥小將附御歩横目、御役料五人扶持、 當時六人、其初  
 未考。高德公御小々將御歩横目の名目書記に見えたり。

延寶・天和の頃淺野甚五左衛門等 淺野甚五郎、和田萬十郎、湯  
 衛 出奔、立歸入半々死家斷絶。 淺野甚五郎、和田萬十郎、湯 なき勤之。其後暫考ふる徴なし。

勤むる事見ゆ。此頃既に御役料被下置見  
 ゆ。 役料下さる 此後は今の模様成り來る也。護國公御代に  
 被爲成ては、享保八年五月二十六日溝口五左衛門・市原平

左衛門・渡邊新左衛門・橋爪元右衛門・松本喜兵衛・山岸義左  
 衛門・山森惣太夫・深谷林右衛門八人仰付らる。以來連綿。

御膳所御歩横目 二人 外定加 御役料二人扶持、其始一切考  
 る處なし。若くは松雲公御代に至りて被命なるべし。元祿

の初豊島平右衛門・渡邊源七勤之由見ゆ。御代末御歩横目

御人不足により定役相止。其時は假役或は御奥小將附御横  
 目より勤之云。護國公御代に至ては、表方より定役仰  
 付られ、則ち不破治部右衛門・吉岡理太夫勤之。 兩人被命年月  
 督以來被命 自是連綿。大應公御代には定役仰付られず。謙德  
 公御代延享四年 未考 表方より岩倉平左衛門・竹内五郎兵衛  
 定役被仰付。此時より定役二人に御定也。泰雲公御代に成  
 らせられ、寶曆四年四月七日津田幸左衛門・脇田作太夫兩  
 人定役被仰付、以來連綿此格たり。 泰雲公御代直に御附となり、太  
 御歩横目の 享和三年より別に定加人被命、定役二人に三人勤  
 に成りたり。

御歩

御歩 傳言、御徒は徒の字調へまじく、歩の字可調と松雲公の命と云。因て考ふるに、  
 松雲公御代御徒御歩を徒者と相調差上申候。徒者はイタツラモノと論申候。  
 義理も歩にて御供いたし候もの故歩者と調不申候。其初知れず。起原久し  
 では詳明不申候とあり。傳言の事も此趣なり。

六組

慶長十一年に至ては姓名等儘に見ゆ。 慶長十  
 き事なるべし。 一年瑞

御歩 傳言、御徒は徒の字調へまじく、歩の字可調と松雲公の命と云。因て考ふるに、  
 松雲公御代御徒御歩を徒者と相調差上申候。徒者はイタツラモノと論申候。  
 義理も歩にて御供いたし候もの故歩者と調不申候。其初知れず。起原久し  
 では詳明不申候とあり。傳言の事も此趣なり。

三十五俵を賜ふ。 此後陽廣公へ 其以來姓名顯著なり。其頃は  
 年頭等御禮も申上る見ゆ。 本文の事を考ふるに、應神御禮申上るとも  
 明曆三年年頭御禮御歩頭より上るを見るに、昔島目三十五充にして、一組名目儘の  
 家でなし。是にて一組とは見えず。悉く知れぬども其載する姓名は、多く今の御知行の  
 家と見ゆ。爰を以て考ふれば、知行下さる。 一組名目儘の 又家柄を以てか、且は一等格品も  
 宜き者ありたるかの事なるべし。何れ御歩并請を許さる、而じならず、其此並御禮、  
 御御用者なども御禮申上ること見ゆ。即延寶五年被仰出に、御徒、御御用之者、御  
 料理人、右之者共之儀御目新加増被下置、小頭之外何にも、御上仕候儀無用之由被  
 仰出候、以上。已三月二十七日とあり。 御御用者なども御禮申上ること見ゆ。即延寶五年被仰出に、御徒、御御用之者、御  
 御給米二十五石充下さる。 昔日は御切米を石數に唱へ、都て幾十石幾十  
 出されあり。其年月知れず。按るに、寛文七年の帳には石附にして、同十一年の帳には  
 俵數書に見ゆれば、八年九年の内にも改まるか。尙追考すべし。又御定書附録に、御切  
 米之者何石何斗と相調申儀有之候、最前何十俵と被仰出上は、何茂儀と可調旨の被仰出  
 (其文取意)あり。是貞享三年也。然れば此頃までも一様ならざる事ありしと見ゆ。

其頭・小頭を建らる。 事上に詳 是當時へ來るの始めなり。 時此  
 御外より數十人仰付らる云。昌隆開答には、唯今迄の御歩は定番歩となるとあり。又  
 御定書附録に、相外小々將御歩の内年密候分定番御歩被仰付とあり。事御年表に載れば  
 爰に見す。尙定番頭等及 延寶五年六組に御定なさる。 事頭之條 是ま  
 では一統打込て支配す。

○大組頭 三人

御役料百五十石。一組與力五人。 當時三人、内二人定附、  
 之。按るに、御軍裝の 足輕七十人内小頭十人、横目十人、  
 手替十人、其内五人頭へ常に下さる。 御充行小頭三十  
 俵。 五俵 平二十五



延寶二年四月九日始て三人仰付らる。阿部甚右衛門吉長其右衛門 祖三代・村上小七郎某九左衛門 祖初代・北川庄右衛門某小傳上也。

一組與力五人詳見與力條中・足輕七十人内小頭十人、手替十人之内五人は頭へ下され、御軍裝の時は組へ出す也。小頭は御切米三十五俵、平組二十五俵充下され、一組合千八百五十俵に御定め、本文の通にて鐵炮上達の者へは御増米下され、又未熟の者減、少して召掛べく、取捨は頭へ任せらるるとの仰せなり。専ら鐵炮修練の務たるべきの掟也。夫足輕は御道具を以て御預

事御先手物頭の譯故、鐵炮五十挺御預、御歩以上は人を以て預けらる、條にも記す。依之五十人也。按るに諸書、大組頭を五十人頭と有るあり。此人高、夜話に載、た以て言ふなるべし。是江府の百人組頭に擬せらる、故斯く稱、五挺二人の手替にて十人也。尙語組足輕の條に記す。同三年二月二十八日御役料百石充下され、殊に北川は小祿に因て料知二百石下さる。同五年三月十九日阿部・村上へ料知百五十石下され、以來御定まなり、當時へ連綿たり。夫當職の起元を按るに、右延寶新に置れたるに非ず。瑞龍公御代御持筒二組有之、其頭本庄主馬三千石を領す、後組の者取せるを領り、懸符を乞ひ京師へ去る。屋敷は才川々上町に號ありと云。・河原兵庫求馬・勤之。一組百人充あり。御充

行三十五俵。小頭は五十俵下され御歩者列也。平日御歩を不度人形或丁打をし、火事の時は石川、河北兩御門警固に出づると云。其後微妙公御代に至り御持筒組

を罷られ、年月未考右足輕不殘御先手組へ加へられ、御切米二十九俵になさる。依て御暇相願候者は其通り被仰付也。因て右組頭も罷めらる。悉く混見摘寫に載す。冗長たれども記して好古の一助に備ふ。或説曰、松雲公御持筒を始て命ありしとき、公儀へ御儀に、御先代様に御持筒足輕を罷連に御留置ありしと云。本文に因れば其説的せり。

○御持筒頭 七人

御役料百五十石。一組與力三人、當時二人、内一人定附、一人は本組等より勤る。足輕四十二人、内小頭六人、横目六人、手替六人内三人頭へ常に下さる。御充行大組同奉。但弓三組・筒四組。頭座列弓筒無差別。

延寶八年十月二十九日始て三人仰付らる。弓頭小泉勤十郎重長十郎右衛門 祖之・半田權佐長方權之 祖之・筒頭加藤十左衛門重久所余也。一組與力三人事與力條に記す。弓組は弓三十張、筒組は鐵炮三十挺御預ゆゑ、足輕三十人、外手替六人内三人頭へ下され、御軍裝の時は組へ出す。小頭六人都合四十二人、御切米合千百十俵也。御充行高を始め諸式大組の通りにして、俗に中組と稱す。按るに、大組・中組は併せて十組也。諸格一致の擬合也。因て以ての唱成、稱號大組・中組は併せて云ふに非ず。御人高の多少を以ての唱成、頭への御役料百五十石、是最初より被下見ゆ。

天和元年三月二十一日筒頭原田又右衛門長矩又右衛門 高祖父、同年九月二十八日北川又右衛門宜茂其之 系祖・筒頭に仰付らる。同二年九月二十八日弓頭吉田左太夫茂清權平祖 三代・筒頭半田惣兵衛景徳次右衛門 高祖父被仰付。於是七人七組と成り、弓三組・筒四組に御定め、以來連綿今日に至れり。

○金澤御留守居番 三人

御役料百五十石。一組與力二人、當時定附一人・足輕二十人、三の二筒、小頭三人、御充行一人扶、外手替足輕三人、行十八、津田造酒喬長改三郎、源三 郎の祖三代・兩人也。御役料百五十石。足輕三人、小者三人自分下され、組附與力二人御預也。或三あり。何れ當時は一人也。寶永六年 丹羽正廣死し、翌七年七月關屋市右衛門政知被命、正徳元年五月十五日津田彌右衛門正良命あり。於茲三人也。同三年 津田喬長死し、享保八年三月津田正良も亦死去し、關屋政知一人たるか。同九年八月十一日隠居仰付られ、即日高田彌右衛門時種・葭田貞右衛門正直改内・宮川久右衛門忠友被仰付。是より

○江戸御留守居番 二人

御役料百五十石。與力二人、足輕二十二内小頭二人、手替二人常に自分下さる。

元祿十年閏九月二十七日駒井與兵衛直寬其太夫 祖三代被仰付、大御小將にして、延寶六年より江戸御廣式御用、元祿三年より勝次郎公御附番勤む。物頭並列にして、御役料百五十石下され、與力二人、足輕二十人内小頭二人御預、手替二人下され、御下屋敷裁許兼帶仰付けられ、御附御用等如し故勤之。正徳二年年月未考座列並名目被仰出、享保二年御







之次第。一組足輕十五人、小頭二人、手替二人常  
に自分に下さる。御奉行小頭並平  
共御場同事。

其始知れず。萬治年間以前遠藤數馬數馬、兼松又四郎子孫  
未考

三浦勘右衛門八郎左衛門祖。正保元  
年足輕頭より兼之。、小寺甚右衛門兼右衛門  
六世之祖、四

人勤之。萬治二年未考、葭田内膳清正總八  
郎祖、村與右衛門明

春富山、村兵衛祖、年人四男也。會孫  
依一部三の二にて死去、家斷絶。、兼松小右衛門某子孫  
不知、被仰付。此

時より御役料二百石下さる。座列不詳雖も、延寶年中

に至ては、既に御横目・御使番の上にて、寺社奉行支配な

るこも慥也。人數も定らず、貞享四年より引越相止み、元

祿二年八月由比孫兵衛昌清改勘兵衛。御  
大小將也。、杉江平承重相工本  
左

是時より役料金六十兩下さる。役料金は  
めらる。同十二年七月九日

林助大夫御馬  
連、津田久丞御大  
小將、兩人被命。是より平士役

成る。先役三好助左衛門兼好、戸田清太夫勝武、杉江重相如

レ故勤之。三好元祿十五年轉歩頭、杉江は寶永  
二年、戸田は同五年御先簡頭に轉ず。其後追々轉役、代り

には御大小將より當役成り來る。享保九年湯原久左衛門は御馬總祖よ  
り當役と成り、御大小將に轉ず。

の處、享保十一年十二月二十八日於江戸中村助左衛門正明

四郎兵衛祖、平田權左衛門正往權之丞頭四  
三代。、後藤瀬兵衛致遠兵衛

三人物頭並被仰付、足輕一組十五人、小頭二人御預。

外手替二人常に下さる、外間番入用毎歳二貫目充下さる。

各是まで御大小將組にて當役を勤め來れり。同十三年より

江戸詰の内まで右銀子被下、同十五年八月八日井上吉郎左

衛門一慎被命、改三太夫、湯次郎祖四代。  
是迄見習也。於茲四人間番組、足輕

四組成る。見習は數の外也。以來當時の御格となり、今

日に至る。同十八年より願にて被下銀相止み、毎歳金三十

兩被下之。元文四年三月中村與右衛門轉頭並、勤勤之。同七月後藤  
瀬兵衛祖馬總頭、領帶也、同年兼役御免。其後

組頭並に轉じ猶兼之等の例あり。

聞番見習 其始未知。元祿十五年二月芝山彦三郎庄左衛  
門祖

近藤治右衛門小守祖  
三代、被仰付。兩人共御  
大小將是其始めなる歟。在

江戸中入用金下さる。最前加人、其後見習の唱に改まるこ

云ふ。當時の振に成ては、享保十二年十一月二十一日井上

吉郎左衛門被仰付、是始也。按るに、此時加人の號を  
認められ、見習と成歟。

江戸御廣式御用 二人

御役料百五十石。座列物頭並惣樣打込て列す。足

輕十八人、外小頭二人宛、手替二人宛頭へ常に下

寶曆十一年四月十六日始めて被仰付、入江治左衛門昌高也。

御役料百五十石、足輕二十人、内小頭二人御預、手替二

人自分に下さる。今茲三宅權左衛門正直御先簡頭より兼帶

す。同十二年九月三宅兼帶御免、翌十三年五月瀨川  
半兵衛物頭並に被仰付、當役三宅に代る。自是兩人連綿。俗に

御本宅附之云ふ、是壽光大夫人御入奥の砌より當役を置か

る。按るに、御前様久しく在らせられざるにより當職無之、此時始ると見ゆ。故に本文  
の如く書す。清泰大夫人の時の事日邊なれば驚く歟。松浦大夫人の御時御附平士  
有て頭役の事見え。又御守殿物頭、御中屋敷物頭並の職は其頃あはれども、外頭分に  
て當役見る處なし。御廣式御用の平士は諸説に見ゆ。然れば頭役は平士にて一切  
事済みたりと見ゆ。但御井與兵衛江戸御留守居と成り、御廣式御用を勤むること  
あり。然れども是は平士より持込て直に勤めたる事なれば、其先壽と云ひ難し。後

梅御殿御引移にも直に御附成り、當役は享和二年九月六

日林源大衛門定將被仰付、同三年十月二十四日堀兵馬善勝

被命、堀御免後、田邊五郎  
左衛門是繼代之。兩人共文化三年十二月十五日

轉役。林御留守居番、當御廣式御用は、法梁大夫人附物頭並

より兼帶す。同四年九月二十五日木村茂兵衛、同年十月四

日於江戸關屋兵作改長  
太夫、兩人被仰付。是今茲冬夙君様御入

奥に依て再び置かる。

法梁院様附物頭並 二人

御役料並座列、組足輕等の事、江戸御廣式物頭並

に同じ。

寛政十年八月朔日始めて仰付けらる。井上太郎兵衛盛陳也。

同十二年四月加藤用左衛門景倫被仰付、以來連綿當

時に至る。御役料等御例の如し。

貞琳院様附物頭並

御役料並組足輕等前條に同じ。

文化五年十月朔日始めて永井貢一郎尙古被命、役料等御例の

如し。文政元年八月轉役、小  
森源左衛門代之。



藩國官職通考卷之五

弦齋湯淺祇庸編輯

諸頭 三

○御奥小將御番頭 二人

御役料百五十石。當役御近習御用兼帶の命なし、而て直に御近習頭を勤むる例也。御奥小將横目、御近習頭と成り、其後元祿十年魚津在任に至るまで御番頭を兼ぬ。天和三年より通じて十年間勤之。

元祿三年九月二十七日始めて永原治兵衛政張小傳上に、丹羽七郎左衛門長智在御、兩人を仰付らる。各御役料百五十石充を下さる。但永原政張は御横目なりしが、御先手筒頭に仰付けられて、此職を兼帶せらる。按るに、前録等に云、此月二十九日御持高頭となる。御先手筒三日の間勤之。又天和三年御奥小將横目より御奥小將横目と成り、御横目に至るまで御番頭を兼ぬ。天和三年より通じて十年間勤之。同十年四月十一日兩人共轉役、中村市郎左衛門正敬・宮井武兵衛重直代之。同十二年追々轉役し暫く此職を罷む。同年十月二十五日稻垣三郎兵衛安根・鹽川安左衛門安貞等五人兼帶を命ぜらる。各物類にして御近習御用を勤む。又稻垣等延寶以後永原政張新に命ぜらる。また

寶永七年八月二十一日高田彌右衛門時種・中村典膳重好當役に命ぜられ、兼帶の輩御免、中村重好享保元年、月日高田時種同二年轉役、暫く此職罷めらる。護國公御代に至り、同九年九月十一日中村治右衛門正基・鷹柄左門明雄命ぜらる。其後□□公以來時々罷めらるゝあり。其委曲は、御當代に至ては中村才兵衛直一勤之、大坂公御代當職命記さす。御當代御用に從り、享和三轉役後又暫く罷められ、文化五年五月八日池田勝左衛門景福被命、以來連綿す。又當職は其古へ御小々將御番頭と稱す。其起元未考。姓名顯はるゝは大坂の役の頃より齋藤中務中務・堀田左兵衛未考・生駒主水未考・小幡宮内長次・多賀大炊某後左等當職たる事見え、寛永年中に至ても勤之來る成るべし。其後御先手筒頭より兼帶支配す。萬治二年小野木治兵衛被命、是より御小々將裁許と稱す。寛文初年谷與右衛門、同六年湯原左平太谷、同七年長瀬新九郎等被命、夫より轉役等代りも仰付らる。延寶七年十二月二十一日有賀甚六郎政寛御先手物被命、有賀以下皆御近習御用より支配す。此時より御奥小將裁許と稱す。同八年稻垣三郎兵衛安根、

御先手 天和三年小泉勘十郎重長御持高頭○各大組頭等に轉役し、兼帶之。、鹽川安左衛門久貞・永原治兵衛政張兩人御大小將横目より兼之、後追々命ぜらる。小泉以下御次詰仰付られ、當役兼帶と祭幣雜記等に見えたり。當時の御近習頭に相當す。然れば當役より御近習頭を勤むる事案に前せり。

元祿三年月日御番頭新に置かる。因て各兼帶御免、獨り永原政張改めて御番頭兼帶を命ぜらる。事上文に記す。附、御奥小將横目 二人

御役料百石。闕職の時は御表小將横目より兼帶。

元祿元年二月朔日始めて兩人仰付けらる。前田庄左衛門長右助三組・三輪六丞宗供子孫仙太夫に至て也。同三年九月二十六日兩人共御指除、此時組外、加へらる。翌二十七日齋藤吉左衛門好堅・武藤判右衛門元安代之、以來連綿。同十年月日より御役料百石下さる。其後高田彌右衛門時種兼役御免寶永六年八月當役職當分相兼候様被仰渡、享保元年兼帶御免。の後暫く罷めらる。護國公御代に至り、享保九年八月十一日毛利助右衛門英氏・三宅平太左衛門正知被命、厥後□□公以來時々罷めらるゝあり。委曲は、御當代に至りては文化五年五月六日里見右門元資、後改七被仰付、是初め也。同七年三月十三日津田源三郎信勝被命、以來連綿。

御奥小將 數不定

往古は御小々將組と稱す、又當組の起元考へず。高德公御代天正・文祿頃に至ては姓名赫然たり。則村井左馬助後守長、此職たる事御近習話に見ゆ。勤之。又奥野彌市郎後傳謙政、與兵衛子、初任藩生氏、即主水頭。、村井勘十郎後出雲、是長頼次、等勤之。以上高徳公御夜話又津田刑部義忠文書、篠原織部長次關助頭○各幼雅にして律義の行ある事書記に見ゆ。等皆瑞龍公の御小々將たること諸記に顯はる。微妙公御代に至てより猶歴然たれば委く載せず。松雲公御代延寶五年三月十六日、向後小々將組を御奥小將と唱候様仰出さる。享保元年七月前田權太夫等御表小將に被仰付、御膳番按るに、配膳役の事也。即此頃の唱候也。如元あり。是より當組を罷めらる。護國公御代に至ては本保護兵衛・伊藤三太夫・富田彌六・遠田傳六各御部屋中御側小將を勤め、直に當組に轉じ來る。此頃松尾平九郎も、當組を勤む。、當組を勤む。厥後御代々或置かれ或は罷められ一ならず、委曲は中絶の處、御當代文化五年五月八日丹羽余所太郎後改七郎・奥村造酒兩人各御表小將左衛門被命、以來今に至る。文化五年八月朔日將約九郎(御馬廻)山崎徳太郎(被仰付)山崎傳藏等、新番並にては杉本伴七等、已上六人の名あり。御奥小將御番頭支配して組外全御代には、三品並に新番より當組勤仕の器性々ある事明了也。委く畧之。







持兩人にて勤之。按るに、予が家祖道興正壽今年十月病歿、因て遺書には無之の書道あり。予今家に收む。其充所不候産三。今茲中川采女等。事御歩頭條富田治部左衛門兩人なり。依て謂とす。...

組御預無之當役 貞享四年正月十二日始て和田次郎兵衛知貞 被仰付、元禄二年 其後享保元年七月二日金森内匠信近・山崎主税保政・篠原左兵衛長直三人被命、長直同二年死去、殘兩人同三年四月十五日町奉行に遷る。

附、組外 四 組

一組に頭二人、組中數不定。座列知行高次第、但御切米御扶持方高多少無構、被召出前後之次第。當分支配は最右次列。頭分御小將の跡四百四十石以下一日此御用番支配へ入る。...

夫組外の格品往昔は今の如くならず。江府の小普請の如く身分の高卑ありて、都て組の不定人々此組に入る云云。

是れ組の外云ふ義也。按、或人曰、組外と云は土の稱にて、元上外組御見たり。然れども組外は久しく因循して今の如くに成りたれば、其事實を推さずして字義を以て牽強したる也。加之他書見る處なし。故に非説とす。只記して備考。

其始未考。慶長十一年既に稱號顯然たり。按るに、慶長十一年御入分の内、組外百七十五石河尻三右衛門等の名あり。...

組外なるべき事必せり。然れども此時は至つて卑下の者加はりたるこは見えす。正保・明暦に至りては、大概知行高二百石内外以下の輩にして、御醫者・御茶堂の如き皆組外たり。...

組外より定番歩に命あると見ゆ。猶定番頭御歩頭の條に載す。今御歩等列の舊き御知行の家には、其祖先組外たる事多くあり。是又組外たりとも、子御歩・御用者などに被召出置れて、父の遺跡を繼ぐとも組外へも入らず、如先勤仕し直に御歩等に成れるあり。...

此組に被命事に成たり。昌披問答曰、寛文四年御書物役を置れし士の子弟助、寺西與右衛門子助右衛門等被召出、御切米三十俵六人扶持を賜ふ。此時未だ新番を置れざる前なれば斯はありし也。...

末天和の初に到りては、既に御儒者・御醫者・御茶堂の如き別に成りし由見ゆ。則組外の一格に歸するに至る事此に立つ。又天和二年十二月二十五日、向後跡目拜領並に配分被仰付分、四百五十石以下組外に被仰付の令あり。...

十六年二月 御射手の上列に御改なさる。茲に至り全く當時三品と稱する一品と成り、今日に遷り來れり。按るに、元より因循し來る所を、研究致同なれ共諸説異同多く、又明證すべき書記なく、故に一定め難し。然れども諸記蒐輯參考して漸く大體を記し、他日の考訂に備ふ。今記載する

組外並 組入不被仰付、頭極るも都て當分支配。其初未考。正徳四年七月十八日齋藤安右衛門被召出、御知行百五十石を賜ひ、此並に命ぜらる。...

○小松御馬廻御番頭 二人 御役料百石。萬治二年 兩人始て命ぜらる。根來善左衛門 今村助太夫 也。是より以來連綿、延寶五年三月十九日御役料百石宛下さる。...



其年月等を詳かにせず。又云小松定府たる故、自然と定番を加稱し或書記にも傳稱し來る。散て明記には無しと云ふ。延寶・天和の頃、記載にも、定番の費なきあり。又享保土版には定番の記あり。如斯く一様ならず。未知孰是。延寶・天和の如く成來れり。只享保の後に至りて稱號あり。今の頃への如く成來れり。按ずるに、其初め微妙公御隠居小松御在城に成り、御附の御馬廻命せらる。則其頃組頭湯原八承貞榮。義左衛門組。大橋又兵衛長成。又右衛門組。江守覺左衛門值孝。興左衛門組。九里覺右衛門正長。各被命。御逝去後皆金澤へ召寄られ、在住の御馬廻御定め、因て右在住の内より御番頭命せらるる事に記す如し。

附、小松御馬廻 十八人

但御番頭共二十人。

按ずるに、慶長五年十月瑞龍公能美・江沼二郡神君より益封せらる。因て前田對馬長種を小松御城代にせられ、四世相繼て守之。其特別に守衛の士置かれしや否や知りがたし。寛永十六年微妙公御隠居小松御居城に定り、同年八月三日小松へ從ふの御馬廻は、六組の内より分出して二十四人被命。此時の姓名見之、外御小姓九人附居とせらる。今年八月廿四日人持親十七人、又同年九月六日御小姓其外人を都て百四人、小松附居を被命。追々小松へ引越す。其後交代等にて其人同じからず、組分もありたるに見え、微妙公薨去の時御馬廻三組あり。小松城考云、萬治二年引越人、一番九里

覺右衛門組、二番大橋又兵衛。則萬治二年二月各金澤へ召還され、其内より十八人残し置かれ、定府になされ、外二人御番頭姓名上にを置かれ、渾て二十人に御定め云。小松城考を見るに、一員也。所謂赤井權右衛門、今村助太夫(即御番頭と成)、小松久左衛門、高田助右衛門、根來善左衛門、御御番頭と成、島田清右衛門、藤村太郎右衛門、不破兵衛、安藤助左衛門、水上左太夫、岡田五左衛門、杉野善三郎、中村吉左衛門、河合助八、岡部馬左衛門是なり。因て按ずるに、二十一人殘さるれば、此自是以來轉役、病氣等にて金澤へ還され、又代りも遣はされ、出入ありて今に至れり。後に二人御増し、組士二十人成る。按ずるに、御増人あり是を御加番と號すと云。後に至りて戌士を贈さる、こと世に傳りあれば、御加番と名けらると云。其始りし年月未考。享保年間には二十人の高懸に備はる。其後一兩人缺たる時あれども、時々補せられ、則當時も二十人に充つ。

○御横目 數不定

御役料百五十石。當時御大小將横目打込勤之。延寶五年三月十六日始て六人被仰付、小泉勘十郎重長・半田權佐長方・加須屋傳兵衛玄深。七郎右衛門。井上久太郎長貞。藤太夫。原三郎左衛門正直。以上御大小將横目より任之。中村久左衛門某。原三郎左衛門正直。他四郎に至りて明和二年断炊。○以上。各御役料百五十石を賜ひ、御使番の上に列せしむ。同八年十一月二十八日、右六人共大横目無之に付、當分右御用兼帶相動候様被仰出。

按ずるに、此日大横目を罷めらる。是より大横目の事も一切預り司る也。松雲公御夜話云、安房守・駿河守老年に付、隠居後何若年に付、龜川安左衛門・中村久左衛門、御横目にて年寄衆席へ毎度出席被仰付由見えたり。又榮壽傳記にも、元祿九年御横目中村爲兵衛・宮井武兵衛年中席へ可相詰言被仰出とあり。此時にも年寄衆席へ詰めしと見ゆ。其後追々御持方頭に轉じ、加須屋玄深は御御先手物頭、半田長方・加須屋玄深は元祿三年まで、中村は天和二年死す。

○御使番 數不定

其始未考。慶長七年。前田刑部和勝。會孫六承貞。被命、是書記に見ゆる始歟。同十一年成田助九郎三成、同十六年齋藤市左衛門長次被命。其他青地四郎左衛門光綱等の名あり。元和寛永に至りても猶勤之輩許多なれば記に及ばず。以來連絡たり。按ずるに、微妙公御代金の番取役と云ふあり。即退番の役林彌代を御使番とし、新姿を金の番取役とす。年頭御代には、隔年列を高くと定む。萬治二年當役御用無之被指止、在役八人共。所調高懸御代金(今年御本主計・岩田四郎兵衛・山森伊左衛門・宮崎左衛門・長瀬孫本・神尾伊兵衛也。御免仰付られ、御年表、中絶す。此時迄は御役料二百石。年未詳。是御小松御馬廻頭へ下さる。と同時なる由見え。にて、座列は足輕頭の下、諸番頭の上列也。其後延寶元年三月十一日再十一人被仰付、青木主計正清。源太夫。前御使番彌代或稱頭と成るとあり。按ずるに、彌代・稱頭とも、荒木善太夫直長に座列にして、同役勤方萬事指引する事と見えたり。當考。善太夫。半田惣兵衛景弼。左衛門三郎。後治。河合彦九郎。半田三。箕浦新左衛門。會孫左衛門。大原五左衛門長貞。源太夫。村上助右衛門元重。會孫義忠太。三の一にて、赤尾平九郎。主殿。源太夫。享保九年流刑家断絶。北川又右衛門宣茂。源太夫。原田又右衛門長

其姓名委曲。御人高も定らず連絡せしが、其以後は追々轉役、代りも命なく、後には横井甚五左衛門重政一人なりしが、是も享保元年七月七日轉役。此時小松御馬廻御番頭と成り、於是暫當職を罷めらる。同十四年九月廿一日榊源五左門長頼・小寺市郎右衛門遵路・津田五左衛門盛昌三人被命、同十五年三月十三日樋口次郎右衛門兼侍被命、津田盛昌・樋口兼侍元文二年十二月二十五日轉役、經小寺二人は於茲當役中絶す。其後天明二年十二月二十八日行山由一郎命あり。同三年六月八日流刑被仰付又罷めらるるの處、文政元年八月二十二日丹羽富之助種甫。改稱右衛門。寺西庄兵衛武養兩人被仰付、于今勤之。此年八月二十五日寺島藏人被命、翌二年正月御免也。又皆被命年九月十四日竹田彦六郎被命、同三年轉定番御馬廻御番頭、如斯く四人にて勤之。凡當職の廢置斯の如し。



矩 又右衛門 關屋新兵衛政春 中務祖○各御大小將也。獨末本直長御馬高祖父。此時九人命ありて、北川原也。各御役料百五十石を賜ひ、改めて諸番頭の下に列せしむべき旨被仰出。昌隆問答曰、此とき日下座、御應之御應之儀に、自是今に至るの格さ成り連綿、御人高は今古共定らず。

○御臺所奉行 二人

御役料百石

當職今の御格たるの初は、元祿十二年六月七日坂野忠兵衛長高 改帶刀左衛門、忠兵衛祖五代。○此時百五十石。被命、御役料百石を賜ふ。自是頭分の職役に定めらる。此時御臺所御仕法改められ、其格例と成す。同心小者。長高寶永二年四月病死、同二年六月四日稻垣八平安定被命、同七年八月十九日御免、同二十一日青木新八郎篤淳、同二十九日高山藤右衛門元長被命。已來兩人充連綿。抑其起元を考ふるに未詳。初め會所奉行の勤向にして、後職を分たれし云。因て考ふれば、承應三年十二月御定書に其趣見えたり。或御近習頭より兼之と云。今御在府中す。是其遺例歟。然れども先證。姓名暨其職名著明なるは、寛文八年前田彌五作 助三 被命、延寶二年御免、其後野村四郎

左衛門 御大小將。按ずるに、勤之。貞享四年三月二十四日宮井武兵衛 御大小將野村の代り 元祿五年四月内藤市郎兵衛 宮井に代る 被命。此時まで皆平士役也。内藤死せし後、同十二年坂野長高被命に及ぶ。

附、御料理頭

役知八十石

元祿十年六月七日始めて長谷川宇左衛門 庄左衛門曾祖父也。元祿六年森辰右衛門 子孫未詳。此時新知八十石被下。但當役と成りても御臺所を勤むと云。 兩人被仰付、各御役料二十石下さる。同月二十八日原田市郎左衛門 延寶七年新置、子孫宗左衛門文。同十二年五月市川八郎右衛門 知行百二十石也。今住二年出奔乃絶。 於て是四人の御人高さ成り、各役料右の如く下さる。是より後は三人役さ成り來りしか。姓名見す。尤御切米より任す。明和二年に至て病氣等にて闕職す。因て今茲月大杉源左衛門 新知八十石 被命。此時より御役料被下事罷めらる。翌年 月日 舟木長左衛門被命。自是兩人役さ成り來り、今に至る。

御料理棟取 二人

其始未詳。寛文元年 月日 長谷川五兵衛 庄左衛門 被命、是姓

名著る始歟。同十年十二月十九日中村長右衛門 知行百十石也。 被命。此頃原田市郎左衛門 後從御料理頭 勤之。 被命年月 夫より追々命ありて三人にて勤之。御料理頭の勤方も一切司る也。當時とも御料理頭不在合時は預り司るなり。是往昔の遺例存す。元祿十二年頭を置れし後は兩人役さ極り、今に至り御料理人より撰任す。

御料理人

御充行定りなし。 但先三十五俵を定職とす。 子弟被召抱時は七人扶持下さる。 但御料理頭の子は五人扶持外銀五枚被下例也。

其始知れず。既に瑞龍公松任御在城の時、任田久左衛門 書記曰、萬作の先祖。當組に被召出、御知行三十石下さるゝ事見ゆ。 當職今の御格たるの始は、貞享四年三月十九日三人命ぜらる。伊藤甚右衛門 甚左衛門五世之祖 關屋市右衛門政知 中務曾祖父 大河原八郎左衛門長博 彌太郎祖二代 也。各役料百石を賜ふ。 一書曰、小將横目次と命ありしと也。其始下列なる職未詳。按ずるに、御料理頭或御式部列居等の節は、三横目の次御臺所奉行・御細工奉行と列す。是居列也と御禮列帳に見ゆ。是等の事を以て。是より頭分の職さなる。享保五年 月日 西村彦兵衛政泰死後代り不被仰付、以後兩人役さ成り、當時に至り。按ずるに、當役有澤才右衛門御使番より兼ぬ。同十一年御先頭に至て、又實職永三年御近習御用と成り當職兼御免。其他實職十年二月野村源兵衛 抑往昔の事御使番より兼之。同十三年兼職御免。是他役より兼帯の例斯の如し。 を按ずるに、其初知る處なし。慶長・元和の頃井上權左衛門







様御附被命。春嶺夫人は前田美作守孝行女にて、松雲公御養女になされ、西二條殿へ御嫁入り。御嫁入り後、御名は松雲公御養女と稱せらる。此御直姫君二條殿へ御嫁入りの如く、遊ばさる。松雲公の尊慮也。此御直姫君御上京の上御使に成さるるに、姫君様は御頭並被命せらる。是當役を置かるゝ初也。享保四年御逝去後御免。其後謙徳公御代延享二年七月二十九日、寺西彌八郎武凡此並被命、江戸御中屋敷御廣式御用さなる。延享三年御逝去後、以後中絶の處、文化十年二月二十二日丹羽余所太郎致孝改七郎、同十三年十月二十二日坂田良之助康敬善改被命、兩人共勤向是迄の通、御與小將也。丹羽被命の時、御家老衆支配に被仰渡、同十四年九月二十二日大平欣太夫以忠被命、勤方如二元。改作方御勝手方御用勤め也此時初の例に復し、寺社奉行支配に成る。自是此並は、御近習勤の輩は御家老衆支配、御表向の役勤は寺社奉行支配に成る。文政紀元後は被命品々の兼役を勤むるに至る。

○前田左衛門等並  
其始未詳。然れ共寛文五年月日小塚主水篤行虎之助五世の祖孫也。按ずるに、主水父傳人の時此並と成るともあり。其支配の記等も備に知り難し。暫く本文に從ふ。養父軍人爲二名跡一御知行九百石を賜ひ、永原先故左京支配寺社奉行也に命ぜらる。是必起原なるへし。按ずるに、當時に至りて寺社奉行支配となり、組の名目なく、只兼頭の名の並と稱す。古へ無組附と唱ふるあり。

即此並を曰ふ。又人持組にて組附なき人々をも同唱あり、混一せり。一概に思ふべからず。世俗寄合と此並を稱す、非也。於御家寄合は御年寄衆の稱なり。是公儀にて寄合は大名の次、御小姓御書院番との間に、御家にて此並の格に同じ、故に其名を假りて稱するを見えたり。○又按ずるに、最前は今の人持末席と此並と一列にありたる事見たり。是れ組定らざるが故に一列にして、其階此後の事暫く闕く。元祿三年八月二十六日生駒右近直政、葛卷新藏克明後改大野本舍人、葛卷權佐昌興各御與、三百石充加賜、無組附被仰付。即此並也同十三年十二月戸田頼貞方徳、御近習被指除此並に被命。如斯進登し或貶せらるゝ如きあり。當時此並たる家、皆元祿・寶永已後にして人持組より貶黜し、書院の如きなり。又絶えたるを繼ぎ、奥村平馬家の、或外戚の故を以て加へられ、辻三衛門等の宗又は人持組に成り依願其子此並に成る。寶永・慶應、志村平之丞家の類類なり。其詳かなる事は不載之。

○御中小將組頭以下同職  
御役料知二百石。列未レ知。  
其始知らず。松雲公御代寛文三年月日横山志摩正房後改横山小將御番頭被仰付、御役料二百石を賜ふ。是起元成るべし。同九年月日岡島兵庫一宗自御小將頭任之、兼并掃奉行、被命。於茲兩人也。延寶二年横山正房若年寄に成り、同九年三月朔日岡島一宗致仕す。是月十五日御中小將を罷めらるれば、代りも被命れ

す。遂に當職も亦罷めらる。

附、御中小將御番頭

御役料百五十石。列未レ知。  
其始未レ考。慶長年間江守覺左衛門植孝典膳祖二代。○一書に御使八年轉御使番と有り。勤レ之事見ゆ。是姓名顯る始歟。浪華の役には宮井太郎左衛門市左衛門・行山主馬子孫・不破忠左衛門第五郎・伴雅樂助後八矢と改む八矢祖等當職たるに兩役軍記に見ゆ。其後淺野四郎兵衛御使番より足輕頭に至りて兼之と見ゆ、なご勤レ之。萬治二年死するまで兼帶す。都て微妙公御代中は御役料下されず。松雲公御代に至りては役料百五十石を賜ふ。萬治二年月日横山志摩正房御近習頭より任之と前録に見ゆ被命、寛文三年轉御中小將組頭、神尾伊兵衛直保代レ之て同九年轉御先筒頭、野村與三兵衛重徳・北川庄右衛門某兩人代レ之、延寶二年四月各轉役。同三年三月二十三日藤田平兵衛安勝、翌二十四日永井傳七郎正良兩人、御步裁許より兼帶被仰付。按ずるに、此頃御中小將裁許と稱するは、裁許の名目如何ん。若し御小將裁許の名に據りて稱するは見えたり。故に今採らず。記して辨正に備るなり。同五年其組を罷めらるれば、兼帶も御免なるべし。

御中小將

其始未考。文祿三年正月其名目見えれば、人持及び御與小將先是既に備はりたり。然れ共姓名見る處なし、故に暫く闕く。大坂の役には其姓名著明なる事諸記に見ゆ。寛永四年士帳には四十二人有レ之。千石庄御監物より百五十石吉田藩兵衛に至る、身代斯のごとし。萬治・寛文に至りても連綿、次第に御人高は減ぜり。延寶五年三月に至りて此組を罷められ、皆御馬廻組へ加へらる云。聖壽雜記曰、延寶五年三月十六日野村權兵衛等五人、御中小將被指除御馬廻へ加へらる。至り、五人残りありしを今罷められ、遂に名目を設せらる。或べし。又同書に、元祿十二年六月二十五日御中小將辻市右衛門、御小將頭支配の處被指除、御馬廻へ被加とあり。是前事と合はず。深く考ふるに、延寶中右の如く罷めらるれども未だ殘し置かれ、頭もなければ御小將頭支配たりしを、今右の如く命ぜられ、全く罷められたるか。諸考ふべし。按ずるに、今の御表小將に似たり。即ち後に當組の替りに御表小將を置かれし云。本文の事蹟御表小將の條に註記す。







其來由一圓不傳、考八難し。微妙公御代杉本次郎左衛門  
子登丞自新傳、今の次、荒木六兵衛 善太夫祖 三代。 等此職に相當する  
郎左衛門は庶流なり。 歟。其後は横山志摩正房萬治の初勤レ之、前 同二年小野木  
治兵衛、寛文七年長瀬新九郎被命勤レ之事見えたり。是皆御  
小々將裁許たり。而して此時當職兼ねたる成るべし。延寶  
七年十一月藤田平兵衛安勝・永井傳七郎正良、有賀甚六郎政  
寛・稻垣三郎兵衛安根四人、御厩方・奥納戸方・御露地方・御  
書物方相談仕候様被仰出、榮傳雜記○藤田安勝、永井正良延寶三年、より御  
小々將御番頭を勤め、當役たる由見ゆ。○按ず  
るに、此時本文の品々を分けて勤むる事成りたる歟。此頃多く四人にて勤之。當役本  
文の品々にも有べからず。延寶三年より水原清左衛門、同八年御馬廻頭平岡五左衛門  
門、野村與三兵衛御次頭被命などあり。然れば本文四人は、今の奥納戸取次の如きに相當  
する歟。又神尾新藏先代孫太郎、天和の頃御馬廻奉行を勤む、其時の御番頭を勤むるに  
皆四人の宛所也。是を以て知るべし。藤田、永井、安根、有賀、若狭守御附  
と成る。有賀御番奉行に轉じ、稻垣は定番頭まで進登し、正徳四年院府す。各其時まで  
御近習勤められたるも、御用 是則ち當役たり。其後小泉勘十郎重永、  
鹽川安左衛門久貞、永原治兵衛政張等の名あり。皆物頭に  
て勤レ之。元祿年間に至りては、御奥小將、御表小將の兩御  
番頭御横目も被命、皆當役を勤め、或御使番より勤むる輩  
あり。於茲全く當時の模様たり。其姓名等の事闕レ之。按ずる  
に、天  
和三年鹽川安左衛門御次頭被仰付、稻垣三郎兵衛御工方御用主附と成り、元祿元年平  
岡五左衛門大御用御次頭被仰付、水原清左衛門御馬廻頭御工方、馬具方御用、三郎兵衛  
一人にて當分相勤、御銀方御用は五左衛門へ被仰付などの命あり。即榮傳雜記  
に載す。然れば此頃も未だ前文の如く主附の勤ありしか、尙考ふべし。 護國

公御代に至りては、御部屋附より直に當職を勤め來り、或  
前々よりの輩も改めて被レ命如きもあり。以來連綿。按ずる  
に、榮  
雲公御屋後直に御附となり、本榮公御用は別に命ぜ  
らる。御當代に至りて右の時と同事なりたり。  
附、奥御取次  
御近習頭の内より蒙レ命て任レ之。奥小將御番頭は必當役  
勤む。士よりも  
たば勤る。且昔日は平  
其始考ふる處なし。延寶年間藤田平兵衛安勝・永井傳七郎  
正良等御近習頭勤めたり。事前條に  
記す。 是等當役の勤方に相當  
するか、又右年間多賀逸角、後條條に  
記す。 御取次役を勤むるこあ  
り。按ずるに、此奥取次なれば此時逸角御奥小將なり。然れば平士より勤むる事茲に  
始まる。尙下に註す。又津田玄蕃等取次役勤めたることあり。此勤向とは違ひしと見  
ゆ。御用御部屋 是等の職にても有りしか。按ずるに、前に記す如く奥取  
部の勤向歟。元祿三年八月生駒右近、葛卷新藏、葛卷權佐無組  
附被仰付、御取次如レ元云あり。按ずるに、此時まで御奥小將勤むるべ  
し。葛卷圖書同勤也。新藏初名平次  
郎、權佐は初仲四郎と云。此時改名す。即ち古き書御被仰出など記し、仲四郎、  
平次郎等は新藏、權佐を以て被仰出など、あり。今奥取次を連連する品々多く、後等へ  
違する由見ゆれば、是奥取次の事なるべし。即直々御取次をしたる也。葛卷の御近習頭  
とは見えぬ。故に今本文を立つ、新藏後人持に至り、權佐能州津向へ元祿六年流刑せら  
る。是れ頭分にて勤むるの姿顯れり。同六年六月十一日戸  
田百助、元祿十六年御近習被指  
除、隱居組となる。 成瀬左京御前取次役被仰付、葛  
卷權佐代被命あり、即當役也云云。是皆平士役也。同十

五年黒坂左兵衛、井上三太夫奥御取次成る。此時體に當  
役の稱顯る。護國公御代に至りては、全く今の模様  
に  
して、御近習頭の内より任レ之、其後暫罷めらる、時もあり、  
其事は缺レ之。按ずるに、泰雲公御代初津田平兵衛、普地久兵衛、池田平三  
人各御表小將にして、當役を勤む。是先職を退はれしなり。

○御用人 四人

御歩頭・大組頭・御持方頭・御先手物頭より兼之。  
其始微妙公薨後、萬治元年、月日 前田七郎兵衛直玄、五左衛門  
祖○系譜  
云、小松御家老とあり、今茲轉役せし歟。又同三年の  
頃は大御横目なれば、暫勤之と見ゆ。 菊池十六郎直辰、小傳  
見上  
伊藤内膳重正、平右衛門 篠田助左衛門某、各人持組、篠田は御先手物  
頭に於て寛文五年御馬廻頭  
四人被命、是起元なるべし。同二年青山織部長立、孫織部に至  
りて本家將  
監通筋を  
續ぐ。 岡島甚七長治、定次郎祖○兩  
被命、一書、御小將頭九里登右衛  
島重治寛文二年任すとすれば、再役と見えたり。見聞集には岡島青山  
江戸より來りて、翌年まで右四人に判形を加ふとあり、暫罷之。  
同三年ま  
でに追々轉役、暫く此職を罷めらる。按ずるに、下註の如く連綿た  
及び見聞集 寛文二年再び建られ、奥村内匠榮尙、横山外記氏  
從、各人持也。殊に榮尙、寛  
文九年若年寄となる。○按ずるに、見聞集に此時迄は當役老中に判をな  
らべ、或御用人計にて事濟む事ありと載す。即御當用場御定書の内、御若米の儀に付  
て被仰渡に青山織部、岡島甚七郎、伊藤内膳、奥村内匠に今枝氏部、奥村、河内、前田對馬連  
名にて、即十月九日の日付也。年號なし。考ふるに寛文三年と思はる。是密合と連名た  
るの一證也。又同九年五月青山、岡島及横山外記三人連名にて、諸方御土藏奉行等へ御  
かわの入紙面を見たり。是御用人一判の證也。其御用人は其職掌重く、年寄業へ參政

したる事、今の御家老役の如しと云。又此頃御用人とあり。人持頭分の内より人持頭  
ばれ其職と成り、年寄衆に加はり萬事を總し、其威重ありと云。即ち御定書中に御用人衆  
の稱じたる歟。其必一役二名たるべし。○一説、當役は其初め密合衆席の勤向の内し  
て、事繁く成り、御公昇向等の事別に役所を請へて遣すと云。寛文の頃にも年寄衆出席  
もありしと見え、奥村因幡於御用所被仰出など、書記に見ゆ。又一説、古へ年寄衆席を  
即御用所と云。御用所留書は即年寄衆執筆の事也と云。是る謂れなしとも云ひ難し。左  
れ其愚考は、矢張御用所と云も今の通りと思へり。猶委曲別記す。故に爰に異す。○寛  
文以後青山、岡島、伊藤などの姓名見ゆる事上に記す如し。各再役なるべし。若し萬治よ  
り、直に勤め來らば、寛文の初暫く罷めらる、事なく連綿たり。然れば其職なく、未  
知歟。同九年富永小右衛門助清、熊谷久右衛門政重、齋藤中務  
忠明、各御馬  
廻頭。 近藤新左衛門長安、御先手  
物頭。 四人加御用人に被命、  
横山氏從、岡島重治等に加判す。然りも本御用人には  
差別ありし見聞集に見えたり。按ずるに、加御用人と云ふは、御用人へ  
加役と云事歟。又加人と云事歟。考へ難  
あるとは見えぬ。其後熊谷死し、延寶二年富永・近藤御免、同  
三年齋藤も御免。於茲加御用人に云事罷められ、又横山等  
も此頃に至り追々轉役せ見ゆ。茲に至りて又御用人暫く罷  
めらる。同五年三月八日村金左衛門安元、小傳  
見上 菊池彌八郎  
武康、後十六郎に改、即  
十六郎直成歟。 井上勘左衛門長通、勘右衛門祖三代。○村御歩  
頭也。勘池、井上此時御先手  
物頭と成  
三人御用間役被仰付、一説、戸田與一郎、和田小右衛門、此  
時當役と成るとあれども、未詳。 是  
今御用人の起元にして、物頭の兼職は成りたり。按ずる  
に、爰  
に至りて昔日の御用人とは振合  
格別に違ひたりと知るべし。此後御用人に唱號改めらる。其年月  
知れず。按ずるに、御用間役を命ぜらる。勘方昔日の御用人に似たるを以て、其稱  
號に改めらる、と見えたり。加之今も年寄衆等御用に續きて、重き御様子



に成り来るは右等の遠別なるべし。御人高も不定、元祿年間に至りても五人・六人も有之、夫より後は四人に成り来るに見え、今日に連綿。

○宗門奉行

寺社奉行三人共勤之、御馬廻頭より兼之、御小將頭より勤るは加人也。

其始未考。耶蘇宗門御吟味の事は慶長中より始まれば、其比より御穿鑿方御用勤むる輩も有るべし、一圓知れず。當職姓名顯るゝ處は、寛永十九年巴下月 日未知、今枝彌平次近義後民部、職人持、前田志摩直成人持、古屋所左衛門重直、長瀬五郎右衛門某兩人足、山本久左衛門俊正番頭、五人被仰付。若くは是れ初めなる歟。人持頭分錯りて勤る事爰に萌す。同年津田立蕃正忠被命、各正保二年御免にて、按、獨長瀬延實二年迄勤之。三浦勘右衛門乘賢被命、自是別に人持より勤る事なし。寛文四年大橋又兵衛恒成・坂井與右衛門直往命あり。三浦巴下御先手物頭又齋藤中務忠明御馬廻頭も被命、此後よりは御馬廻頭の兼職に成り來り、連綿。按するに、今の如く寺社奉行加はる事、其始知らず。元祿の末に至りては加はる事顯然たり。又御小將頭より加人と成るも、元祿の初め頃より見えたり。猶他日考察すべきなり。

○御判物方御用  
當時定番頭の内より兼之、御用部屋よりも一兩人加之、御馬廻頭よりも勤之。

護國公御代享保十一年五月二十二日、津田帶刀時庸持人・中村典膳重好・戸田朝負直方・中村久左衛門庸信四人被仰付、各御馬廻頭。是初めて被命なるべし。按するに、松雲公御代、寛永の頃以來久しきるに付、調理等事務に因りて主附を置かれたるべし。御判物等下されず。然るに此度不殘下の兼職になり、臨時御馬廻頭よりも被命。

○御省畧方御用

兩組頭・御歩頭以下物頭、組外・定番御馬廻兩御番頭より兼之。

享和三年七月十七日始めて長瀬五郎右衛門有毅御馬廻頭・人見吉左衛門忠貞・小原惣左衛門惟彰兩人御小將頭、四人被仰付、此日御儉約奉行を罷められ、是に換へられたり、以來當時に至る。

○兩學校方御用

但半分は學校方御用並に武學校方兼帶、半分は武學校方御用並に學校方兼帶に被命、打交勤之。

御馬廻頭並に組頭並に物頭等、組外・定番御馬廻兩御番頭、或前田左衛門等並より勤之。

太梁公御代文武兩學校を建らる。因て寛政三年十月七日始めて不破和平殿御馬廻頭、學校方御用武學校方兼帶仰付られ、同四年二月十八日佐藤勘兵衛直寬御馬廻頭、武學校方御用學校方兼帶被仰付、外に本保十太夫以守不破・槻尾甚助佐藤、○兩人御先手物頭被命。於茲四人。是より追々命ぜられ、六・七人に成り、御人高定らず。先づは六人定規に成り來り、當時其通り也。

○御射手裁許

大組頭・御持方頭・御先弓頭より兼之。但吉田三宗若しむる時間あれば必補之。

古へは御射手頭の名目たり。文祿四年初めて御射手を置けし時、吉岡九左衛門・藤掛又太夫兩人子孫未詳を頭役とせられ、各二十人充支配す。事詳御射手條右四十人を奥村河内榮明に預けらる。榮明射術に精妙なるを以て臨せらる。是より翌日の後たらしめ、終に御家の御嘉例となり、代を勤之。然れども發揮に御射手頭の名目は見えず。夫より元和・寛永以來其支配の事知れず。按するに、元和の頃主帳に、吉

田左近吉田平兵衛は御射手兼の内あり。若しは兼頭に於て組の事支配せしや。又寛永四年主帳には、吉田大藏・吉田左近大小將の内に見ゆ。此の時今の姿に顯れたり。記して備考。慶安二年月日吉田忠左衛門茂直孝次・吉田平兵衛元茂才一、兩人御射手頭被仰付、役料二百石充下さる。此時座事知れず。或此時上木金左衛門も被命とあり、未詳。萬治二年兩人御先弓頭被命、御射手頭如元。此時吉田左近茂勝權平頭二代、當職被命。於是三人、此頃より物頭の兼役と成りたる也。寛文十年十二月吉田左太夫茂清父茂勝寛文六年死し、即ち家代嗣今當職代之。被命。此時まで役料右の如く下さる。延寶六年吉田茂直死し、自是兩人役と成る。此後歟稱號御射手裁許と改めらる。按するに、其年月未詳。御馬廻場・異職裁許料組頭同様たるの條あり。是寛文四年職延寶四年の被仰出と見ゆれば、此項裁許の略に改りたるべし。然れども全く物頭は兼職とならば、此御射手・異職裁許料との定有べからず。只名目改まるのみにして、振は依然とし、役料も下され來り、元祿年中に至りて全く今の如く成りたるべし。又按、寛文・延寶の頃御射手頭或裁許と並べ見えたり。一職兩名あるべからず。照改まるも只順へ來るべし。藤ふべから、元祿六年四月日未詳吉田左門茂和茂直、當職を被命。天和二年御馬廻なる。自是全く兼役に於て裁許料は別に不レ被下見ゆ。此後よりは他家をして當職を兼ねしめられ、今日に至れり。

附、射手小頭

御役料五十石。御射手より撰任す。



其始未考。寛文元年の頃士藉に永井兵右衛門兵馬祖二代、主馬次男、子孫未考。即當職にして役料五十石也。此頃毛利軍之助、小頭役是名顯はる、始歟。其後奥村彦三郎、矢島半左衛門勤之。兩人被命、年月未考。延寶五年正月二十四日大窪六佑、森田左助兩人被命。奥村、矢島死し、兩人代。最右の通り役料下さる。此後被命姓名見る處なし。暫闕之。又其後は久しく罷めらる。按ずるに、寛永正徳に至りて罷めらる可し。享保九年九月二十七日再び被命、中西岡之丞・富田助進兩人也。以來連綿、元文の頃よりは一人役成り來れり。

御射手

藝術修練の上は弓料五十石下さる。其始元を考ふるに、文祿四年關白秀次公事變の後、大島雲八が媒言を以て射手の士二百人を召抱へられ、御知行二百石充下され、外に弓料各三十石を賜ふ云云。高徳公御夜話に云、され、都合四十人被召出、吉岡九左衛門、藤掛又太夫を頭役とし、二十人充預け支配をなさしむ。一兩年を経て後支配の仕方不宜旨密封を上る。高徳公御夜話に云、弓衆の輩非理により四十人共取上げられ、新に弓の士百人立上げしとて、吉岡等大に悦んで各二十人充を關立て其頭を動かむ。因て初に四十人は頭なくあるの處、後奥村河内に預け下ふと也。○同奥村云、秀次公の射手四十人を召抱へられ、奥村河内に預り、八千石自分知と成る。四十人の射手の子孫自分家臣となり或射手の内にも殘るとあり。是を以て按ずるに、古へ射手與力と云あり。即ち今奥村家の與力坂井源兵衛祖の如き、初奥河内射手與力にして直に與力と成り來る。即ち右の説的す。○昌抄問答云、此時百人被召抱、四十人は奥村河内へ預けられ、二十人充藤掛・吉岡へ、殘二十人は夫々頭を付けらる。見聞來にも右の通にして、徒に殘四十人を組頭へ分附とあり。人高の差あり。○

りたる云云。傳云、古は御小將組同列と云。問答詳云、御射手は皆は御供・御使、有之と云々。御夜話の説亦た同じ。如何なるや追考すべし。何れ此頃迄は組外の上列なりしを、元祿十六年二月より下列に定めらる。

○御異風裁許 二人

大組頭・御持方頭・御先手物頭より兼之。其始未考。正保四年以下月日未詳岡島五兵衛一信大組頭御異風頭被命、役料二百石を賜ふ。即足輕頭より兼之、是初めて被置成べし。承應二年福島武左衛門被命、於茲兩人也。萬治三年七月岡島御免、齋藤中務忠明代之、寛文六年大橋又兵衛恒成齋藤忠明に代る。同九年石黒太郎左衛門信重福島に代りたるべし。延寶元年有賀甚六郎政寛大橋恒成に代る。追々被命、此等皆御先手物頭にして兼之、役料も右の通り下され、總て御異風の名目なり。同五年三月十一日半田惣兵衛景弼被命、即御先手物頭より兼帶、是より頭料別に被下事止む見え、又此時に至りて御異風裁許さ唱ふ。按ずるに是より稱號改り、全く今の模様になり來る見えたり。按ずるに、本文の譯には御射手れども頭役なれば其改りたるも同事成るべし。猶御射手裁許の條に記す、參考すべし。又按、元祿三年の頃半田景弼既に御小將頭に至りて、當役を兼帶一人にて勤る事歸に見えたり。是組頭に於て、其後は兩人役成り來れり。

黃門被御夜話に云、正保四年の頃より與風國中御慶野に出る事なる。夫より江戸御見送何れ迄參る様に被仰付、御迎には御慶野に參らる。御左右承ると等しく、御手廻御射手御小姓御先と何れも參る也。一兩年過ぎて御慶野等召出され、是より御小姓御射手御慶野御手廻とてせり合ひ御慶野公申上げ、江戸御迎などにも我先にと罷越し。又小扶持衆とて若き者三十人許召出され、御慶野公申上げ合ひ仕る。江戸御迎早參る者には早速御知行下さる。然れども右四組の内にて弓の御慶野別也とあり。同書云、又新射手と云あり。微妙公御慶野後置かる、事本文に載す。○以上數説冗長なれども、其沿革勅考し難し、推察すれども一切知れず故に、爰に掲げて博識の訂考を待つのみ。其後の事知れ難し。元和二・三年の頃士帳云、吉田左近・吉田平兵衛・吉田大藏並に小篠五左衛門・足達勘兵衛・堀助右衛門等の名十九人あり。按ずるに、吉田三家は其振る邊ありしや知れず。堀助此時弓料の事見えす。又微妙公御慶野後、寛永二十年於小松新射手被召出、三人扶持に白銀十枚を賜ふ。人員知れず。御夜話・昌抄問答等に見ゆ。又同書に、翌年癸未早六・七人知行被下とあり。按に、此射手・新異風共に別品なるべし。始よりの御射手は其舊金澤に在りたるべし。其後は此新射手一統に加へらるゝと知るべからず。其後寛文年間に至りては即ち今の姿に移り、弓料も五十石下さる見えゆ。按ずるに、弓料は初の時三十石併し此頃は當時より組列も一等宜しき由なり。役儀にて諸士の中射藝に堪へたる輩當組成り、勤め難ければ御斷申して元組へ入りたる也。其家の定りたるも考へ難し。父子業を繼ぎて勤むる輩ありて、自然に他の組に不レ移事に成りたるべし。天和・貞享に至りては全く今の如く、歴代の業も極りたる見え、又此頃成りては列も又一等卑く成

附、御異風小頭

御役料五十石、御異風より撰二任之一。其始未詳。慶安二年月日未詳井上勘七孝十郎被命、是起元成るべし。此時御役料五十石下さる見えゆ。即寛文の士帳に載す。昌抄問答曰、御慶野始て風る、時吉田市左衛門に御知行二百石下され、小頭代りて井上を發遣と小頭とせらるべし。吉田は即ち其左衛門祖也。予嘗て其名流に其起本搜索すれども知れず、必被命も御射手小頭同事成るべし。寛文七年渡瀬彦右衛門を命あり。同十二年井上死し、同十三年小塚彌兵衛代之。渡瀬元祿六年死し、小塚は正徳四年御免。其後中絶の處、享保九年九月二十七日不破傳七・飯沼忠兵衛被命、役料五十石充下され、此後よりは一人役成り來る。

御異風

藝術修練の上異風料三十石下さる。昌披問答曰、寛永七年月日未詳初めて二十人召出され、御知行百三十石充下され、高岡に差置る云云。按ずるに、此時吉田市左衛門小頭の様に註する如し。併考すべし。姓名等委しきを見ず。同十九年武藤加兵衛等の名顯る。此時既に三十石異風料下さる。正保四年の頃より江戸御迎初て一兩年の後、新異風とて被召出、是より四組共打込み御慶野公仕る也。此新異風召出さるとき、御扶持・御切米の御慶野流なく、江戸御慶野と御知行下さるゝ也。黄門公御夜話取意、按ずるに、此新異風は別品成べし。尚御射手條に註記す。寛文年間に至りては篠嶋少



右衛門等二十九人の名あり、記すに及ばず。今の模様に移りたり。按ずるに、其組の振合、室柄定りたる事、列位の特なりなど、想て其變改御射手と同様なるべし。列位組外の下なるを元祿十六年二月より下列に定めらる。御射手も是に同じ。

○御領國鐵炮改奉行 一人

大組頭・御持方頭より兼之。

公儀にて鐵炮御殿制の事舊きなれば、於御家二改方も備りたるべし。何れより勤る哉、又其名も諸記見る處なし。按ずるに、貞享五年二月二十九日神尾伊兵衛直方門左衛門・里見七左衛門元茂兩人被命神尾御先手物頭也。神尾此時御馬廻頭に成ると見ゆ。事見ゆ。若は是初なる歟。其後元祿二年四月十二日神尾孫九郎直一御歩頭也。・平田清左衛門成恭御先手物頭也。神尾直保前年死去。被命。於是三人元文の頃までも其通也。按ずるに、此頃まで四人にて勤る事と見ゆ。寛保年間よりは一人役も成り來る也。然も大組御持方頭より勤之。此頃までは兩役にも限らず勤る事と見ゆ。

○三州盜賊改役

大組頭・御持方頭等より兼之。當時能州・越中改方別に無之。加州は御先手物頭より當分役にて勤之。

元祿四年二月二十二日始て被仰付、三州に一人充任之る

事如左。

加州當分當國盜賊改方御用兼帶と被仰渡。加藤十左衛門重久御檢奉行也。余所之勤頭。被命。此後よりは御持方頭より勤之來り、享保九年八月朔日芥木源五左衛門長基御持頭被命の後、能州口郡兼役被仰付。此後よりは御先手物頭より相勤め、當分役も成り來る。年月未詳す。

越中は村上助右衛門敬忠御持頭、小傳見上。始て被命。其後享保元年五月欠日岡田助右衛門之種御持頭死後當役仰付られず。

能州は井上久太郎長定大組頭也。藤太夫頭。被命。是始て置るゝ也。享保六年十二月由比孫兵衛昌清死後此役命ぜられず。是已後口郡は當國改方の兼職と成り、奥郡は所口町奉行の勤方と成り來るべし。

右初め各與力三人・足輕二十人を隸す。按ずるに舊條記云、井上州の奉行とし、前條には村上加州の改役とす。未知孰是。皆從昌世間答、窮察すべし。今は足輕別に隸せらるゝ事なく、加州改方與力は惣並の内より定役と成り、足輕は割場より定役と成り勤め來る。其改りの年月詳かならず。按ずるに、其初組附の如く屬せられ、其後罷められたるべし。越中も魚津附與力が足輕にて勤之、別に無之。能州も小代官等より勤之。又元祿三年奉行置るゝとき、御歩長谷川何五郎能州盜賊改役御用被仰付、享保十一年まで勤む。是與力より勤る代りにもありたる歟。委曲附記す。今は其御詳解し難し。他日追考せん」と情擧げす。

○二ノ御丸御廣式御用

兼之。

金澤御留守番は即勤之。其外大組頭以下物頭、組外・定番御馬廻の兩御番頭より兼之。其始考へ難し。一切往昔當役を勤むる姓名見えす。若は寛文の頃初の定番頭よりも此職を勤めたる歟。又延寶五年三月定番御馬廻御番頭を置るれば、其内より兼職たる歟。即元祿元年九月前田平左衛門正宜、右御番頭にて兼帶被仰付、夫より後は右本役より兼之れば常例たる見ゆ。然れども皆單に御廣式御用とありて、一ノ御丸の號なし。按ずるに、其初御廣式御用と稱すと見え、其後金谷御廣式の頭を置かれしより、二ノ御丸御廣式御用と改稱ありたるべし。其年月等傳聞せず。故に姑く之。又元祿十年四月初て御留守居番を置るれば、其時御廣式方を兼ねたるか。併諸書探索すれども其徴なければ姑く愚考を闕く。其後享保九年八月高田彌右衛門等三人委曲御留守居番の條に記す。金澤御留守居番被仰付、當職を勤む。以來全く御留守居番の兼役も成り來る也。其後に至りて組外・定番御馬廻の兩御番頭等よりも兼之事に成りたり。按ずるに、定番御廣式の事を預り司る事御番頭等より勤るも實際のことと見ゆ。其初め定番頭置る、時より勤之、又すれども委しきを得ず。他日正説を得て考定すべし。

○金谷御廣式御用

大組頭以下物頭、組外・定番御馬廻兩御番頭より

其始一切知れ難し。古は二ノ御丸御廣式御用・金谷御廣式御用との別稱なし。只單に御廣式御用とありて、即ち兩御廣式の事を勤め來り。按ずるに、其初は兩御廣式並置れたるとは見えす。一守には二ノ御丸御廣式、金谷へ御下り御任付成されしと云。元祿已後に至りては、御大勢に成らせらるゝにより、兩御廣式に御分居の事に至ると見ゆれば、則當時の如し。而して當役も二ノ御丸御廣式より兼帶すれば、大槩其姿別々に置かれずして、大座公金谷御移住にて當役を置れたる体也。按ずるに、享保二十年御口番、元文年間には同所御用遷移あり。是金谷御用の號は是れは、金谷御用の頭も出來ると見ゆ。然れども其姓名等知れ難し。其以後の事も暫く愚考を闕く。明和八年太梁公御入國の頃は、御留守居番の内より福嶋武左衛門滿政・笠間宅左衛門政富兩人當職たり。此時御金谷御住居也。又此御留守居番池田善左衛門一人にして、二ノ御丸御廣式御用を勤む。其後永原忠兵衛孝良組外御番頭也。後御留守居番に轉す。被命以來、組外・定番御馬廻兩御番頭も勤之事に成り、今の模様に至るの處、太梁公薨後、文化七年四月十日當役御用無之の一統御免。但堀左兵衛秀親御留守・三宅權左衛門正路物頭・大脇六郎左衛門直賢組外御番頭・二ノ御丸御廣式御用より兼帶被仰付、闕あれば補之來り、文政四年五月三日二ノ御丸御廣式頭並兼帶被仰付。當役起元以後の事、屢其司職に就いて研究すれども一切知れ難し。尙書記を探索せば開了なるべし。他日補綴を竣而す。



○喧嘩追掛物役 二人

御先手物頭の内より二人充練々一年代勤之。

寛文四年三月 坂井與右衛門直往 杉浦仁右衛門

守成 兩人始て仰付けらる。各足置頭也。此職是元は御部九部右

曲は是す。○舊條記曰、正月二十二日御先手物頭相勤申付に付、兩人充一年代に申談可

相勤旨、御月番前田佐渡殿御波とあり。按ずるに其年職なし、必元禄四年以前なり

是より以來今日に至る。但其始坂井直往等勤 兩人の内にて一番出二番

出を究め置き、一箇月代に申合せ、一番出の者は在宿し、

登城の時も馬上にて出で、尤詰番の足輕四五人も召連候

云。元禄已後は一年代に勤來り、今日に至る。

○諸向御入用方取調理方御用

御馬廻頭並に御算用場奉行より勤之。

文政四年五月十九日笠間源太左衛門以信・一木逸角移忠兩

人 被命外、御算用場奉行遠田誠摩自久 堀孫左衛

門善勝・大地縫殿左衛門文實 山崎頼母藉侃 兼より兼

帶。四人共被命、是始て也。此時笠間一木は、今御取調御符合之御

御用兼帶御付(下見)也。同二十一日諸向御入用方取しらべ御用被仰付と改めて被

仰渡、遠田等四人へは最初御用主附御付とありて、二十一日に取しらべ御用被仰付と

改て被命。其御意あり 同五年五月八日御勝手方御用 御奉行より兼

より兼帶被仰付。此時諸向御入用取調理御用兼帶被仰付、御符合方役所へ罷出

て、遠田誠摩等申談加り相勤候御波渡さる。但千羽彦太夫は

其始知れず。松雲公御代山崎半左衛門延隆 被命勤

之、是起元にも有りし歟。山崎在江戸中には小寺平左衛門

久孝勤之云。按ずるに、兩人被命年月未考。前録には、此時山崎御小將頭と

年御免とあり。然れば天和中西兩役の間職之歟。又小寺は前録御先手とあり。系譜には

天和二年御先手物頭、後天和三年御馬廻頭兼御算用場奉行、同九年御指除とあり

り。必御馬廻頭に至るまで當職を兼ぬる歟。通考するに兩人共、延寶四年御符合の令あり

共知り難し。猶考すべし。此後中絶、按ずるに、山崎延隆本役御免まで勤

るべ。正徳四年七月十一日青地藏人齊賢 長屋八郎右衛

門昌倫 兩人被命、其後罷めらる。兩人退役等の 護國

公御代享保十三年六月十七日由比五郎左衛門勝尹 前

田源兵衛和庸・稻垣與三右衛門秀堅 松原善右

衛門一親 五人命ぜらる。是よ

り格合改まり、後に至りて其振さなる。此時御符合の儀御出、五

へ請取金銀諸色切手に、右奉行切手御印押事始まる。以來連綿たりし

が、御改法に付天明五年九月晦日役所御用人へ御渡にて、

當役一統御免にて暫罷めらる。寛政元年十月三日再び建て

られ、岡田太郎右衛門正誼・井上勤助和索 芝山十郎

左衛門正方 槻尾甚助直道 青木與右衛門貞珉

五人被仰付、連綿たるが、享和三年七月十七日重

○御仕法御調達方御用

文政三年八月十日始め木梨左兵衛有慶 竹田彦六郎

忠直 兩人被仰付。

其始未だ考ふるに便なし。慶長十九年浪華冬御陣之頃、大

塚堂岐 岩田内藏助 富永勘解由左衛門 井上勘左衛門

小幡因獄 兼之見えたり。治世に至りては寛永

八年西村右馬助 成田半右衛門 治二年六月葛巻藏人山本久左衛門

代に至りて猶備はれり。寛文元年山森吉兵

衛 後被命姓名見えず。然れば遂に罷めらる、其年月知れず。

御儉約奉行

御馬頭等、御歩頭以下物頭、組外・定番御馬廻兩

御番頭より兼之。

御貸銀奉行

九里覺右衛門貞

八日杉浦權佐守一・山森藤右衛門直和 被命、同五年

十月十三日兩人共御免、此職を罷めらる。寛文二年諸士爲二

助成二拜借銀あり。除知を以て十箇年に返上、奉行津田内

藏助正眞 脇田九兵衛直能 岡嶋兵庫一宗

被命、是當職の起る所歟。御年表云、此時諸臣勝手爲助成、榮地百

石に付銀五貫目充貸賜ふ。返上奉行津田

右近守知たり。同五年又拜借銀の命ありて、奉行横山

命あり。大拜借と云ひ傳ふる也。此時被仰出の品あり。元長ゆゑ愛に不載。此

時拜借奉行被命、脇田九兵衛直能、別所三平重照、岡田隼人

ねて罷められ、當役一統御免被仰付。是日御省略奉行を命

ぜられ、是に換へらる。

御貸銀奉行

九里覺右衛門貞

八日杉浦權佐守一・山森藤右衛門直和 被命、同五年

十月十三日兩人共御免、此職を罷めらる。寛文二年諸士爲二

助成二拜借銀あり。除知を以て十箇年に返上、奉行津田内

藏助正眞 脇田九兵衛直能 岡嶋兵庫一宗

被命、是當職の起る所歟。御年表云、此時諸臣勝手爲助成、榮地百

石に付銀五貫目充貸賜ふ。返上奉行津田

右近守知たり。同五年又拜借銀の命ありて、奉行横山

命あり。大拜借と云ひ傳ふる也。此時被仰出の品あり。元長ゆゑ愛に不載。此

時拜借奉行被命、脇田九兵衛直能、別所三平重照、岡田隼人

ねて罷められ、當役一統御免被仰付。是日御省略奉行を命

ぜられ、是に換へらる。

御貸銀奉行

九里覺右衛門貞

八日杉浦權佐守一・山森藤右衛門直和 被命、同五年

十月十三日兩人共御免、此職を罷めらる。寛文二年諸士爲二

助成二拜借銀あり。除知を以て十箇年に返上、奉行津田内

藏助正眞 脇田九兵衛直能 岡嶋兵庫一宗

被命、是當職の起る所歟。御年表云、此時諸臣勝手爲助成、榮地百

石に付銀五貫目充貸賜ふ。返上奉行津田

右近守知たり。同五年又拜借銀の命ありて、奉行横山

命あり。大拜借と云ひ傳ふる也。此時被仰出の品あり。元長ゆゑ愛に不載。此

時拜借奉行被命、脇田九兵衛直能、別所三平重照、岡田隼人



正貞勤之。此時與力二人下司となる。御年表云、若年寄此事を奉るとあり。考ふるに、同書に、此頃奥村伊藤、奥村兵部拜借方を勤る事見ゆ。是若年寄也。然れば其意裁たる事明也。又藤田等御馬廻にして、即ち高知の内より被命と云。○天文年代記曰、延寶五年三月十五日拜借上納奉行高田勘右衛門、別所三平、開帳兵庫被命とあり。此説其後拜借銀請取奉行の唱あり。四冊御定書○按ずるに、見えず。考、如斯唱號替りあれども、其實は御貸銀の奉行たる見ゆべし。こ見ゆれば、當職困り來る處に愚考す。按ずるに、御家中助成のたを以て除知して返上す。皆清すれば其奉行を罷められたる職。故に其職連綿たる事見え。予屋穿鑿すれども知れ難し。今諸書を引考して漸く本文を立つ。其事の首尾せざるは見る者免せよ。他日當考定よ。

○銀札方御用王附

泰雲公御代寶曆五年四月十三日始めて稻垣三郎兵衛秀堅・前田源五左衛門長高 各御馬 青地彌四郎蕃宣 可奉 三人被命。同年七月四日津田宇右衛門堅定 可奉 津田林左衛門政 命。御先 被命。實曆六年四月御免、前田已下も同日退々指除かる。但津田政陳 御先 被命。み勤之と見ゆ。按ずるに、前田等代り後も被命職。然れども姓名未だ詳かな。同七年五月八日各御免にて、終に此職を罷めらる。御系譜曰、寶曆五年七月朔日御領國銀鈔遣始まり、同六年七月二十五日罷めらる。此事は繁冗なれば爰に不載。

藩國官職通考卷之七

弦齋湯淺祇庸編輯

平士五奉行

○御馬奉行

其の初一切未詳。古來の當職云傳ふるは、三田崎孫市・淺野藤左衛門 小説起本に云、此兩人御神公の小松に御 津田與三郎 録前云、知行三百石也。萬治元年家督 三人萬治年中以前勤之云。然れば是等其起本なるべし。傳言、性古より淺野川馬場に御既之、御留守年既並に役所等總失、古來よりの日記も此 其後金子與左衛門 一作久兵衛○前時灰塵に掃りて一切の事不傳となり。元祿三年右御命せらる。渡邊清左衛門 後井權左衛門 寛文四年死 篠原大學・西尾三郎左衛門 兩人寛文二年轉御 神尾伊兵衛 前録、寛文 是等萬治年間より寛文中迄勤之。都而一人役也。延寶北川又右衛門・湯原伊織勤る頃より兩人役さなる。正徳四年七月十八日井口恒右衛門當役指除られ、遠慮仰付られてより以來中絶、割場奉行より兼帶す。享保九年八月十三日篠原權

五郎・村木工右衛門兩人仰付らる、以來連綿たりしが、明和九年藤掛十郎兵衛死後代り役不被命、安永二年今井恒右衛門轉役代り不被命、同年御先手物頭大屋武右衛門兼帶之、安永三年笠間早大被仰付、自是兩人連綿。御馬役 其初不知、久徳又四郎・高橋九左衛門・金子久兵衛 按に、與左衛門と別にし、後奉行職に移るか。山根勘左衛門・田中十太夫・高桑五兵衛・萩原久左衛門・滑瀬武兵衛・原太郎左衛門・佐藤傳十郎・二口善兵衛等也。皆延寶年中以來貞享の頃迄勤めし輩云。金子勝れて古き家柄と云傳ふ。○按、此頃勤めし姓名籍貫あるべし。年月不委、萩原・佐藤は御馬醫役の由見ゆ云傳ふ。昔は御大小將組に至て勤之云。御小將番支配御既方武村仁右衛門、及老年御身不行歩に成り、御馬兼資難仕、氣配宜時分爲其加御既御用申談度一木邊角等より西尾權人等へ達するあり。是寶曆三年か四年の内也。然れば其頃迄はありたと見えたり。又延寶八年御既方細川剛右衛門、御馬廻組替被仰付と繁原録記に見えたり。案を以て見れば、藩衛により年功により段々組替仰付られしと見えたり。○古は御射手・御異風の如く、諸士の内より擲れて、馬術に堪能なる者兼役となり、御断申上れば元組へ入て御番等を勤む。因て家柄定りたる事多しと云ふ。今諸士の内、古へ御馬役を勤めし家多く有れば、右の如く有りたるも無相違事かと通考す。

御馬醫 是又其初め一圓不知、前文萩原久左衛門・佐藤傳十郎當役の由さあれば、姓名顯るゝの初か。天和年中坂井權兵衛・鈴木藤八・廣瀬清八 各御歩並、尙下 勤之。按に、寛文元年馬人一正歩小々將等、伯樂坊主頭とあり。伯樂は馬醫の事なれば、此頃は別に名目ありるたか。當時の如く士列に備り勤むるの役品にては必有之まじ、御歩列の者なるべし。



尚考定す

御厩方 其初考る處なし。舊き名目にては有まし。並に、御歩等に進發するの御馬寮の一階に命ぜられたる。享保初年新番次に列せしめられ、同十二年御僉議の上列位最前の通りに仰付られ、當時に至るに云ふ。

御馬奉行支配御歩並 天和年中頃坂井權兵衛鈴木藤八 御各

切米九 廣瀬清八 御切米四十俵三人扶持。の姓名見えたり。是其初にて有之か。按に、性古伯樂たる人は此列に成りたるべし。後に御厩方に進發すると見えたり。

御厩方歩與力 其初未詳。御歩の上にて無列。無列とは御禮に列文字記れるか、諸の座上に候、三十俵六人扶持被下、丹羽久左衛門嫡子平左衛門・原田市進杯相勤候に昌披問答に見えたり。又山本源助、歩與力の名目にて御馬役を勤む。是天和

年中の頃云。寶永年中迄其名目見えたり。其後斷絶す。此並勤方は御馬役の由也。

○御普請奉行

其始未詳。船川親元記曰、寛正六年四月二日口口仙洞普請奉行とあり。是足に據りて御家へ至る成べきなれば、於武家も舊き職名なり。此名目信長公家三州御惣領前よりも傳りたるべし。寛文中鈴木孫左衛門・別所勘左衛門・杉山市丞・氏家内藏允等の名見えたり。各年月 萬治二

年近藤新左衛門・津田次郎左衛門、慶安元年宮崎太左衛門、熊谷久右衛門等命ぜらる。世傳云、當職古へは人持組より勤ると云ふ。考の如く、臨時御普請等の時、其奉行に人持などより特命ありたる由也。伊藤内膳等勤めし由見ゆ。必しも當職の事に非ざると知るべし。元和六年大坂御城御普請、萬治元年天主堂或は尾州郡古屋御城御普請御手傳等の時、皆御普請奉行には年寄中を以てせられしは、公儀を重んずられての儀なるべし。其時機に因て命ぜられし事と推察すべし。寛文以來連々。其頃四人も有之見え、元祿年中以來三人成り來る也。

穴生 穴生は元來江州の地名。穴生、戸波、口口とて三ヶ村より石工に名ある者出たり。其輩を被召出、苗字もなくして穴生何某、戸波何某など其出所の地名を何となく唱來ると云ふ。其後他より召出され、自然と他苗も唱來初る。穴生、戸波等の輩も數人あれ共斷絶し、當時に至る。依て名目も其名穴生の者など、唱呼し遷り來り、職名と成りたる見えたり。○寛文中間に至ては、其役名たる事顯然たり。○組外より勤むる者も數人あり。元祿初年まで其見えたり。其頃まで今の如き列位の者と同一職に品あり。高徳院様越前府中御鎮護の節、追考、穴生源助の穴生は前に註す。御知行五十石を賜ふ。孫源次郎に至て從陽廣公御一行を賜ふ。其御充所に果源次郎へと被成下、是より以來果を苗字とす。夫迄は穴生を苗字の如く呼稱し來る。今果源次、小川長右衛門、御知行、百石を賜ふ。是其始也。以來連綿數多あり、當時は三軒有之。

御普請會所下裁許 其初未詳。御作事奉行 寛永八年鶴見小右衛門被命、是其起本なるべし。夫より稻垣三之丞 寛文八年、辻助左衛門 元祿六年、牧甚左衛門 正保元年、杉江次郎兵衛 寛文五年、等の名あり。各被二仰付し年月未

詳。萬治二年池田治部左衛門、寛文年間原田又右衛門、同

三年松崎十左衛門、同四年大久保忠左衛門命ぜらる。以來連綿。三人或は二人の時もあり。享保の中年よりは三人成り來る也。安永二年十月土方助左衛門御先手物頭より勤之。是物頭より進發す。自是矢部友右衛門等物頭並に成て勤之輩有之。

御大工頭 寶永五年七月朔日 一本七月七日於江戸 新命兩人、大西平右衛門 最前三人扶持を十俵に御改め、其上御加増す。依下され、都合御切米二十俵となる。安田八郎右門 御加増十五俵、都合六十五俵下さる。各役料五人扶持下され、階級與力の下御歩の上ご被仰出。御目見被仰付、刀を帶候様被仰出。平右衛門

久左衛門、八郎右衛門代子安田庄八郎。以來當役皆御切米六十俵或は七十俵に成し下さる。定議と云事はなし。清水治左衛門五十俵まで當役となり、後御引足下さる。元文二年九月羽田十郎右衛門命ぜられ、茲時三人。寶曆十一年九月篠田覺右衛門・安田吉郎右衛門 各御切米二十俵減せられ、御指除後中絶。安

永二年閏二月十八日西田三郎右衛門・田邊久之丞命ぜらる。以來連綿。兩人文化七年十一月二十五日井上庄右衛門命ぜられ、於茲三人なる。御大工棟取役 寶曆十一年十二月西田三郎右衛門・田邊久之丞被仰渡、御大工頭跡被仰付、安永二年兩人共頭役命

ぜらる。御大工 天正年中より數多有之云ふ。姓名傳稱の初は、橋本惣右衛門 生國尾州、知・木村源左衛門 行三百石、栗林太右衛門 生國御國、高徳公御代召出され、慶長五年、三宅四郎左衛門 生國御國、和政公へ御賞、御知行三百俵下さると云。其外舟木三郎兵衛 百石。中島甚左衛門 生國上方、知行二百石。其外馬川七郎左衛門等、十四人の名あり。左衛門 五十俵。其外馬川七郎左衛門等、十四人の名あり。姓名見ゆ。○各切米五十俵充也。皆召出さる、年號等未詳。天正年中頃より御分國中其外他國御城御普請、且又所々御陣等の御供にも召連られ、御用を勤むとあり。高徳公より微妙公御代初までの輩云。寛永初年以來は其事微明也。此時に至て早御切米にて五十俵・五十五俵或は六十俵被下置也。獨り山上善右衛門寛永五年召出され、五十俵賜ひ、其後從曲尺の儀成し下さると云。其子伊左衛門に至ては御切米也。

御大工並 黒川六助御切米五十俵下さる、大工肝煎を勤むと云。年號未詳、然れ共微妙。其後もありたるか未詳。安永八年正月十三日澤阜忠平被召抱、御扶持方下さる。天明五年十月御下され、御細工者に被仰付。御壁塗 高徳院様越前より御國へ被爲入時分被召出、是初なるべし。辻は其初御供仕罷候、天正十二年被召出、六十俵を給ひ、右御印物下さる。寛永三年死す。今の補左衛門禰なり。○藤田其徳被召寄罷候、







○奉書公卿監居の時、太宰公の御書奉行は別に命ぜられ、御監居のときも、御書奉行の内より被命。姓名見之。

○奥御納戸奉行

其始不詳。明暦二年板津兵助命ぜらる。萬治年中には協田小平命あり。其後か中村新之丞・近藤彦三郎・井上三太夫・矢野所左衛門等の各年月名あり。延寶五年三月八日和田次郎兵衛・津田四郎兵衛命あり。此頃までは當役を御召料御納戸奉行と唱る。其年月未考。○最前當役小將より勤むると云。按に、表小將新命は元禄十年なれば其事いぶかし。其前御次詰と云有て表小將の勤向と云。前文井上三太夫天和の頃御次詰を勤むる由見ゆ。是等より勤むる輩を當役と傳言ひ、其表小將より勤むると言説り來る。左れば當役の初稱詳ならず。猶退等すべし。御次詰等の事務表小將條中に詳註す。貞享以來三人に成り來る也。太宰公御書奉行の時別にも

○御近習番

元禄三年十月八月六日新命十三人、里見勘助・富田勘十郎・由比新五郎・神尾助七・高田彌藤次・佐久間市右衛門・小將・駒井庄太夫・長瀬内匠・岡田七郎兵衛・永原清左衛門・中村藤左衛門・小塚善左衛門以上御馬廻、山下吉左衛門馬廻、每歳銀二十枚充下さる。今は銀拜領の事なし。其止められし年月未考。○前錄年未考。事廢しけれ共記して備考。○古は御次詰と云ひ別あり。當役とは勤向少し輕きに似たり。寶永年中廢せられ、御次詰は皆當役に命ぜらる。故に勤向も打混じると云傳ふ。然れ共其姓名も傳聞せず。事尚考ふべし。○天和二年九月古澤豐左衛門與次番仰付られ、同年十月御次番水野次郎右衛門御加増下され、於恭禮御附人となりと傳記にあり。此時御次番に兩品ありたるか。何れ名目ある事猶然たり。按に、御次詰は最前より有て、文禄年中御近習番新命有て兩役備り、勤方似たるを以寶永年中御次詰を止ら

れしにより、御近習番一役となり來るか。一説、當役は古の御次詰の勤向にして、當役の勤向は未知と云事もあり。彼是を以て右の如くなるやと通考す。當時御次詰は御部屋附の近侍の士名目となり、以來連綿す。享保九年十月九日七人命ぜらる。内御射手より三人命あり。是御射手・御吳風より勤むる初也。○元禄四年山口彌兵衛新番に命ぜらる。是新番にして當役を勤むる始か。○明和八年太宰公御書奉行の時、澤田權三郎等命ぜられ、夫より退々命ぜらる。或は奉書公の御近習番御無之に付、右御附より加へらる。御書奉行の時御次詰當役と成る。太宰公の御近習番は御書奉行の當役へ加へられ、或は御免被仰付。

○奉書院様御近習番

天明五年十一月朔日新命十九人、高田彌五郎・野村傳兵衛・森權太左衛門・佐久間津右衛門・木村茂兵衛・寺西彌八郎・井上愼太夫・吉田左太夫・中嶋小兵衛・有田信兵衛・星野高九郎・松原木工右衛門・和田十右衛門・石黒齊・松崎半九郎・原佐左衛門・豊嶋喜右衛門・武藤固忠・根來三九郎也。夫より追々命ぜられ二十六人となる。姓名見之。翌六年御逝去に付、各御免或は轉役仰付られて相止む。

○御書物奉行

其始未詳。高田慶庵・小瀬甫庵・稻垣元周・湯淺道興・小原惣左衛門等、正保以來寛文初年頃勤之由に見えられたれば、寛永年中よりも勤來る輩も有之べし。按するに、此頃の當役奉行は御近侍・豫才も有之ゆえに、御書物奉行の取扱を仰付置かれ、自然と奉行の如く成來る可べし。○小瀬は御書奉行にして寛永二年被召出、小原は備前流にして被召出。御書物奉行當時は書寫役と唱名す。又古は御書物書寫役共あり。身分の階級にも上れ共大半御書物奉行と稱す。是御前私にも通名す。其後唱替り、當時に至ては身分にも上らず。御書物奉行と唱名す。其後稱し來るも寛保以來の事なるべし。寛文六年未詳。新命諸士の子弟は組外に仰付られ、御歩等の子弟は歩組に仰付らる。昌披問答に見えたり。則新命の姓名有澤又助・寺西助右衛門・長井儀左衛門・毛利久右衛門・和角兵助也。此外にもなりたるや、各御切米三十俵六人扶持を賜ひ、組外となる。此時御歩に召出さる、もあらず。姓名見之。○寛永年中迄當保元年大地新八郎等當役に召出さる。時十五人扶持下さる。是御奉行改るの初なるか。此後右の通りに成來る。同年山本源太新番に召出され、當役となる。此頃早瀬番に召出さる。事なく、全く新番に召出さると見ゆ。延寶五年山本源右衛門・西坂彌左衛門五十俵下さる。御歩組となる。御歩にて當役を勤むる姓名見之。○以後

○書寫奉行

寶永五年五月晦日新命兩人、有澤彌三郎・熊内彌助各唯今迄物役也。是迄書寫方御用取捌の儀は御書物奉行勤來りしが、事繁多なるが故に當役新命あつて、其職を分たしむ云ふ。前錄云、天和元年五月二日伊藤甚右衛門・野口權太郎此職をたしむるとあり。是を新命とすれば、中絶して此職再命ありたるか。其名有て其先職を不見。故今不採用也。兩人共享保十一年御書物奉行に轉じて兼二帶之一。御書物奉行の兼職たる事變に前。同十三年大地新八郎今御書物奉行也。兼之。同十九年竹村新右衛門兼之。元文三年三月近藤四郎右衛門兩人御書有澤等新命以來此頃迄も當役に、寶曆四年堀七左衛門御書奉行也。御用透には書寫御用を勤むるなり。同六年齋田十郎右衛門・山本宗助兩人兼帶するを見たり。以上木村氏前錄に因る。○此時迄は御書物奉行の内より、兩三人兼帶するを見たり。前錄に就て考ふれば、暫時別役の時あり、此時は御書物方より兼之か、未知。是より後は御書物奉行一統の兼職も成り來り、當時に至る。

○南御十藏奉行

當職名目の事、御文庫の内に支配の御十藏あり。是金谷御



殿の南に當るを以て唱呼さ成り來る也。當役元祿十四年  
月日 新命兩人、河地七兵衛・山口勝之丞也。本文新命以前は御書  
未考。其年番の裁許たるを改めて命ぜらるると云。即河地。其後水野權七郎。命ぜら  
兩人充勤之。是年御書裁許と相稱す。 其後水野權七郎  
山口は其年番の裁許たるを改めて命ぜらるると云。即河地。其後水野權七郎。命ぜら  
月未考。實永年 享保十四年森平藏、同十七年千羽津太夫命ぜら  
中なるべし。 以來連綿す。延享年中以來四人にて勤之。天明七年  
より五人と成る。實書の中頃五人  
の事もあるか。

藩國官職通考卷之八

弦齋湯淺祇庸編輯

諸士諸奉行

○御預地方御用

享保七年 月 日新命二人、菊田逸角・山岸七郎兵衛各御  
役料七十石下され、足輕三人下さる。同九年 月 日前波  
和兵衛、同十二年 月 日神田左太夫被命、於茲四人と定  
り來る也。

○改作奉行

夫改作の御法は微妙院權思召を以て仰付られ、承應三年に  
始り、明曆二年迄四ヶ年にて全く成就す云ふ。微妙公の玉ふ、  
加之百姓入貢せざるゆゑ諸士困窮す。後世士農相釋逆し、人心乖戻なからしめんとの意  
慮にて、今法を建られ、仁澤民に被り子孫恩光に浴する萬世不易の基を賜ふ。和漢  
未發の名別なり。 其初松崎三郎左衛門・園田左七・岡本小左衛門  
を命ぜらる。御名言記曰、右三人に與力二人足輕を添て、白山の關三十一ヶ村を  
御試に仰付けらる。是御手始也。右成就を御開揚け、三人の上に前  
田七郎兵衛を上奉行となされ、御城下近邊石格に仰付らるるとあり。小説起本には、白山  
下尾添村中宮より中ノ峠迄右三人與力、足輕三十人添られ成就とあり。前説に同じ。又御

手始は中石川郡より初めらる、と云。未詳。一書云、正保四年江守半兵衛堀與左衛門  
に足輕を添へて石川・河北兩郡の貧村を巡察し耕作の事を申付る。是城也と云ふ。按る  
に、承應三年より四年前也。此時に思召立ちて、右兩士をして見せしめられ、承應三年  
に至て御手始ありたるなるべし。○慶安三年御改作初共、同四年初りて萬治元年成就共  
云。今從御系圖。  
加州四郡濟みて、越中は御郡奉行山本清三郎  
に仰付らる。與力・御用者  
足輕添之。 能州も兩人の御奉行に命ぜらる。  
與力・御用者等 右格存 遂に成就す云ふ。此時伊藤内膳も右御用を勤  
じたる者を添らる。む。前田七郎兵衛諸事御用  
主附といへ共、總奉行の名目には無之と云。○ 其後寛文元年山本清三郎  
新川郡御 松原八郎左衛門・園田左七・河北彌左衛門 松原・河北は  
郡奉行 彌波等御郡  
奉行な 四人命ぜらる。是當時へ連綿の初也。此時より 前の奉行は  
分役の由也。然れば御成就後は御免と見えたり。夫 御任法改の 奉行又當  
より木文四人命ぜらる。是は御郡奉行の期きなり。 其後佐藤助左衛門 前録  
人同時に命ありとす。御定 書に四人命あり。今從之。 同五年中村助左衛門・毛利又太夫命ぜら  
る。元祿以來より至十人充有之と見えたり。

○定檢地奉行

出野多門・岡田次郎左衛門・矢部孫右衛門等、寛永四年以前  
勤之と云。其後數人有之。姓名 與力よりも勤之と云。無藤  
衛門・前田大膳與力にして、微妙公慶後定檢地御郡方川除方御用勤むとあり。是定檢な  
り。此時川除方御郡の事見えれば、是亦久しき事也。又往古伊藤内膳等川除御用を主  
當勤め、其勤は事に委しき事等をして 其後萬治三年兼松主馬・青木治  
右衛門被レ命、其後嶺吉之丞・河合治兵衛 各年月  
未考。 延寶八年  
猪俣豊右衛門、天和二年千秋傳左衛門命ぜられ、元祿の末



年よりは十人こも成り来るこ見えたり。

○表御納戸奉行

其始未詳。古代より有之べし。承應元年村田次郎兵衛被命。前録に見えたり。是姓名顯る、初か。同三年歸山新之丞、萬治元年野崎宗八、同二年庄田市佑命せらる。古へは當其御納戸奉行と稱すと云傳ふ。是寛文中以性の事と見えたり。左あれば後稱改るなるべし。其事跡一切傳聞せず。以來連綿。延寶年中より人高八人こ成り来るやに見えたり。

○御武具奉行

其始未詳。正保二年窪田彌八郎命せらる。寛文三年福岡甚左衛門・山口七左衛門、同十二年大島與左衛門、其後、島田十兵衛、被命。其以來は御射手よりも命せらるゝ事なし。寶曆九年、富田庄太夫、被命てより、最前の通り入交り勤むる事に成り來り、當時に至る。

○御弓矢奉行

承應二年塚本庄兵衛、被命、是其始め。寛文三年福岡甚左衛門・山口七左衛門、同十二年大島與左衛門、其後、島田十兵衛、被命。其以來は御射手よりも命せらるゝ事なし。寶曆九年、富田庄太夫、被命てより、最前の通り入交り勤むる事に成り來り、當時に至る。

御人高は四人也。享保の頃三人の事も有之。

○御鐵炮奉行

其始未詳。萬治二年十一月丹羽八右衛門被命、寛文二年二月十六日井上太郎兵衛、水越平左衛門・飯山庄兵衛命あり。延寶七年三月岡野半兵衛、被命、以來御異風より勤め來り、當時へ連綿。

○玉藥奉行

寛文の頃神子田牛之助・白江長七被命、是起本なるか。其後元祿元年九月歸山助之丞、同十四年八月吉田源左衛門命あり。以來連綿。寶曆十三年吉田貞之丞仰付らる。以來御異風より加り勤め來る。御人高最前三人或二人、寶曆年間四人有之、一定ならず。

○内作事奉行

其始未詳。寛文中不破七兵衛・前田瀨兵衛、延寶五年服部與右衛門・前波久兵衛・和多田八郎兵衛・齋藤左太郎・鈴木又兵衛・渡邊市兵衛命せらる。以來連綿たりしが、安永四年八月當職指止められ、江戸は越中黒部川御材木伐出奉行より交替相詰候様被仰渡。同八年四月再命、笠間源太兵衛

也。同年八月二十二日歸山武兵衛命せられ、夫より追々仰付られ、以前の通六人充連々たり。文化元年十一月十二日御省略に付當分被指止、各御用無之御免、當役勤方は御作事奉行より兼帶仰付らる。同七年十二月二十八日又當役を命せらる。金谷佐太夫・加須屋團藏・角尾孫兵衛、井上清左衛門・熊谷少九郎・中村武左衛門・關彌左衛門、

○江戸御作事奉行

文化元年十一月十一日新命兩人、金谷佐太夫、加須屋團藏、同七年五月木村平太夫被仰付、同年十二月二十八日各内作事奉行に命せられ、當役相止む。

○御造營方内作事奉行

文化五年五月十一日村田三郎兵衛、井上清左衛門・金谷佐太夫、三人命せらる。同年六月

熊谷少九郎、同年七月五日中村武左衛門・關彌左衛門命せらる。同七年十二月二十八日各内作事奉行に命せられ、當役を兼帶す。

○外作事奉行

其始未詳。寛文十二年、篠井七兵衛、前波久兵衛・鶴見瀨兵衛・和多田八郎兵衛・齋藤左太郎・駒井瀨兵衛、被命、明曆三年服部與右衛門以來連綿たりしが、安永四年八月相止む、天明五年十一月十日笠間九兵衛・笠間源太兵衛・不破與兵衛・水野平左衛門各内作事奉行より兼帶仰付らる。於茲當職再び起り、同六年四月二十四日當役加人小篠善四郎・副田左次馬、同七年二月十三日中村宗助加人こ成り、同八年八月、以來連々、文化元年十一月十二日再び當職御省畧に付當分被指止、寺社破損修理御用與力より兼帶被仰渡。同八年正月十三日又被命五人、寺西勘六郎、青木佐中・小泉守之助、豊田治太夫、竹内作左衛門也。

○小作事奉行



萬治二年朝倉主馬命ぜらる。是新命なるか。寛文元年岡野彦左衛門・馬場小一郎、元祿元年和田瀬兵衛命あり、以來連綿。人高三人或は四人も有之由見えたり。寶曆十三年六月當職相止み、内作事奉行より兼帶仰付らる。

○板批奉行

寛文元年小倉彦次郎・佐竹儀兵衛命あり。是其初か。兩人死後、元祿二年二月吉見彌次右衛門・横地兵右衛門命ぜらる。以來兩人充三人勤る。連綿、寶曆十三年六月相止み、當役の兼御用無之。

○吳服奉行

寛文五年山下吉左衛門命ぜらる。是起本なるか。延寶五年轉役、代渡邊助左衛門元祿四年轉役、同年岡田冲右衛門、同十二年中村彌八郎被命、以來兩人充連綿。安永五年三月當役相止み、此節の當役兩人共御免、會所奉行より兼帶之。同九年十月十九日再命、行山傳左衛門・原鹿太夫此時より料紙奉行兼帯となる。當時兼帯と云ふ分も、吳服料紙奉行と云名目なり。自是兩人充連々たるが、文化八年七月七日江戸買手方御用兼帶仰付られ、替々一人充江戸へ相詰候様被仰渡、只今迄は定審御歩より兩人充一作、動之を此度土列より勤めしむ。同年九月四日

芝山彌右衛門命ぜらる、於茲三人なる。

○料紙奉行

貞享二年十月森口伴七命あり。是より以前もありたるべし。姓名傳聞せず。同三年加須屋助右衛門、元祿十三年吉野角承命ぜらる、兩人充連々たり。安永以後寶曆末年迄三人充勤之と見ゆ、當考。安永五年三月當職を指止められ、會所奉行より兼帶之。同九年十月よりは吳服奉行兼帶成り來る也。

○大銀奉行

其初不詳。寛文中板倉助太夫命ぜらる。是始か。同十一年榎田彦兵衛・平田三郎右衛門命ぜらる。御人高不定。元祿三年よりは先三人也。夫より多き事も見えたり。

○諸方御土藏奉行

其初不詳。寛文中富田彌兵衛・原八郎右衛門・千秋太郎左衛門・横井五郎左衛門、後藤嘉右衛門勤之。年月當考。御定書に、諸方より上金銀請取奉行とは當役の事と云。是寛文の事也。然れば後藤嘉右衛門勤之なり。延寶四年角尾五左衛門・丹羽次郎兵衛命ぜらる。元祿初年迄三人或は四人も有之と云。寶永年間以來兩人充勤之。

○金銀入立奉行

寛文元年高田彌右衛門・中村新之丞・中村彌五作・山口彌五兵衛命あり。是初なるか。延寶元年板建兵助、同八年六月脇田小平命ぜらる。天和の頃四人もあり、其後元祿の末年より二人充勤之。

○役銀奉行

其初不詳。萬治二年の頃佐坂九右衛門・小幡七郎兵衛・中村平右衛門勤之由見えたり。前録、中川平右衛門・伊藤字右衛門・廣瀬藤右衛門勤之とあり。今御定書に從ふ。延寶四年加藤與一郎、天和二年奥田治左衛門仰付らる。元祿年中以來二人充勤之。其後三人にて勤之事も見えたり。

○出銀請拂奉行

其初未考。萬治年中野村覺之丞・青木新右衛門勤之。延寶五年林市郎右衛門、貞享四年山本嘉助命ぜらる。以來連綿。人高不定、三人の時もあり。享保の中頃より二人となり來る。

○小拂奉行

御定書曰、金銀小拂奉行あるは當役を云。是萬治三年の由見ゆれば、是より以前有たるべし。其委しき事を得ず、故に缺之。當考。名目金銀の字波當考、又姓古より當時の如く御大小將より一年代に勤むる事一切傳聞せず。

○堂形奉行

寛文中大窪九郎兵衛・青山金右衛門勤之。微妙公堂形にて通矢藏許天野藤太夫に失見仰付らる可觀小説に見えたり。是御代中なるべし。然れば寶永年中頃か。安永以後見れば久しき職役なり。同三年後藤治右衛門延寶初より四人充勤之。後三人にて勤め來る事もあるか。當時へ連綿たり。

○御普請會所道具調奉行

其初未詳。御定書云、普請道具調奉行藤原市左衛門・瀧田清助とあり。是當職の事にて、後名目改まる成べし。

○御普請會所道具渡奉行

其初不詳。萬治三年神保源助勤之由見えたり。御普請役引の御定書中にあり。寛文十一年八月堀田源助前録には是を祖とす。被仰付。延寶六年十月神子田牛之助被命、以來連々。享保末年全く二人なる。已前三人の事。有之と見ゆ。安永四年三輪元右衛門山本太郎兵衛被除に付て、道具調奉行より兼兼帶被仰付、御免後同九年十月より御普請道具調奉行よりの兼職は全く成り來り、當時に至る。

○割場道具渡奉行

其初未詳。御定書御普請役引條曰、割場普請道具奉行と云あり。若くは當職の事にして、後稱號御改めなるべし。然れば萬治三年早右之、當考。延寶年中秋元平八前録、是を當役の祖とし、其前の姓名不見。被仰付、寶永七年寺内木曾右衛門命あり、正徳五年遠田伊八郎命あり、寛保以來全く二人充勤之、當時に至る。



藩國官職通考卷之九

弦齋湯淺祇庸編輯

遠所諸奉行、諸役附

○宮腰町奉行

文祿年中山崎種善坊命せられ、慶長四年迄勤之、前録、慶長四年三月命せられ、寛永元年新川郡御用宮山町被許と成るとあり。慶長八年横田久二、同十二年岩田勘右衛門命あり、以來連綿、兩人充勤め来る由見ゆ。或三人勤之時も有之かなり。全く一人役ご成るは、延寶五年茨木傳右衛門被仰付以來にして、當時に至る。

附、御船手足輕

其起を考ふるに高徳院様御代天野岡右衛門御知行百七石下され、粗柄不知、其頭なるが。船手方を勤む云。然れば此手の足輕の如き者有之なるべし。其詳なる事を得ず。其後松雲院様御代延寶六年江戸にて歌頭三人召し置かれ、二十五俵外金五枚充下され、平水主七十人一本に七十三人小頭三人とあり。二人扶持外

銀百六十目、隔年給一帷子一下され召抱らる云。最前は三社町にて御屋敷を下さるご也。當時は宮腰在任御人高五十人の内、小頭二人二十俵充、横目二人料銀九拾目被下、御船歌を指南する。或は横目三人共云。

○小松町奉行

微妙院様御隠居後、寛永十七年内藤清兵衛・今枝與右衛門兩人命せられ、連綿。其後寛文二年鹽川安左衛門被仰付、以來一人役ごなる。文政六年三月二十二日富田九内小松御馬廻御番頭多羅尾才一郎代被命、町奉行兼帯も被命なり。

附、町下代

一切其始起不考。

○所口町奉行

往古より七尾云云。所謂山の尾七つあり。菊の尾、龜の尾、虎の尾、竹の尾、龍の尾、梅の尾と云あり。故に名づく云。元祿十五年所口ご改名あり。當職其初不知。慶長十九年三輪藤兵衛、其後大井久兵衛等の名あり。諸役系譜〇一書云、大坂冬陣、金澤御城代奉行快心云々、七尾には三輪藤兵衛・大井久兵衛に與力等御附とあり。是を以て見れば、御城代に於て町奉行を勤め來り、御城様後別に町奉行を置かせらる、なるべし。〇諸役系譜曰、石黒覺左衛門高徳公御代より町奉行を勤め、後足輕頭となり、其子覺左衛門、孫覺左衛門迄相繼勤之。萬治二年金澤へ越すと見えたり。又一本諸役系譜曰、石黒覺左衛門元和の頃足輕頭と成り、其子横左衛門、職役相續、以上三代七尾に置かせらる、由見えたり。品達に異なれ共大學前文と違ひ。按ずるに、三輪退藏の御町支配を兼帯す歟。未知共、七尾は一州の府なれば、御城様後石黒氏をして、足輕頭と成させ、守衛とせられし成るべし。寛永、正保に至りて別に當役あれば、町奉行を兼帯と云ふも不審なきに非ず。彼是を以て諸役系譜の説は信じ難し。其後寛永十一年津田宇右衛門、正保

年間不破源六命あり。萬治三年以上月日未考黒坂吉左衛門被仰付、以來一人役にて當時に至る。

○魚津奉行

寛永十七年新命本保嘉右衛門前録、郡代にて兼帯之、或は萬治三年八月岡田十右衛門命せらる。是別に當職たるの初也。寛文四年八月近藤新左衛門命あり。岡田は寛文十年御先手と成り。同八年松崎十左衛門近藤被仰付、是より以來全く一人役ごなる。當役御大小將より勤むる先蹤あり。森小左衛門、兼帯中務勤之。

魚津御馬廻 其初未考。慶長十四年瑞龍院様御在城の後

澤へ引越候内、近藤市左衛門子孫、荒尾平左衛門、馬場嘉左衛門當時魚津御馬廻荒尾馬場二家、此兩士の子孫なるべし。當地へ移るごあるより、是時初にてもあるか。享保録云、富山佐々家没後の後分國に成り、津田判部に三十一人を被添、城を御預け、後御旅館建つ跡は、町奉行に山崎半左衛門、御馬廻廿人、足輕五十人、黒風二人、小算用者四人、問作方二人。萬治二年富山侯御郡有之、人々金澤へ引越候者の内、近藤市左衛門、荒尾平左衛門等は此地へ移るとあり。按ずるに、魚津は樞要の地たれ共、富山も又要地たり。殊に英賢公御在城も有りたれば、其餘勢に因りて其備も堅く、近くは一州のとり、遠くは下口の押へとなし置かれたりしが、富山侯へ御郡有之、富山の地を被遷し故、右の人々等魚津へ移らしめ、尙郡代町奉行並べ置かれ、郷地に依りて守衛の備を堅くせられし成るべし。

其後數も御増ありてか、當時七人あり。又新庄御馬廻にて在任の士あり。其初小川文兵衛御知行百石にて御馬廻組な

るが、萬治三年新庄へ被遣ご云。淺野由新帳〇魚津御馬廻引越とも同は御趣意ある事と云傳ふ。代々在任たれば、今の小川弘左衛門は右文兵衛の胤孫なるべし。古へ在任の御異風あり。前註駒嶋庄太夫引越の事見えれば、萬治年間よりの事か。其外三島平右衛門、井上八右衛門等の名あり。後追々金澤へ引越し、終に退轉す。寶永年中までは有之たる由見えたり。其後せられし年月、御人高等委しきこと一圖傳聞せず、猶追考すべし。〇一説に曰、御異風は郡代の支配とも云ふなり。因みに依て書し、考案に備ふ。

附、魚津下裁許

其初一切未詳。萬治三年小算用者引越の事事詳註可あり。若くは此勤方下裁許に移り來るか。然れば其以來新命の事なるべし。尙窮知すべし。

○高岡町奉行

慶長年中小塚淡路、有賀左京勤之。年月未考。按、高岡は元關野と云ふ年魚津城より御移りなれば、其後瑞龍院様御逝去後、暫町奉行無之時當役新命なるべし。其後瑞龍院様御逝去後、暫町奉行無之。玉泉院様御附にて兩人充替々町支配の由也。鈴木辰之助一作權・土方市右衛門、河合數馬、林一作村、小左衛門、杉山小助一作橋山、近藤久米也。前録には六人共町奉行に系し、本文の如き譯並に委しき事なし。猶追考すべきなり。其



後再命、西村右馬助・今井左大夫年月未考。前録今井寛永二年死し、西村は同八年御旗奉行に轉ずとあり。然れば元和の末にてもあるか。○一説に曰、承應三年小塚登左衛門御付らる。是初て也と云へ共、本文によれば信用仕難し。以來兩人充連綿。北川藏書曰、承應元年古江治右衛門に足領二十人御預け、高岡引越居仕勤之、於所病死。其後代御付らるすとあり。是別に置かせられ、其地の守とせられし成るべし。又町の事。

○境奉行

新川郡は文祿二年三月高德院様自太閤様御拜領なれば、其時よりも關留奉行は有りたるなるべし、未詳。其事姓名顯著する初は、長谷川惣左衛門勤之、瑞龍公富山へ御監居御入分の口番、知行百石とあり。若くは此人か。然れば小身の士にして當時と通せず。此項は事輕く成し置るべき。○前録には、瑞龍公御代より萬治二年迄勤之とあり。事前註に違す。其後長谷川宗兵衛年月未考。一説、惣左衛門子にして父子共勤之とあり。若同人ならば必小身にてはあらず。又一本に、長谷川惣左衛門の名あり。親子連名たるも不審也。殊年號を按ずるに、慶安元年たるか。彼是を以て事符合せず。追考のため記之。勤むる由見ゆ。萬治二年渡邊八右衛門被命、以來一人役たり。

○別宮口留御用

寛永七年越前境御縮こして、能美郡別宮に新に關を建てられ、前田刑部をして守らせらる。是當職の初也。此時口留御用と云名目にて無之、按ずるに其後改稱せらる。成るべし。御役料二百石を賜ひ、御弓十張、御鐵炮二十挺御預け、與力四騎被添。當時與力三人也。與力の事詳與力條中。此時足輕も

御添なるべし。事本番口留御用條に記す。○刑部豊長七年被召出、六百三十石二斗七升を賜ひ、御使番と成るとあり。然れば頭分列なるべし。又當職となる時、御當野郎出の節御立寄可被遊問、御屋敷も廣く請。刑部正保三年死す。寛文二年千秋彦兵衛命せらる。此時役料被下事見えす。平士より勤むるなるべし。○前録曰、萬治元年前田平左衛門當役たりと見えたり。是刑部弟にして吉野御關所奉行也。死に刑部在世中此役たるも疑はし。是に因りて考ふるに、刑部死して千秋を命せられし迄十七ヶ年の間當職たる事も又疑ひなきに非ずと雖、若くは常に與力を以て守らせられ、平左衛門身吉野に在りて上司と成りて當職を兼ねし故、前文の趣に云來るか。然れば二代平左衛門當職して水滸奉行たれば、當役も兼帶するかと通考す。延寶六年又正保以來豊長、承應の間勤むる當有りて、姓名も傳聞せざるや當考す。

其初不知。寛永年中市川長左衛門勤之。其後千福八郎左衛門・武部右馬允・千福縫殿各年月未考等の名あり、畧之。其後寛文三年橋本治左衛門一作治部左衛門、同四年林十左衛門寛文五年松任町支配と被命、是より全く一人成り來る見え、當時に連綿。  
○加州御郡奉行  
其初不知。寛永年中市川長左衛門勤之。其後千福八郎左衛門・武部右馬允・千福縫殿各年月未考等の名あり、畧之。其後寛文三年橋本治左衛門一作治部左衛門、同四年林十左衛門寛文五年松任町支配と被命、是より全く一人成り來る見え、當時に連綿。

○礪波・射水御郡奉行  
其初不知。承應二年郡勤三郎命せられ、萬治二年津田右京、寛文元年加藤治兵衛、同年間年月未考河北彌左衛門・松

原八郎左衛門、同十二年金森長右衛門等被命由見えたり。其後天和年間以來全く二人成り來る也。

○新川御郡奉行

寛文元年山本清三郎改作奉を命せられ、其後板坂孫三郎・古屋喜左衛門等の名あり。同二年石野五兵衛・喜多岡半兵衛被命、以來兩人連綿。

○能州御郡奉行

其始未知。承應二年津田宇右衛門被命、是姓名の初見也。萬治年中村田三郎左衛門・田邊助六等の名あり。又寛文四年三島彦右衛門、同八年田伏彌左衛門被命、夫より延寶に至りて以來二人充當役勤之、連綿。御郡奉行所衣役頭並となること、廣瀬所左衛門・千羽彦太夫あり。此内有賀其六郎御先手頭、溝口藏人御寮所頭に傳役等あり。

○宮腰御詰米奉行

寛文中不破五左衛門被命、是始なるか。御定書、宮腰可奉行へ不破五郎左衛門御詰米御當役等可申渡旨等の事あり。是五左衛門に相當すれば、郎の字傳寫の誤か。又此御定書は寛文二年の由考ふれば、其年間早命じ置かる見えたり。同八年横田吉兵衛命あり、其後高山甚兵衛等勤之由見え、元祿年中の頃二人勤むる見えゆ。又享保の中頃年月不詳小塚甚五左衛門被仰付より、全く一人役成り來る。

○本吉湊裁許

承應元年小塚長兵衛被命、寛文十二年死。○慶安元年本吉に御被仰付、奉行小澤九右衛門・澤崎流左衛門被命と見聞集に見えたり。是當職たるの新命なるか。明曆三年奥田惣左衛門延寶元年死す。被命、死代田邊兵左衛門御付らる、以來一人役成り來る。

○宇出津山奉行

承應二年近藤治右衛門・富田治太夫被仰付、是新命なるべし。萬治二年葛野藤太夫被命、於是三人。延寶年間以來二人充連綿。

○吉久御詰米奉行

寛文元年松江次郎兵衛・杉岡伊兵衛・水野半左衛門・齋藤伊左衛門被命、是起本なるか。延寶年中に至りては全く一人役成り來る。

○新庄金山裁許

寛文三年小川文兵衛新庄御馬廻被命、是其初なるべし。淺野譜曰、小川此年新川郡の内御代官となり、貞享三年死すとありて、當役の事不見。若當役を兼帶するか、未考。此時兩人役たるとも不見。故に疑ひ無きに非ずといへ共、前録に就て暫く疑之、備考。天和二年前田二代平左衛門被命、前田系圖には、城中刀利村金山如新稱號する見えたり。又御定書に云、長陣・龜谷給奉行と云ふも、當役の事と云ひ傳ふ。何れのか改稱ありたるや、一切未詳、尙可考。同年轉役、代内藤市丞命せられ、其後元祿に至り二人充勤之。







藩國官職通考卷之十

弦齋湯淺 祇庸編輯

諸場御横目

○公事場御横目

寛永年間奉行職備りたれば其頃よりも當職有りたるか、未考。萬治三年原三郎左衛門被命、寛文元年神保長左衛門、岩田平藏、又同三年中村久左衛門、同十三年板津兵助被命由見ゆ。延寶五年より中絶、御大小將横目より代々勤之。天和二年小倉惣助・小塚八郎左衛門兩人被命より、以來連綿當時に至る。

○御算用場横目

其始考る處なし。寛文四年佐垣九右衛門・不破仁右衛門兩人命ぜらる。同八年小林三郎右衛門被命、寶永七年御免後、代多胡源五左衛門、享保五年伊東半右衛門御指除後、多胡源五左衛門御大

小將横目にて主附勤之。享保九年上月忠太夫被命、以來一人役成り来る。

○御普請會所横目

其始未考。往古杉野善三郎・小川孫助勤之。年神保源助被命、元祿十七年中村庄藏被命、以來一人充て勤之。

○御作事所横目

寛永年中奉行職の姓名歴然たれば、此頃よりも當役は備りたるべし。姓名傳聞せず。元祿九年伊藤權五郎、同十年七月渡邊清十郎被命、各同十五年轉役、小原津左衛門之に代りて寶永三年死し、同七年田邊小兵衛・中川宿右衛門命ぜられてより以來、兩人充連綿。

○會所御横目

其始未考、寛文元年横地三右衛門被命、同六年不破仁右衛門、元祿十年澤田市之丞被仰付、以來一人充連綿。

○割場御横目

割場は久しき名目なれば、往古より當職は有りたる

か、未考。姓名顯著するは元祿十年小倉長太夫、山森又八郎、兩人被命、各死後寶永七年吉田藤兵衛・和田吉郎兵衛兩人被仰付、以來連綿當時に至る。

○學校御横目

寛政四年二月十一日新命三人、松江幸三郎・木村武太夫・中村十郎平也。夫より追々命ぜられ、連綿して御人高不

平士諸役

○御勝手方御用

其始未知。以前は都て改作奉行の内より兼帶す見えたり。其後安永四年六月十五日岡田平之丞、同年七月六日小松源兵衛被命、是別に命ぜらるゝの始歟。其後段々仰付られ十人も有之、是より改作奉行より兼帶さ兩様に有之。

○二御丸御廣式御用達

當職起元を索搜するに、寶曆九年以前の事一切不知云。故に姓名も未考。推考するに、元文・寛保に至りては其職備りたる見えたり。

用被仰付など、諸書に出でたれ共、違の字加はらず、若書異して書き来るやと研究すれ共、享保年間まで御用達と云ふこと見え。勝丸公聖、御官等御祝儀にて被下物名書に、御廣式横目、御廣式番と云ふ有りて、御用達、御廣式番の事見え。又其頃より御廣式御用と云ふも見當らず。安永以後考ふれば、御廣式御用と云ふは、平士より勤むるを同様に唱へ來りし、事給らばしき故江戸御廣式御用と云ひ、御廣式番と改稱あり。其後元文の頃に至り、當時の唱に改りたるか。又御廣式番の頃命ぜらるると云ふ。其勤方昔は御廣式番に打込み勤向なりしや、今其種ありと云ふ。一説には、今の御廣式番は平士の勤向也。故に當時木役と云ふは無之、却て加人也。又以前御廣式横目は平士より勤之、其沿革は別條に註す。當時是も御廣式番の兼役也。其他平士より勤むる横目なく、又御廣式横目と云ふ名目にて是なし。然れば右の如く平士の勤向を直に勤め來る也、是其證據と云ふ。廣金谷御用達條中にも詳解す、併せ見すべし。

○金谷御廣式御用達

其始一切未知。其事不傳云云。元文六年小塚雲平命あり。延享元年齋田權佐、同三年笠間宅左衛門命ぜらる。

以上森氏系譜備考に見えたり。○定番御馬廻江尾治部右衛門、享保二十年八月金谷御廣式御廣式番被仰付、元文元年御用無之、寛保元年重前金谷御廣式御廣式番被仰付、延享三年二月御入多に付御用無之とあり。又同組神保等左衛門、延享二年金谷御廣式番被仰付、同四年御入多に相成御用無之とあり。今江尾・神保二家に就て正處由緒如斯。因之考ふるに、同時代平士勤向に、御用達、御廣式番、御廣式番と云ふは、元文以前に命ぜられ、勤向を分ち御廣式番と兩役備り來り、延享四年に至りては、元文以前に勤むるを止め、御廣式番に成り、名目も一定に成り來り、當時の御廣式番に兩役在り來るか。何れ御廣式番と御廣式番と同一なるべし。又按ずるに、三職名目御廣式番と云ふは、御廣式番の御用達と云ふ。然れば前文の如く江尾治部右衛門など其始なるか。是に因て考ふに、金谷御廣式御用達に非ず久しき事也。疑なきに非ざれば、松本公朝代には御廣式御用達とあり、二ノ御丸御廣式御用無之、又天和・貞享以來も金谷御廣式御用達とあり。雲に付て見れば、一般官職を得たるか。されば二ノ御丸と治部一ならざる。猶二ノ御丸御用達中と互見考定すべし。○予兩御廣式御用達の事考案す。







○京都御屋敷詰人

其始末考。往古黒坂吉左衛門勤之見ゆ。是慶長の末年か、元和の初年以來にても有か。元和六年七月九日九里覺右衛門命あり。是等當職に相當なるべし。九里覺右衛門、大坂兩度の御陣御供仕、元和六年御加増六百石被仰付、其已來も主附有りて勤め來りしや、寛文六年二年、京都二條油小路の御屋敷を廢せられ、三條於河原町御屋敷を召上られ、御旅館建つ。伊豫内膳御普請、右屋敷へは御小將御馬廻の内より兩人充、一年代に詰、一人は六月、一人は十月相代候様定まる。按ずるに、此時より今の御様に改り、一年代に勤め來りしなるべし。當時大小將より勤むることなし、相済みし年月未考、當正すべし。其後は兩人共御馬廻より勤め來る處、寛政六年四月は以後會所奉行之内より一人充相詰候様被仰渡。一人は是迄の通御番人より勤之。

○大坂御屋敷詰人

延寶五年三月十五日新命三人、比良左内、改宗右衛門。此日五十石、或加増五十石合百五十石とあり。何れに、水越權之助、一作權佐、新五、福田源右衛門、改宗平太夫、兩人、御役料知五十石充被下、一書には同月二日、新命百石を賜ふ。

○三十人組頭

元祿十五年四月朔日夜九時頃御直被仰渡、山家宗朴、子孫宗流、元文、市井反仙、今、友藏、元小堀江守殿高弟なる、兩人也、是新命云云。然れば此時は是なるべし。其後興廢未考。按ずるに、山より命ぜらる、事にして、他家より命ぜらる、事見當らず。古へより兩家當役不被任以前は御茶役たるべし。其姓名を探察するに、慶長十一年瑞龍公富山へ御移住の時御人分の内、組外茶室林八十八石とあり。是坊主組の類ならんも知るべからずと難、先づは市井氏の如き身分なるべし。何れにも、於御茶室の職出するも久しき事なり。

御茶堂小頭、其興廢未考。是も又頭役新命の頃より有之たるべし。一切追考すべし。御茶堂方坊主、其初末考。然れ共必ず往古より有之成るべし。寛文年間にては清水理閑なき勤めし由、歴然たり。

○坊主頭

貞享四年三月十九日新命四人、淺野甚五左衛門、改宗、今、和田甚十郎、改宗、今、湯淺沖右衛門、改宗、今、各新知七十石、外に十石の役料知を賜ふ。四人共、是迄興廢未考、新命以前坊主頭と云ふあり。其起原未考といへ共、寛文年間三、四人ありたる由見えたり。然れ共御茶今の如きに非ず。若くは坊主小頭の如き身分にして、頭名目にして有之しを御改め、新命あつて別に小頭を置かせられたるべしと通考す。乃ち寛文四年御城中御印御定書の内にも、坊主頭の外御城中水屋はき申間敷とあり。是當時の如き土列な

各御貸馬被仰付

常に自宅に懸置き、口抽一人も御附置なり。其後在山り。今も自他火事の節、江戸御供道中御貸馬ありしは古の遺例なりと云。御禮は御鷹小頭の上被仰渡、組は五組の御定にて、頭五人、小頭二十五人も。人高一組三十人充なるを以て唱喚す。然、是より以來連綿當時に至る。當役へ指物拜領被仰付事、新命以來の事にして當時に至りて此當役不足の時、當時とて御歩小頭より加人を勤む。又林邊右衛門組外にて、天明六年正月當役兼帯を命ぜられ、御膳方御用も相勤る先例あり。○御茶室奉行は、當役新命以前は御歩より勤むるに見えたり。則ち延寶五年御膳地御用勤御歩市島左次右衛門、御茶室の御意の上金子三枚下されと池守覺書にあり。按ずるに、三十人新命にて、右奉行勤むるの故なるべし。又以前定番御歩小頭より勤むと云ふ説あれ共、其事未考。然れ共近代置額平丞など定番御歩小頭より加つて勤之と云ふ説も明らなれば、若くは三十人新命以後加り勤めしや。當役より右奉行勤むる事兼帯の時もなく、一切の勤方と成り來る也。又御膳地の役所は、往古は今の御膳工所向の閑地と云ふ。當地の處へ被移たる事の年月未考。

三十人小頭、其始末考。然れ共頭役新命の時、是も又新に命ぜられたるべし。三十人組の者は、御小人の内より御手にて御手組に定めし一切御小人より勤之と云。御手木之者、御手木之者被召置事未考。萬治元年江戸天守臺御手傳被蒙仰御普請の頃、手木の者頭美濃屋少次郎被命。若くは此時被召拘其頭に被定か。一切不得其傳、追考すべし。

○御茶堂頭

坊主小頭、貞享四年三月二十四日、一作二十一日、則ち、田中正仁、長谷川佐雲、兩人十五俵御、清水理閑、是寛文年間御茶室を勤むる者と同人なるべし。石川宗知、長崎林昌、田中長閑、清水以下各三人扶持、以上六人命ぜらる、是新命なるべし。當時慶高四十俵三人扶持なり。此御扶持は昔は役料を待たると云ふべし。右定藏も新命の時より如斯か、尙追考すべし。

坊主、其始末考。慶長十一年名目既に見えたり。瑞龍公富山とき、瑞龍坊主十五俵充、修徳、然れば久しき事なり。微妙院様御代に至りては、大半當時の趣に見ゆ。當時の定祿三成るもいづの頃より、一切未詳。一説曰、坊主は戰國にて足輕の代に燈籠を打つべき内御定と云ふ。一人も手を空くせざるを要とする事なれば、左もあるべし。



藩國官職通考頭註

○本文一頁上段十一行、中川清六郎光重拜武藏守、家系今の采女  
 ○景周按、中川采女、此家本貫のやうに見ゆれ共、武藏守の二男家也。初祿千石。慶長十六武藏致仕の時分知四千石賜り、合五千石、即今の采女に至る。武藏嫡流大隅、慶長十六家祿一萬七千石相續の處、有故同十八流刑、且於配所男子三人出生、嫡號治部、後三千石に出身、更名神谷治部。即今神谷治部家は是也。二男三吉天。三男彌左衛門も四百石に出身、是今の四郎左衛門家也。然れば采女家祿中四千石は武藏知行さはいへども、本貫は不可言。  
 ○本文一頁上段十五行、御年寄衆、八家、座列知行高次第。  
 ○景周按、八人の家にもミ家列あり。他日可聞正也。  
 ○本文二頁上段四行、一家の事を司らしむるゆゑ、家司、家老なき、云名も出來り云々。  
 ○頭註曰、左傳襄公十七年其老曰云々、註に家老あり。又魯語子路篇、爲趙魏老則優の朱註、老家臣之長中家

老望尊而云々あり。其他其微多し。吾朝王代家令の號あり。又北條執權の時執事の號あり。京都將軍に至て管領云。皆今の家老の職分也。時に從て其號唱の變態ある事也。凡家老の號、我朝後世に初るに非ず。漢土久遠に起り來る事を知るべし。

○本文二頁上段八行、高德公御遺誠中を初こすれども、全く役名のこども定めがたし。  
 ○頭註曰、年寄の名目、慶長十二年六月四日奥村伊豫守、篠原出羽守、横山大膳より御郡方役人へ申渡の法度書に見ゆ。是書記に見ゆる初なるか。  
 ○本文二頁下段十六行、神谷丹波某守孝遺跡  
 ○景周按、神谷丹波は守孝の遺嗣に非ず。即信濃守守孝も同人也。寛永五年關東老中永井信濃守に名相犯、丹波守も更名す。同六・六・三卒去。  
 ○本文二頁下段十七行、生駒内膳直義・脇田帶刀重俊也。  
 ○頭註曰、承應三年の頃御仕置方御用は、前田對馬・奥村因幡・津田方蕃、此三人本多安房小松へ相詰候時は、右三人同席に罷在、江戸御用は今枝民部定詰、今澤御城代は小

幡宮内、小松御城代は前田内藏允。此頃迄人持六組、頭は本多・前田三左衛門・長前田因幡守・横山・奥村河内六人也。因幡・方蕃御仕置御用相動候得共、未六組之組附に罷在、民部は江戸御用相動に付六組之内へ入不申候、藤田覺書にあり。  
 ○本文三頁下段五行、此頃寄合、年寄中の名目並び存すこ見ゆ。  
 ○景周按、貞享三・十一・十三の年寄等名目唱方の事御書出の内に、寄合杯は一向無之あり。然れば貞享後は此名目止たるこ見ゆ。  
 ○本文三頁下段九行、人持組頭は前田備後直佐・長九郎左衛門尙連・横山左衛門英盛。  
 ○景周按、前田備後直佐は貞享三・十一・十三人持組頭被仰付。按るに、人持六組に組頭十二人のある事は人皆所レ知也。後追々物故し、一組に頭一人自然に推移るか。貞享に至て直佐組頭に被命云共、組御預無之内元祿二に卒。同三村井出雲親長人持組頭被命に、又組御預無之。因て同十四に至て、人持六組の内より一組割出し、親長へ被爲預。於

是組も七組、頭も七頭相備る。○奥村譜を按るに、内記温良正徳二・三・十五人持組頭被命、同月廿六日組御預けあり。是十日餘無組の組頭に當るか、可二較考一。  
 ○本文四頁上段十七行、寛永八年富田越後重康。  
 ○景周曰、重康は重政二男にて、亡兄下野宗高の嗣となり、人持組頭たり。重政・宗高・重康ミ三代續き人持組頭に、三代共に横山長知ミ相頭たり。  
 ○本文五頁下段一行、猶識者の考を俟而已。  
 ○景周按、此不審是より前に記すゆゑ不贅。  
 ○本文五頁下段十三行、貞享三年七組に御定也。  
 ○景周按、此時七組は未定、頭まで定る。  
 ○本文五頁下段十四行、元祿八年まで柳之間に相詰。  
 ○景周按、柳之間に非ず、柵之間也。元祿十組外の輩勤番より柳之間に交直す。  
 ○本文六頁上段十行、堀七郎兵衛季通。  
 ○景周按、季通一作秀通。  
 ○本文六頁上段十二行、古へ無組附人持ミ云名あり。  
 ○景周按、横山權八郎延寶五出身、新知千石賜り、無組附



人持さあり。後兄卒後父の家祿を嗣、山城守任風是也。横山氏正統系圖に見ゆ。

○本文六頁下段五行、天和三年本多主殿政敏・前田與十郎孝行被召出。

○景周按、政敏天和三新知のここ不聞及。政敏のここ一本に、元祿十二・七・十三被召出、新知三千石、御家老被命さあり。此説當るか。既に貞享三・十一・十三大老・人持組頭・年寄役・若年寄等姓名を見るに、孝行は見ゆれども政敏は見えざるにて推知べし。

○本文六頁下段八行、延享年中御横目方帳に前田三左衛門御禮所の儀云々。

○景周按、延享は寛延に非ずや。寛延三・八・廿八父直躬願之通朔望出仕被仰付こさあり。但無祿なり。

○本文六頁下段十七行、享保九年奥村隼人儀伊豫守養子被仰付。

○景周按、隼人伊豫守養子の命下るは、享保十・八・廿六也。愚祖父織部方筆記に、隼人享保十・九・四新知二千五百石賜り、御禮所前田主税同事、列寄合衆上、但當時今枝

主水上さあり。

○本文七頁上段三行、皆御家老役の子息にて此並に列す。

○景周按、若年寄役青木新兵衛嫡子兵部正直、寛延元・九・四出身、新知八百石を賜、津田伊兵衛次列之舊藩に見ゆ。

○本文七頁上段五行、享保九年前田主税直躬被召出。

○景周按、方筆記に享保十・八・二十八新知二千五百石賜る。其列村井主膳下、今枝民部上さあり。

○本文七頁上段七行、以來御年寄衆の息は全く此並たる事なし。

○景周按、無息にて出仕、横山河内守嫡權八降禮、依父之願明和五・四・朔始て出仕、同年五、十四先父卒。

○本文七頁上段十一行、津田外記は格別の趣を以て先代より組入す。

○景周按、外記格別何の義ぞ。若は外記、利章君等生母の甥の義か。家譜元文五・五御加増の上人持並なる。是上註に見ゆる如く人持並ゆゑ、堀右京・長兵部の並にて組入被命成べし。即今の津田外記組頭長氏也。此長氏組當は、

元祿十四の村井親長の組也。此比小身の分は、一組割出したる組へ加られたる体也。但寛政後は此例に不關。

○本文七頁上段十七行、公儀御用二人、諸大夫の内先官より任之。

○景周按、是必諸大夫より任するには有べからず。元祿十四、大老並に前田備前貞親を命ずるこさあれば、公儀御用に當るならん。今年組分に貞親見えす。是組抜して年寄中に列す。

○本文七頁下段十三行、享保十一年十二月十一日本多安房守政昌・横山大和守貴林、公儀御用之加判被仰付。

○景周按、一本本多安房守政昌・横山大和守貴林・前田大炊孝資、右三人享保十年十二・十八大老被仰付。然ば加判も三人同日ならんか。

○本文八頁上段十四行、小塚淡路秀止。

○景周按、八右衛門なるべし。

○本文八頁下段一行、萬治年中前田丹後直時・小幡宮内長次命ぜらる。

付、寛文四年十月十九日隱居、同八年六月六日病死。御城代之内三千石御加増。

按、因幡寛水二十年十二月死す。『金澤御城代奥村故因幡果申後、前田丹後城代被仰付候事。』右微妙公御夜話中。

○本文九頁下段十八行、御大老、諸大夫より別に命を蒙り兼之。

○景周按、諸大夫のみに命ずるも不見、此所今少書方あるべし。

○本文十一頁上段十行、此時御城代前田權佐等へ仰渡されに云々。

○景周按、權佐は御城番也。但此文義、御城番よりこいふ事ならば、今少書方あるべし。

○本文十一頁下段五行、産物方御用主附。

○頭註曰、御年表に曰、元文二年九月二日横山大和守遠慮被仰付、御組は主膳へ、御城方は安房守へ、産物方御用は御用番へ御引執之事。但産物方御用被仰付候年月考ふべし。然れば是起元なるか。此時分高島金左衛門・行山傳左衛門産物御用勤る。



○本文十一頁下段十四行、蓋被命年月も未考へず。  
 ○景周按、家譜に傳まなるは元和九年こあり。  
 ○本文十一頁下段十六行、青山將監吉隆も御附たるこ見ゆ。  
 ○景周按、吉隆に其の事可疑議こあれこも、其冗長たれば此に略す。世本及家譜並に此本文の通りたれば、先づ此趣にて然るべし。  
 ○本文十二頁上段一行、護國公御附、享保五年九月十五日今枝民部直方津田玄蕃孟昭被仰付、兩人共御家老役なり。  
 ○頭註曰、御年表に、享保五年九月十五日今枝津田先祖家柄被思召、御家老役被仰付、且嗣君御用主附可相勤旨被仰渡。  
 ○本文十三頁上段七行、慶長十四年の頃於高岡、松平伯耆康定、神尾圖書之直勤レ之。  
 ○景周按、松平伯耆譜に、瑞龍公御家老淺井左馬於高岡御扶持被召放、伯耆代レ之こ見ゆ。  
 ○本文十三頁上段十一行、同十五年津田玄蕃正忠云々。

○景周按、津田玄蕃正統家譜に、度々加増年寄役相勤、微妙公御隠居後、本多安房守・横山山城守病氣に付、陽廣公へ御雇被遊度旨御願、其段老中酒井讃岐守殿を以被達上聞之處、一段御尤被思召候旨上意に付、從微妙公御親翰を以被仰下こあり。  
 ○本文十四頁上段十四行、按るに本多政敏・前田孝行こ同時に召出され云々。  
 ○景周按、此こ是より上に既に記レ之、可二併攷一。  
 ○本文十四頁下段六行、兩人若年寄にて、年寄衆御用見習たるここ、上に註する如し。  
 ○頭註曰、榮辱雜記、此日若年寄被仰付候迹跡役相兼可申旨被仰渡。  
 ○本文十四頁下段九行、成瀬内藏助當隆・玉井勘解由貞信四人仰付らる。  
 ○景周按、諸本玉井を成瀬の上列に記す。此時何こか故あるこ見ゆ、可二參考一。  
 ○本文十五頁下段十二行、其始未レ知、往古は平士より勤レ之こ云。

○景周按、寺社奉行の號、元和四・十・二十八能州總持寺へ制札を被爲建、其文中に寺奉行こ出たる處三所見ゆ。是等寺社奉行の職に當るか。平士より勤る例は、同苗小與之助先祖善左衛門なも勤むるこ譜に見ゆ。  
 ○本文十六頁上段四行、同年富田治部左衛門重持被命、其後不破彦三爲貞。  
 ○景周按、此頃二人役にて、其内一人は江戸へ詰る。即ち天和二、治部左衛門在江戸中支配の衆御扶持方、同元年被減儀に付申渡の一紙、皆直判肉書の物余が家に存す。  
 ○本文十六頁下段一行、萬治二年松永永三被召出、同三年木下順庵被召出。  
 ○景周按、富田治部左衛門寺社奉行の時、天和二・正・十三在江戸觸出に、本下等判形の一紙連名物に、木下順庵・五十川剛伯・田中一閑・木下順信・坂井泰順・鈴木道倫・田中友松・山家宗朴・星野覺右衛門・井出松翠・能瀬立竹・江間慶嘉・大地甫齋・竹中是三・山中喜齋・市井友仙等見ゆ。  
 ○本文十六頁下段十一行、室新助の如きは御小將組なり。  
 ○頭註曰、室直清御小將組のこ見えず。組外にて橋爪御

門御番のこ見ゆこいふ。  
 ○本文十七頁下段十五行、附、與力七品、座列云々。  
 ○景周按、文化十三年寺社所聞合與力列、年寄中與力・人持與力・定番頭堀平馬等組附與力・前田云八郎與力・大組頭神田十郎左衛門等組附與力・御持司吉田彦兵衛等組附與力・御留守居物頭音地清左衛門等組附與力・前田木工並與力・御奥小將御番頭九里覺左衛門與力・御大小將奥野三郎七與力・御馬廻小堀牛右衛門等與力・魚津附與力・今石動附與力・境附與力・別宮附與力・本組與力・明組與力、以上此次第一なり。且長屋左近與力は此時舊宅ゆゑ、牛右衛門こ爰に出す。  
 ○本文十八頁上段十一行、慶長九年讃岐御勘氣を蒙る云々。  
 ○景周按、讃岐十九年大坂役出軍に従ふなれば、九年は誤ならん。若は十九の十字脱か。  
 ○本文二十頁下段二行、同四年二月山本金左衛門被召出、石黒の代  
 ○景周按、正徳四・十二廿八石黒伊左衛門御馬醫役に出



身、賜二十口今の品。舊簿中に見ゆ。本文石黒の代り役山  
本金左衛門寶永四二二になれば追考に備。

○本文二十一頁上段二行、別宮附三人、寛永七年關を別宮  
に建られ、前田刑部和勝をして奉行たらしむ。

○景周按、一本十七年とす。然れば與力を置かせらるゝこ  
同年に當る。且亦刑部弟平左衛門は、正保元より石川郡吉  
野村口留被命となり。刑部三男市平、正保三父一所に別  
宮に被爲置、慶安三小松へ被爲召あり。

○本文二十一頁上段十行、萬治寛文に至るまでも其趣見  
とたり。

○景周按、余曾祖父治部左衛門重持、正保二相續の比幼穉  
也。家の舊臣關新左衛門等四人四人の知行合千石與力に御預、自分  
仕也。厥後萬治三御家中自分仕與力穿鑿、多分御取上なれ  
共、重持へは兩人充自分仕候様被仰出、病氣等云者は、御  
預與力の内を以、不達御聽指替召仕、重持一代切にて自分  
仕不被仰付候事。

○本文二十三頁上段七行、平岡小右衛門五左衛門と同  
人なるべし。  
○景周按、平岡小右衛門、二代志摩助弟也。然れば五左衛

門は小右衛門の甥也、子孫絶。小右衛門は配分知三百石。  
○本文二十四頁上段三行、正徳三年四月齋藤善助新知七十  
石を賜ひ此並なる。

○頭註曰、溝江太左衛門正徳四年七月十二日新知六十石小  
頭並、木村平助享保十二年新知六十石小頭並、桐山甚六郎  
同十六年新知小頭並、河島吉左衛門同斷、沖彌三太夫享保  
十年十月加三十石合九十石小頭並。

○本文二十五頁上段一行、御奏者番、寛文元年正月始て六  
人命せらる。

○景周按、寛文元・正松平玄蕃・不破彦三・奥村又十郎・横山  
隼人の四員也。因に記す。延寶の比までは奏者取次と唱、  
奏者番江戸詰有之に付、享保九・九二六無役と被仰出。  
御儉約に付奏者番、享保十四・六・廿五江戸詰相止、出役と  
あり。

○本文二十六頁上段六行、大概自分知二千五百石以上より  
任之。

○景周按、二千石以上に作り可ならん。  
○本文二十六頁上段十行、淺香左京之長三左衛  
門祖

○景周按、三左衛門祖に非ず。即淺香吉之助祖也、香字不  
レ容レ疑。

○本文二十六頁下段一行、元祿二・三年に至りては、當時  
の如く十人にて勤之。

○景周按、貞享の比より十員に見ゆる。  
○本文二十六頁下段十一行、其後は往々當役を勤むる姓名  
見えれば、連綿として當時に至れり。

○景周按、因に記、江戸へ人持火消被置事。『延寶八年不詳  
加藤圖書・伊藤兵助、右兩人江戸火消役被仰付。但今年始て  
人持火消被置。』榮辱雜記に見ゆ。相止年月不見之。伊  
藤は二千五百石、加藤は二千石也。

○本文二十七頁上段一行、正徳二年今枝民部直方命せらる  
ゝ事家譜に見ゆ。

頭註曰、正徳二年三月廿六日御宮火消村井主膳殿、先是横  
山左衛門殿・奥村伊豫殿・小幡宮内殿・津田玄蕃殿・横山監物  
殿。御佛殿今枝民部殿、先是長九郎左衛門殿・奥村内記殿・  
前田主税殿。

景周按、御年表二月十五日あり。

○本文二十七頁上段八行、元祿三年六月九日兩人宛始て命  
せらる。所謂寶圓寺は云々。

○景周按、此比寶圓寺請取口あり。當時は其唱へ異  
也。



### 藩國官職通考解説

藩國官職通考は弦齋湯淺祇庸の著で、その稿本は森田栢園翁の許に傳へられてゐた。この本は、今石川縣立圖書館の所藏に歸して居るものであるが、吾人は先づこの森田本から一通り吟味してかゝる必要がある。

森田本は、内題も外題も、元來藩國官職通考と書かれてゐたのを、その外題だけ栢園翁の手跡で加藩職員考と改めてある。この事に就いては栢園翁自身が、「此書の標題は後年學者の批判を醸すべし。藩國の二字も穩かならず。殊に藩政の職務を官職と號するは非なり。官は官位と熟し、朝廷の職務に當れり。加藩職員通考と改號ありたし。」と淺野屋茂枝が論じて居たと書いてゐるから、それに共鳴して更に少しく改めたものであらう。又この本は二冊に綴られてゐるけれども、内容は八卷に分たれてゐるものであり、その第一卷は御年寄衆諸御役、第二卷は人持組諸御役、第四卷は平士五奉行及び御近習役、第五卷は諸士諸奉行、第六

卷は遠所諸奉行、第七卷は諸場御横目及び平士諸役となつてゐる。その編輯に従うた年月は、左の奥書によつて知られる。こゝに溫知齋とあるのは、湯淺祇庸の別號であることは言ふまでもない。

#### 第四卷奥書

右一冊、今茲本月上旬より官暇を拾ひ編輯。

文化八年未臘月廿七日 溫 知 齋

#### 第五卷奥書

文化九壬申二月晦日 溫 知 齋

#### 第六卷奥書

文化九壬申二月廿七日 溫 知 齋

#### 第七卷奥書

右一冊本月十五日より官暇を拾ひ編輯。

文化九壬申季秋廿四日 溫 知 齋

第一卷と第二卷とは奥書がないのみならず、記載の體裁に於いても稍々異なる所がある。即ち第一・二卷では各項の頭に○印を附けてあるが、後の部分にそれを見ないこゝの如きが是である。又第一・二卷にのみ富田景周の頭註があ



ることも、最初この部分だけが文化八年又はそれ以前に獨立脱稿して、景周の閲覽を求めたものであると思はれるのである。

吾人は今こゝで、この本を印刷に附するに當つて、尤も吾人を悩ました頭註のこゝを語りたい。森田本第一卷の初には、景周翁の自筆で、「上頼朱書、愚得一見應需者也、宜取舍。痴龍老人」云々あつて、至る所本文に對する朱批を加へてあるのである、その外墨書の頭註もあつて、これは原著者の加へたものと認められる。是等の頭註をこの印刷本にさういふ風に保存するかは、可なり吾人に面倒な問題であつた。若し頭註が全巻を通じて加へられてゐるのであつたら、勿論頭註の儘で置きたいのであるが、それにして本文を上下二段組にしてあるから、餘り都合のいゝものでもないのである。それで次には、朱書の分に景周按、墨書の分に頭註日の字を冠せしめて、適當な場所に割註すべく努力したのであつたが、これ亦讀過を難澁ならしめるのみで、甚しい功のないこゝが判つた。で最後に頭註だけを巻末に纏めて置くこゝを工夫したのが、今出來上つた舛裁

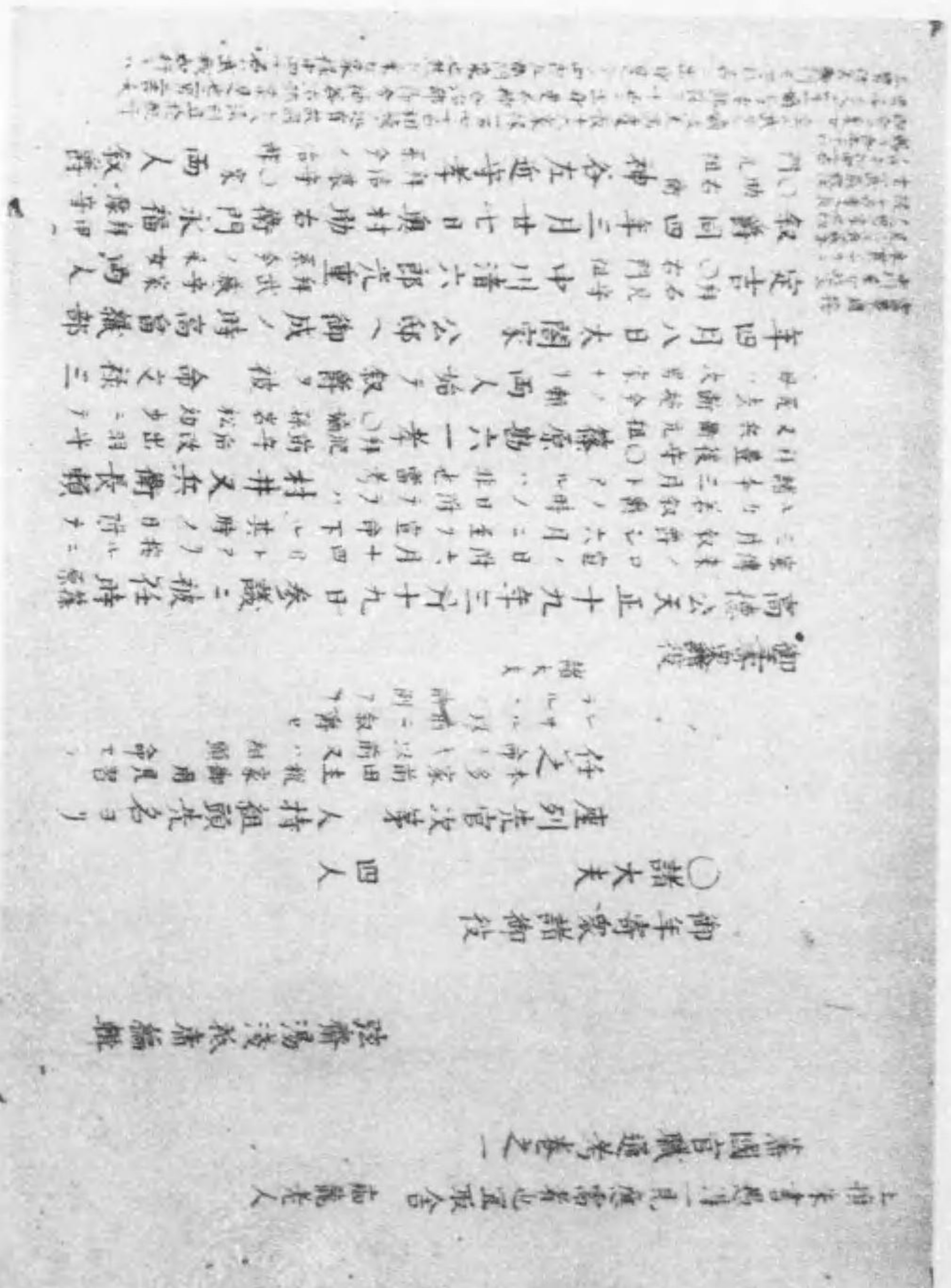
である。但し景周が人名の誤謬を指摘してゐる如き簡單の場合では、直に本文を訂正してしまつたし、又頭註が却つて誤りであるこゝの明瞭な場合に、それを棄て、顧みないこゝもないではなかつた。

森田本が第一・第二・第四・第五・第六・第七卷で、第三卷を缺如してゐるこゝは既に言つた通りであるが、その理由は柿園翁が最後に加へた奥書によつて能く判る。

右藩國官職通考合本二冊者草稿本也。湯淺菴翁曰。頭分以上之分雖遂成功、平士分考證甚未熟也。故脱稿本、除諸士諸役置也云々。今追想此語話而記載于卷末。示後人者也。

紀 良 見

紀良見は柿園翁の本姓と諱とである。柿園翁の文中に、森田本を草稿本だとしてあるが、それは未定稿の意味で、湯淺祇庸の自筆本だのこゝではない。何故なら森田本は兩冊各手跡を異にしてゐるのみならず、『連綿』と書くべきを連綿とするやうな滑稽な誤謬もあつて、到底湯淺祇庸自身ではあり得ないからである。さて又この文に見える理由で、文化九年の頃まだ湯淺祇庸



(木田森)藏館書圖立縣川石



は平士諸役の沿革に關して筆を採らなかつたのであるが、それを後に至つて補ふことになつたのである。それが別種の本には第三卷諸頭一、第四卷諸頭二、第五卷諸頭三、第六卷諸頭兼役となつて居て、この印刷本にも亦採用することにした。随つて森田本の第四卷は第七卷になり、第七卷は第十卷になつた。因に言ふ、校訂者の自家蔵本には、卷數に於いて森田本と同一であるが、内容の非常に變つたものがある。一體に記事の粗雑な點から見ると、森田本よりも前に成つた稿本が傳はつたものと思はれる。

本書の内容は富田景周翁の朱書でも論じられてゐるやうに、必ずしも完全無缺なものでないのであらうけれども、今日に在つては吾人がかく直截簡明に纏まつてゐるものを見得ることに、大いなる満足を感じなければならぬ。恐らくはこの時代に於いて、かうしたものを編輯するに都合のよい資料が可なり存在してゐたものだらう。假令ば、文中に前録といふものを引用してあるが、それは現に残つて居るものか何うか、全く我等の知らない所である。森田本の湯淺祇庸の奥書によつて見るに、随分短日月に編輯したも

のやうに思へるが、これはしかし、多年研鑽が積まれて居た結果に相違ない。

この書を読んだ序に、吾人はさゝやかな問題を提供して大方の示教を得たい。それは第二卷御儒者の條に、

寛文五年十一月六日中泉六右衛門義三・澤田萬庵改宗堅、子孫未考被召出。

この文があつて、そこに景周翁は「宗堅被召出年月追考すべし」の頭註を加へ、割註の「改宗堅子孫未考」の上に朱線を加へて抹消すべきこの意を示してゐることにである。これは景周翁が萬庵即ち宗堅としてゐるものが見えるが、果して然らば「改宗堅子孫未考」が何故いけないとするか。改宗堅だけが不都合ならば、通稱宗堅でも正せばいいのでないか。

景周翁が萬庵を宗堅の號だとすることは、その著燕臺風雅に「澤田宗堅以宗堅、通名號萬庵、又號訥齋」を記してゐるのである。さうして「被召出年月追考すべし」に朱書したのは、本文のやうに寛文五年十一月六日ではなく、十二月六日でないかといふのであらう。(景周翁は燕臺風雅に



さう書いてゐる。さてその加賀藩に筈仕したことが、十一月三十二日と孰れを正しにすることに就いては、今之を判断するの資料を有しないが、吾人は宗堅を萬庵ではないと信じてゐるのである。宗堅は彼の通稱であり、諱は貞三であり、號は訥齋であるが、未だ曾て萬庵なる別號を見ないやうである。その代りに由緒帳による宗堅の子に萬庵道元がある。この萬庵こそは世に萬庵として傳へられるものではなからうか。但し由緒帳の萬庵が萬庵の誤記だと考へることはできないでもない。若しそれを事實としても、依然萬庵は宗堅ではない。道元は諱であらうが、宗堅の文中には男道玄となつてゐて、これ亦何れの字が正しいとも言はれないが、畢竟宗堅に萬庵道元と或は萬庵道玄とかいふ子があるので、訥齋澤田宗堅貞三はその父であることに歸着する。吾人は餘程前からこの事を考へてゐたが、加賀藩史研究のみの殻の中に籠つてゐる身として徹底的に突きこめることができない。宗堅が石川丈山門下の儒者であり、寛文五年以前と貞享二年以後には京師に帷を下してゐたのだから、その詩文の中からも明かにすべき資料が得ら

れないものだらうか。漢學者側からの啓蒙に興りたいと思つてゐるのである。

本書の著者湯淺祇庸の家系は、その祖父才次公美が藩の御算用者になつた時から知られてゐる。才次の初名は吉太夫で、明和中に同小頭となり、新知八十石を受け、後更に二十石を加へ、天明二年正月十一日には三十石を増され、組外組に班したが、同六年二月十八日自害して果てた。そこでその子の半助進良が定番御歩から出直し、書寫役の任務に服し、享和三年十二月二十日新知九十石を受けて新番組となり、文政二年十二月二十七日十石を増せられて組外組に列したが、依然書寫役に加はつてゐた。半助字は子簡、號は弁山又は又新齋、學を好み典故に熟してゐた。半助の子が祇庸で、通稱は彌左衛門、字は子恒、號は弦齋又は温良齋。初め定番御歩の書寫役であつたが、文政元年九月二十一日新番組書寫役となり、同五年十二月朔日には前藩主前田齊廣に屬して竹澤新組に班し、同七年七月二十四日再び新番組書寫役となり、同年十二月十四日組外組に編せられたが矢張り書寫役であり、十三年祿五十石を加へ、弘

化二年には書物奉行兼書寫方奉行兼南土藏奉行になつた。かうした關係から、祇庸はその墓誌にいふ如く『秘卷奇書莫所不窺、以至國家典章制度及諸家系譜卿大夫士庶履歷逸事、亦善究焉』であり、本藩の史學に於ける一時の選であつたのである。萬延元年六月歿する時年七十六。著す所本書の外、北藩秘鑑二十卷、本藩歴譜及び公族譜二十三卷等がある。森田柿園翁が加賀藩史の研究に於いて、あれ程偉大の手腕を發揮し得たことは、一はその家學を紹いだものでもあり、一は翁自身の倫を絶した精力と忠實なる研鑽の結果であつたには相違ないが、亦その金澤柿木島に於ける邸宅が、祇庸のそれと相對して、日夕薰陶啓發せられる所頗る多かつたが爲めである。

因にいふ、湯淺祇庸父子の墓は金澤市の南端野田山にあつて、左記の墓誌が刻まれてゐる。これは掃苔を以て獨自の境地を開拓してゐる畏友南圃太田敬太郎君の探訪に係るものである。

湯淺半助墓

君諱進良。字子簡。號弁山。又號又新齋。湯淺其姓。半助

其稱。考諱公美。稱才次。妣荒木氏。君性端慤。自守極嚴。而外不甚異。壯歲好學。達練事態。曉習典故。安永七年補計吏。爾後歷數職。職秩相進。文政二年至組外。食祿百石。在其職並多所匡益云。君娶荒木氏。生二男。長彌左衛門。今承家。次彌五郎履道。仕爲新番。君以寶曆十一年五月十日生。以文政七年七月廿三日卒。年六十四。法諡曰又新齋釋道味弁山。

文政八年七月

男

祇

庸

建

湯淺君彌左衛門之墓

湯淺君彌左衛門墓銘并序

高澤達撰并書

君諱祇庸。稱彌左衛門。姓湯淺氏。八世祖大和守。仕上杉謙信。守羽越之疆。其孫諱世壽。稱道與。住大坂。以宮木采女推應。奉吾徵妙公內旨。奉送仕焉。祖諱公美。稱才次。考諱進良。稱半助。妣荒木氏。君以寛政十二年。權入書寫方。享和二年爲定番徒士。賜歲俸四十苞。文政元年陞新番組徒士。七年半助君沒。君紹其後。食祿百石。入組外組。十三年以多年勤勞不懈。加賜五十石。併前爲百五十



石。弘化二年爲書物奉行。兼書寫方南土藏兩奉行。其世系履歷詳家譜。萬延元年六月三日以病沒。年七十又六。諡曰惠光院大賢居士。葬于金澤城南野端山。君爲人溫厚謙摯。博學強記。以前後數十年在於圖書府掌書寫。秘卷奇書莫所不窺。以至國家典章制度。及諸家系譜。卿大夫士庶履歷逸事亦善究焉。其談之聲々不倦。明如指掌。於本藩史學亦一時之選也。所著有公室系譜一卷秘鑑二十卷官職考十卷。配杉本氏生二男而沒。長亦夭。季奮庸襲家。頃者奮庸請銘其墓於余。余嘗與君相知。敢不辭。銘之曰。

文獻可徵 後昆取則 纖微不遺 足裨於國  
 文久紀元辛酉七月 男 奮庸建石

昭和六年十二月

校訂者 日 置 謙

昭和七年三月二十五日印刷  
 昭和七年三月三十一日發行

三百部  
 發行

金澤市堂六間  
 石川縣立圖書館內  
 發行者 石川縣圖書館協會  
 代表者 中田邦造  
 金澤市博勞町七四  
 印刷者 向井伊三郎  
 金澤市博勞町七四  
 印刷所 經業堂印刷所  
 電話一七四番



イ 60 74



イ 60 74



終

